

越谷市まちの整備に関する条例
〈技術基準〉

目 次

1. 開発敷地の後退の例
2. 道路配置計画の具体例図
3. 道路の標準構成
4. 車両出入口の設置
5. 河川・水路の標準構成
6. 雨水流出抑制施設の設置
7. 下水道施設の構造
8. 公園・緑化及び広場の設置
9. 消防水利施設等の標準構成
10. 集会所の設置
11. ごみ集積所の設置
12. 擁壁の形式種類例図
13. 市街化調整区域内の基準等

(凡例)

W：幅員

L：延長

I：長さ

φ：直径

H：深さ

(注) この技術基準で特に記載したものを除き、単位はmmとする。

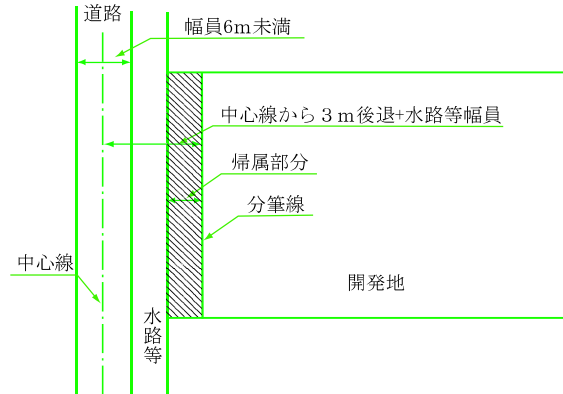
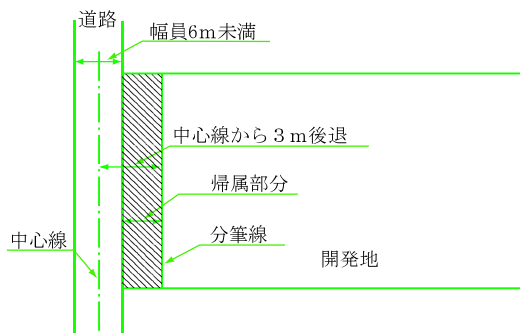
1. 開発地の後退の例

第33条関係

1. 認定幅員1.8m以上有することを原則とする。

(1) 道路幅員6m未満の場合は、道路中心から3m後退し、帰属する。

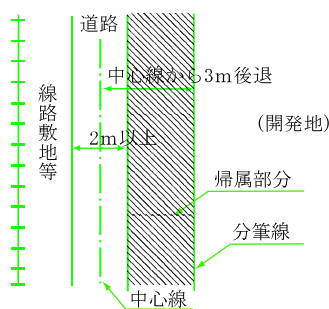
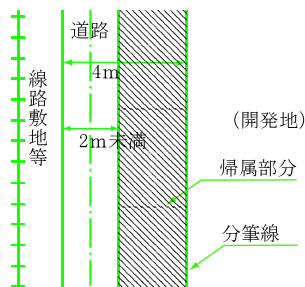
(2) 道路沿いに水路がある場合は、水路等を除き、道路中心から3m後退し、帰属する。



(3) 鉄道又は河川沿いの道路の場合は、次の例図により後退し、帰属する。

ア. 道路幅員2m未満

イ. 道路幅員2m以上



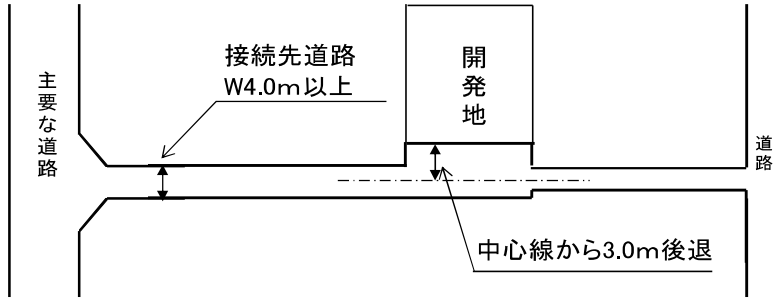
2. 道路配置計画の具体例

第34条関係

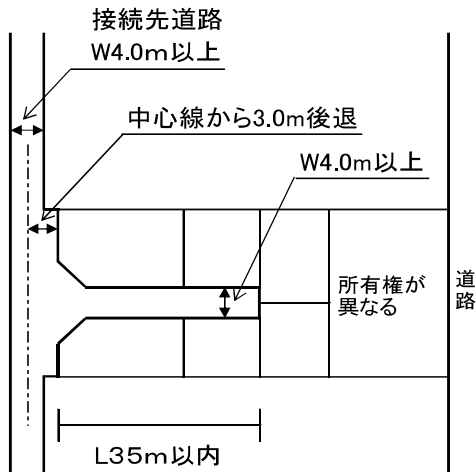
1. 住宅団地の場合の区域外及び区域内の道路の幅員を例示したものである。

1.0ha未満開発例

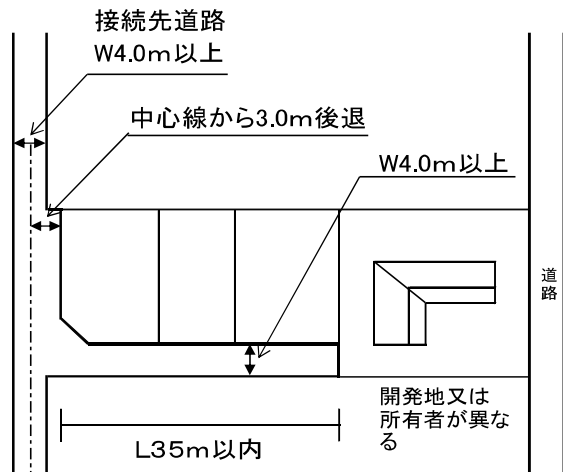
例1



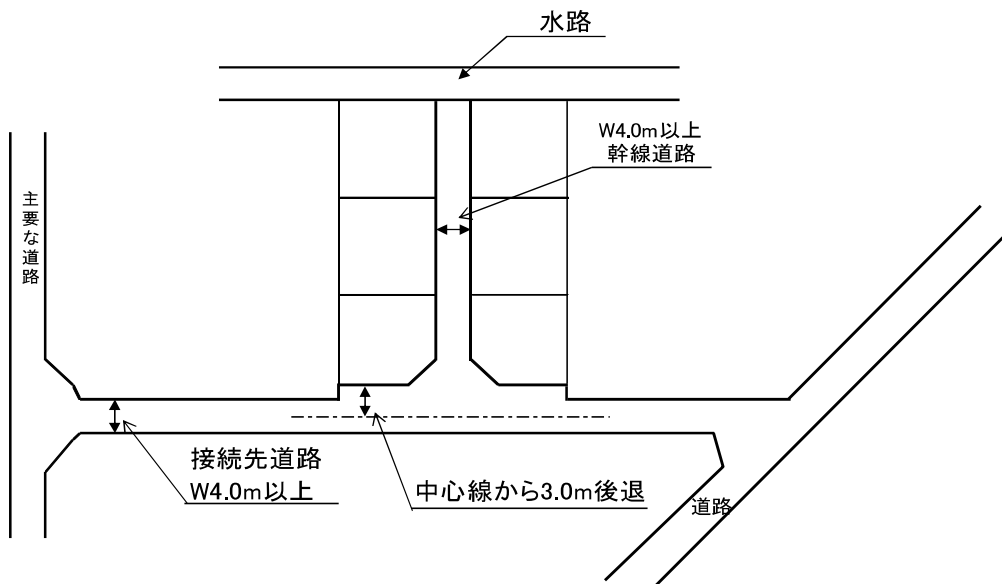
例2



例3

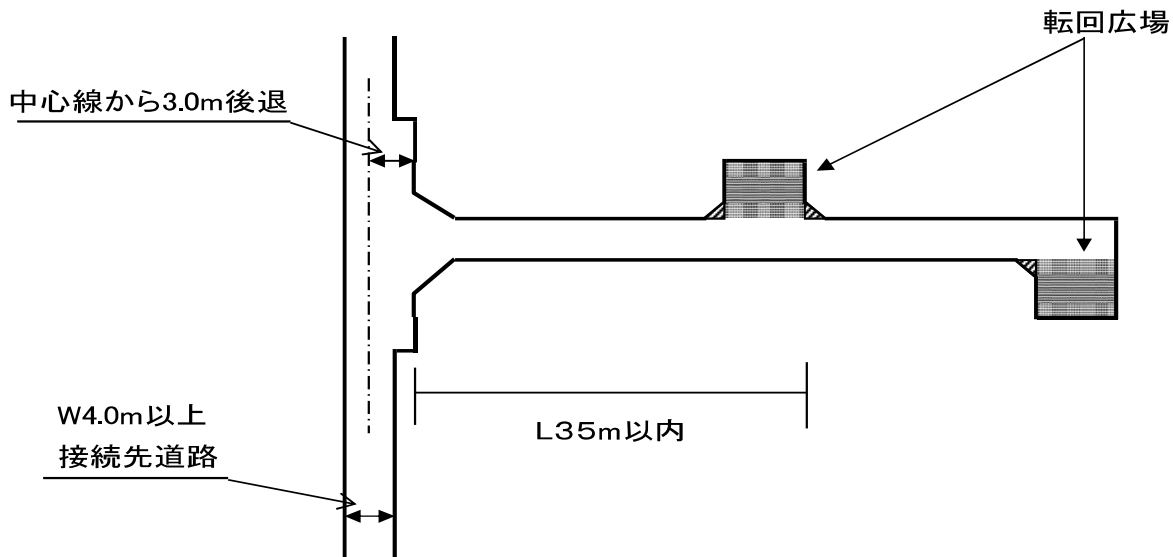


例4



転回広場を設ける

例5



(1) 転回広場の大きさ

ア. 2台停車

間口6m以上として面積40m²以下とする。

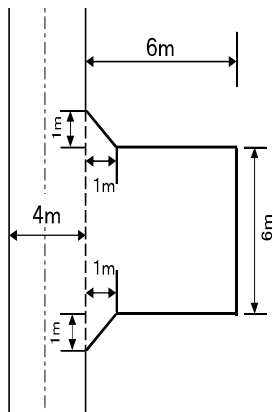
イ. 1台停車

間口4m以上として面積30m²以下とする。

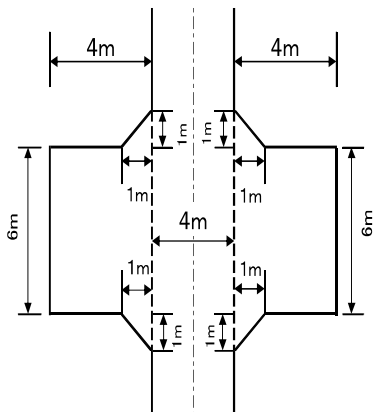
ウ. 角切を設けた場合は、角地の隅角をはさむ辺の長さを1mとする。

(2) 取付例

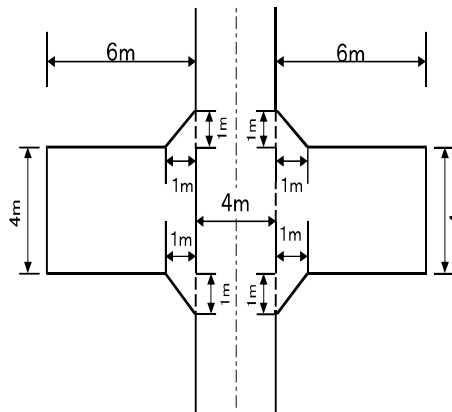
例ア



例イ

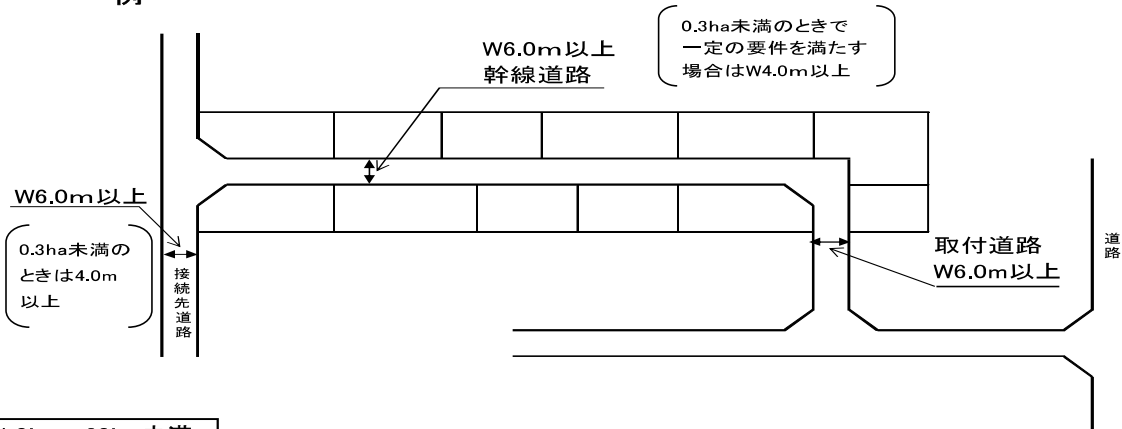


例ウ



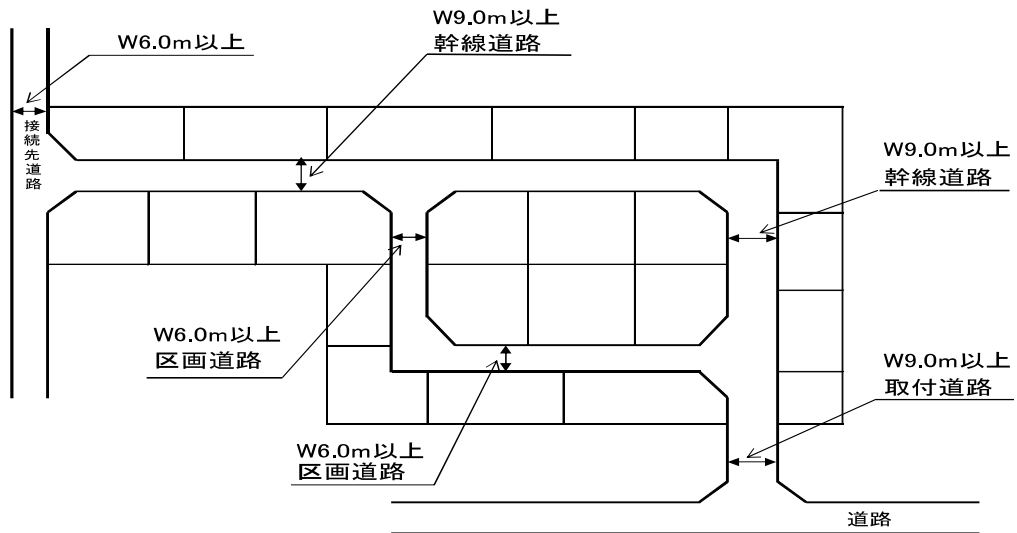
0.05ha~1.0ha未満
住宅団地

例

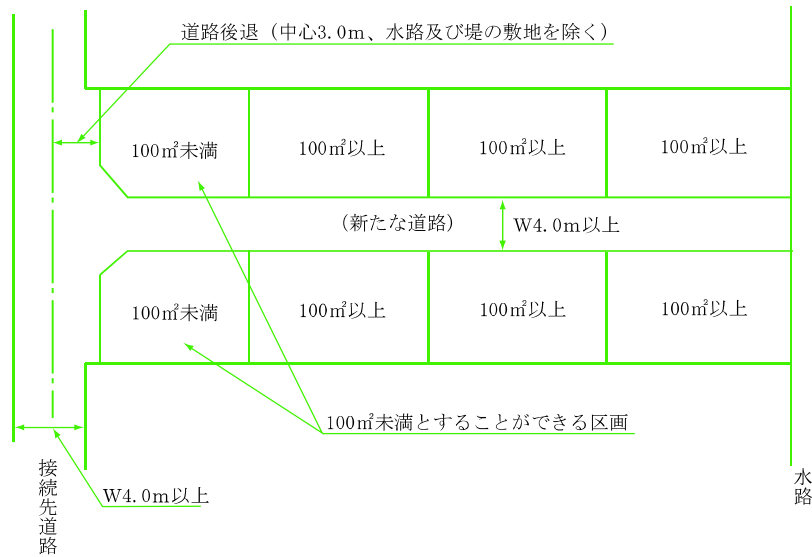


1.0ha~20ha未満
住宅団地

例



例図



- ※ 越谷市まちの整備に関する条例施行規則第37条の規定によることができる開発地は、旧耕地整理法及び土地改良事業等により整備された1区画であり、その規模が概ね1,000㎡（間口が約20m、奥行きが約50m）の土地であって、当該開発区域内に整備される新たな道路の両端が既存の道路又は公共施設に接続するものであることとする。この場合にあつては、当該開発区域内に造成することができる宅地の数は8区画以下とし、かつ、1区画の面積を100㎡未満とすることができる宅地の数は2区画以下とする。

旧市街地の区域図



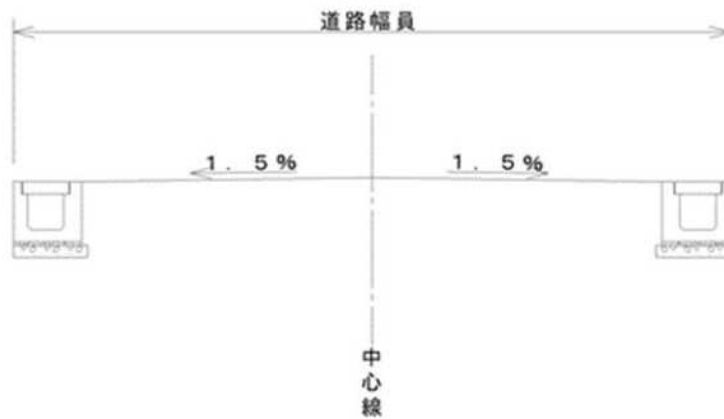
3. 道路の標準構成

第32条関係(規則第22条)

1. 道路の標準断面

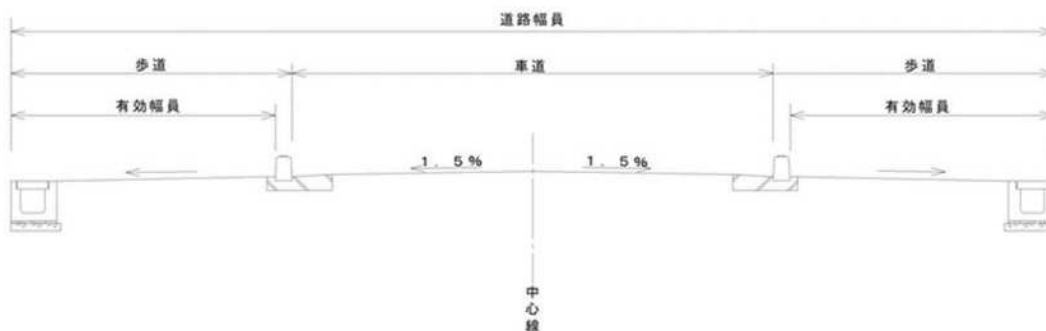
(1) 開発地内の道路及び取付道路について

ア 車道部のみの場合



(2) 歩道を設置する場合

- ア 道路の幅員が9.0m以上の場合は、歩道を2m以上とする。
- イ 歩道の設置にあたっては、バリアフリー対策としてフラット型を標準とする。
- ウ 歩道の幅員が2.5m以上の場合は、適正に植樹するものとする。
- エ 歩車道の分離方法は、歩車道境界ブロックの設置を標準とする。



(3) 接続先道路について

ア 車道部のみの場合

(ア) 前項の規定と同様とする。

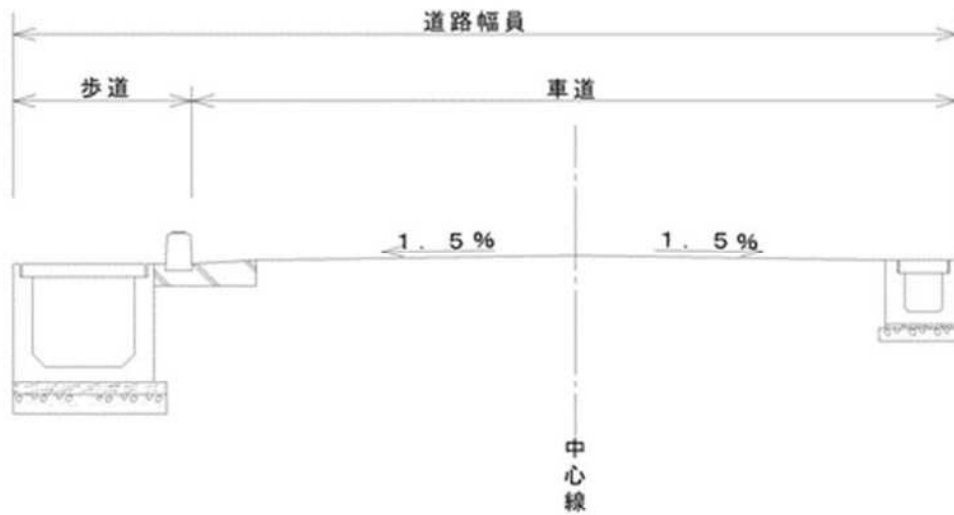
イ 歩道を設置する場合

(ア) 前項の規定と同様とする。

ただし、接続先道路の襟準断面が異なる場合は、この限りでない。

ウ 道路沿いに水路がある場合

(ア) 開発地側の水路を整備し、歩道板及び歩車道境界ブロックを設置する。



2. 排水施設について

排水施設の構造及び断面は、以下のとおりとする。

(1) 排水施設は、原則ロングU字溝を道路の両側に設置し、流末施設に接続させるものとする。

(2) 側溝の断面は、以下を基本とする。

道路幅員	側溝の幅	蓋の厚さ
6 m未満	240 mm以上	100 mm
6 m以上	300 mm以上	100 mm以上

幅及び深さについては、現況及び排水系統、計画高等を踏まえ決定する。

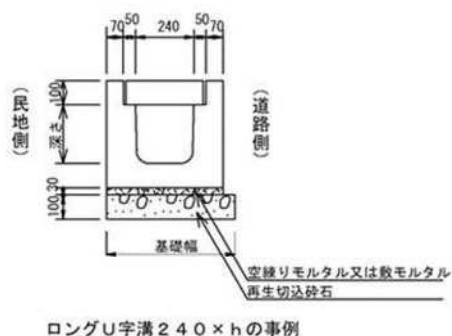
(3) 開発地内道路においては、縦断勾配は3‰（3／1000）を標準とする。

(4) 側溝の交差部及び20 mに1箇所には集水柵（グレーチング蓋）設置を標準とする。

(5) 側溝工

ア 内径・種類

(ア) 6 m未満の道路の場合



①基礎材、基礎厚

U字溝の深さが500 mm未満の場合

空練モルタル又は敷モルタル（30 mm）＋砕石基礎（再生切込砕石）（100 mm）を用いる。

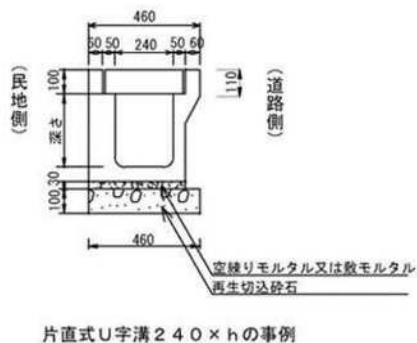
注：田圃等軟弱な地盤で著しく沈下や傾斜等が見込まれる場合は、ベースコンクリートを使用する。

U字溝の深さが500 mm以上の場合

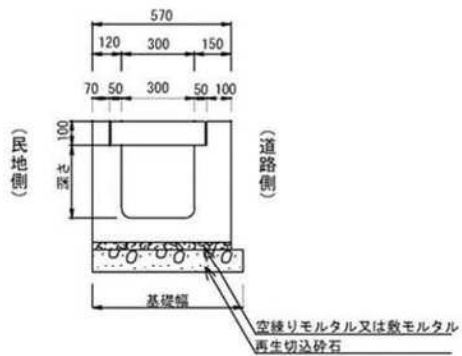
生コン（100 mm）＋砕石基礎（再生切込砕石）（100 mm）を用いる。

②基礎幅

U字溝の幅＋50 mm（U字溝側面から道路側に50 mm）



(イ) 6 m以上の道路の場合



①基礎材、基礎厚

U字溝の深さが500mm未満の場合

空練りモルタル又は敷モルタル（30mm）＋
砕石基礎（再生切込砕石）（100mm）を用
いる。

注：田圃等軟弱な地盤で著しく沈下や傾斜等が
見込まれる場合は、ベースコンクリートを使用
する。

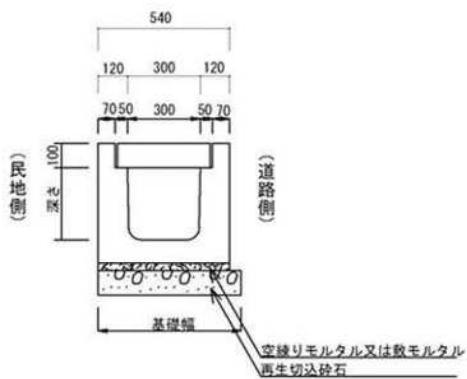
U字溝の深さが500mm以上の場合

生コン（100mm）＋砕石基礎（再生切込
砕石）（100mm）を用いる。

②基礎幅

U字溝の幅＋50mm（U字溝側面から道路
側に50mm）

(ウ) 歩道部の場合



①基礎材、基礎厚

U字溝の深さが500mm未満の場合

空練りモルタル又は敷モルタル（30mm）＋
砕石基礎（再生切込砕石）（100mm）を用
いる。

注：田圃等軟弱な地盤で著しく沈下や傾斜等が
見込まれる場合は、ベースコンクリートを使用
する。

U字溝の深さが500mm以上の場合

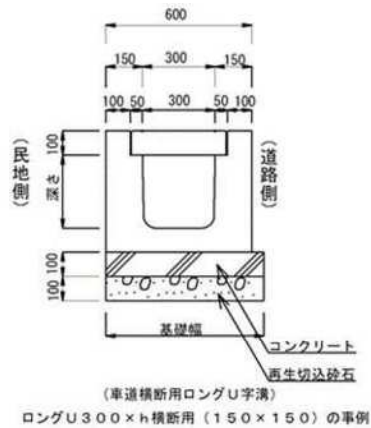
生コン（100mm）＋砕石基礎（再生切込
砕石）（100mm）を用いる。

②基礎幅

U字溝の幅＋50mm（U字溝側面から道路
側に50mm）

(エ) 横断部の場合

車両出入口（大型車を除く）の場合



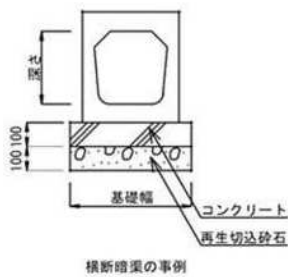
①基礎材、基礎厚

生コン（100mm）＋砕石基礎（再生切込砕石）（100mm）を用いる。

②基礎幅

U字溝の幅＋50mm（U字溝側面から道路側に50mm）

道路の交差部又は車両出入口（大型車）の場合



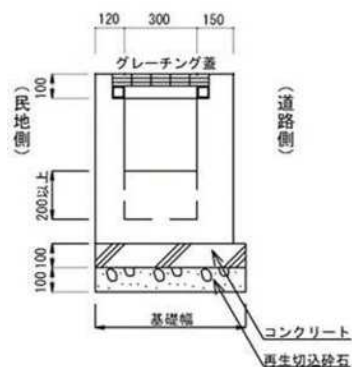
①基礎材、基礎厚

生コン（100mm）＋砕石基礎（再生切込砕石）（100mm）を用いる。

②基礎幅

U字溝の幅＋100mm（U字溝側面から左右各50mm）

(オ) 集水枳の場合



①側溝から暗渠、側溝から水路に接続する場合には必ず設置する。

②側溝と市道等の側溝等との交差する箇所に集水枳を設ける。

③蓋はグレーチング蓋を用いる。（歩道部は細目・滑り止め付きグレーチング蓋。）

④基礎は生コン100mm＋砕石基礎（再生切込砕石）（100mm）とする。基礎幅はU字溝の幅＋50mm（U字溝側面から道路側に50mm）

（※薄壁部は必ずコンクリートで補強する。）

⑤グレーチング蓋の構造は、滑り止め付き及びヒンジ式又はチェーン付きとする。

(6) 蓋掛け工

ア. 原則として埼玉県型甲蓋B型配列とし、集水柵及びグレーチング蓋を20mに1箇所設置するものとする。歩道部のグレーチングは、細目・滑り止め付きグレーチング蓋を用いる。

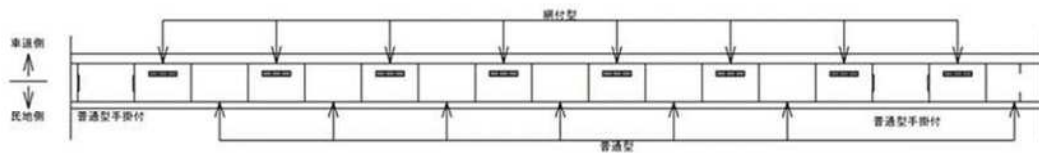
イ. グレーチング蓋の設置方法については、蓋のガタツキが起こらないように柵の大きさと同様なものを設置し、柵と側溝の接続箇所に掛からないように設置する。

ウ. グレーチング蓋の構造は、滑り止め付きかつチェーン付きとする。

エ. 網付型の網部分は、防食性の材料を使用する。

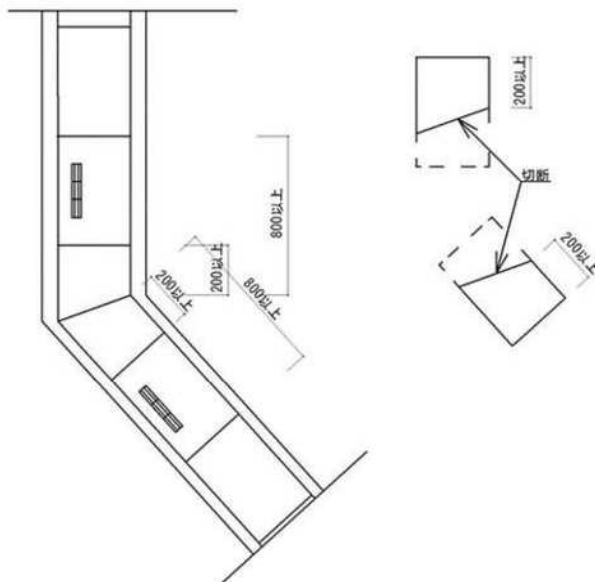
○B型配列（10m当たり）

（普通型と網付型を1枚おきに使用、内清掃用に普通型で手掛のあるもの2枚使用）



（※蓋間隔5mm空けて取り外しができること）

○すみ切部加工部（U字溝、蓋）



※注意 現場打ちは不可

3. 街渠工について

街渠工は、以下の場合に設置するものとする。

(1) 歩道を設置する場合

(2) 道路沿いの水路に歩道板を設置する場合

ア. 歩車道境界ブロックは、原則としてCブロックを用いる。

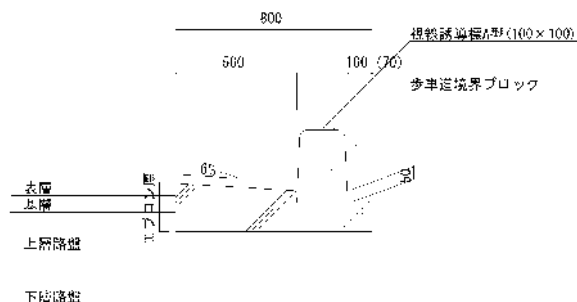
イ. エプロンの幅500mmとし、厚さは道路設計基準（交通量により異なる。）による。クラックを防止するため、1箇所／10mに目地を設ける。

ウ. 街渠柵は、1箇所／10m設置し、1～2cm下げて施工する。

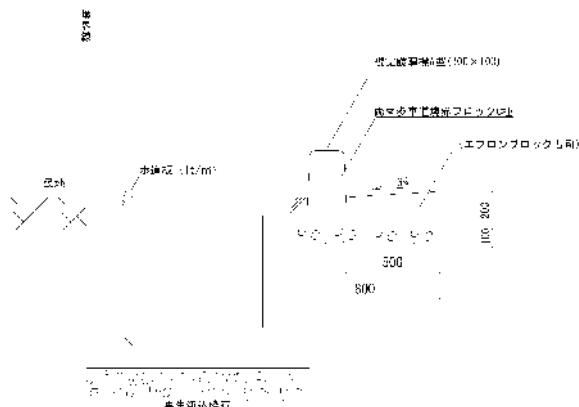
エ. 街渠柵を設置しない道路については、水抜き用の歩車道境界ブロック1本／1.8mを標準とする。ただし、接続先道路の標準断面が異なる場合は、この限りではない。

オ. 歩道を切り下げる場合は、平ブロック又はバリアフリー用ブロックを設置し、エプロンとの段差は2cm以内とする。

○路盤工施工幅



○道路沿いに水路がある場合の整備



※・視線誘導標及び水抜ブロックは4.8m毎

・境界ブロック端はコーナブロックを使用

4. 路盤・舗装工

舗装材は、車道部についてはアスファルト舗装を、歩道部については透水性舗装を標準とする。

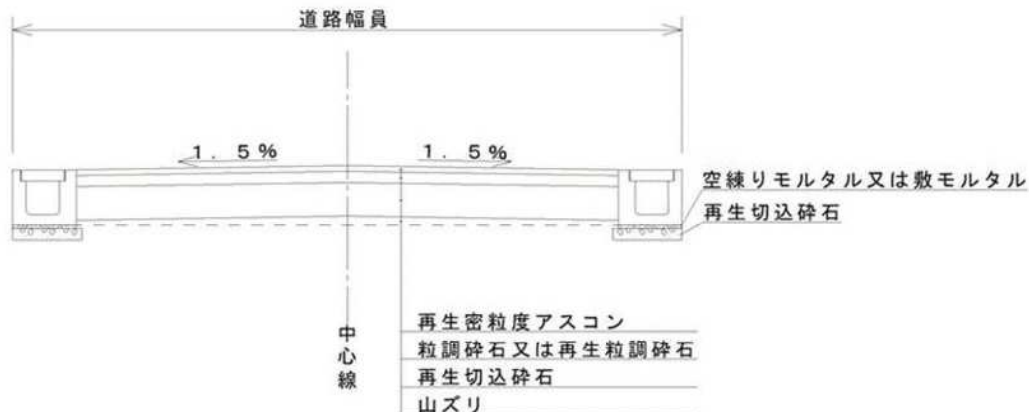
(1) 車道部

ア 車道組成

	表層工(A)	上層路盤工(B)	下層路盤(C)
6m未満の道路	再生密粒度アスコン 40mm	粒調碎石100mm 又は 再生粒調碎石120mm	再生切込碎石 200mm
6m以上9m未満 の道路	再生密粒度アスコン 50mm	粒調碎石100mm 又は 再生粒調碎石120mm	再生切込碎石 300mm
9m以上の道路	大型車の交通量及び現場CBRを勘案し、道路構造令等を参考に表層厚、路盤厚、路床厚を決定するものとする。		

イ 横断勾配

車道の横断勾配はセンター振り分けの1.5%とする。ただし、排水施設が片側のみの場合は、片勾配1.5%とする。

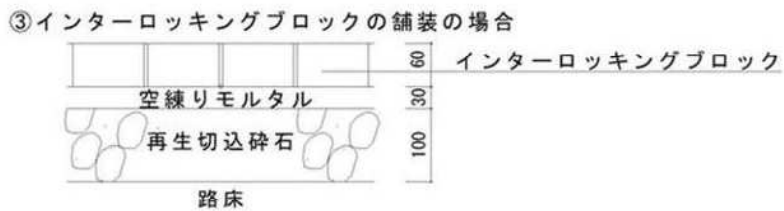
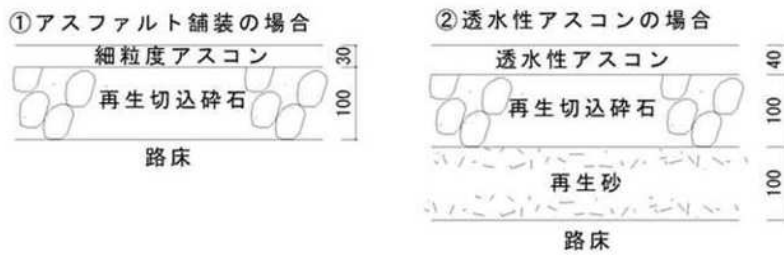


(2) 歩道部

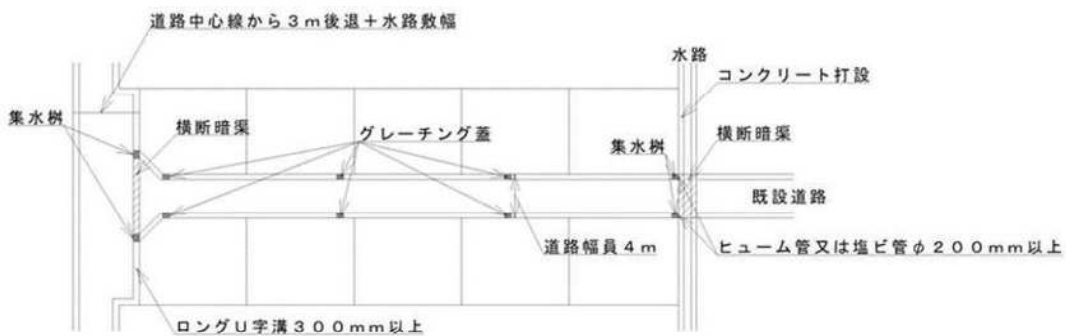
ア 一般部組成

	表層工(A)	路盤工(B)
アスファルト	細粒度アスコン30mm	再生切込碎石100mm
透水性アスコン	透水性アスコン40mm	再生切込碎石100mm＋ 再生砂100mm
インターロッキング	インターロッキングブロック ＋空練りモルタル30mm	再生切込碎石100mm

透水性舗装を標準とするが、接続先道路の標準断面が異なる場合は、この限りではない。



5. 開発地内の区画道路及び接続先道路の事例（4m道路の場合）



(1) 区画道路の標準断面



側溝工

- ・ ロングU字溝240mm以上を設置する。

蓋掛け工

- ・埼玉県型甲蓋B型配列とする。

舗装路盤工

再生密粒度アスコン40mm	A
粒調碎石100mm又は再生粒調碎石120mm	B
再生切込碎石200mm	C

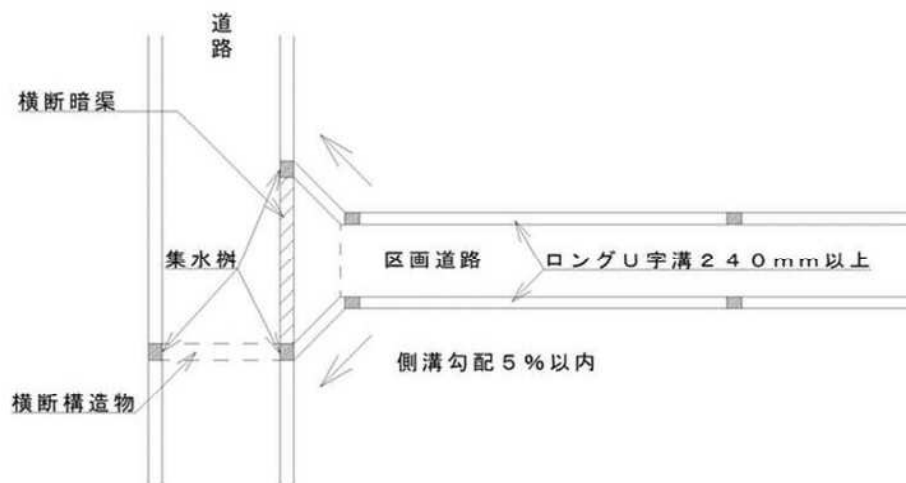
路床工

- ・現況地盤から路盤下面の間は山ズリにて盛り土する。

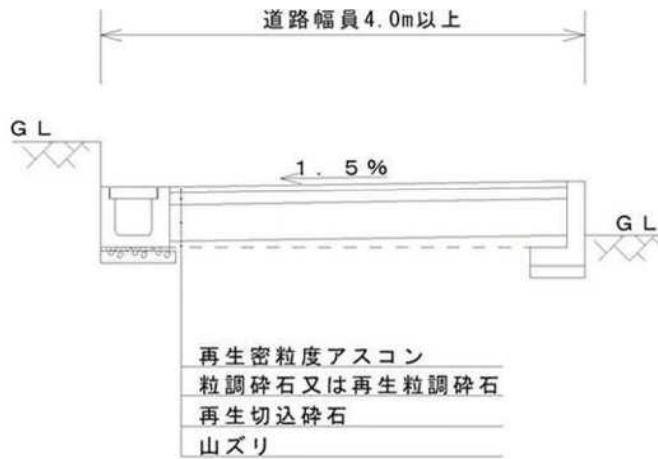
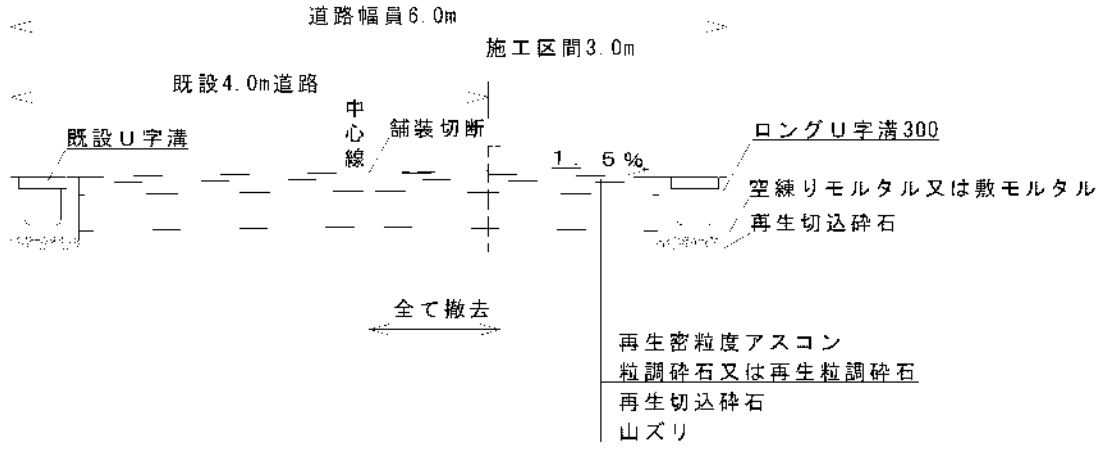
(2) 縦断勾配

縦断勾配は3‰（3／1000）を標準とし、接続道路及び水路への振り分け排水を基本とする。

(3) 区画道路の接続



6. 接続先道路の拡幅



4. 車両出入口の設置

第32条関係

1. 出入口の構造

車道から直接出入りする場合は、側溝等を車両横断に耐えうる構造とする。なお、大型自動車が通行する部分は、暗渠化構造とし、両端に集水柵設置を行うものとする。その際グレーチング蓋は、滑り止め付き及びヒンジ式又はチェーン付きとする。

車道から歩道を横断する場合の構造は「別表」及び「別図」を標準とする。

2. 出入口の設置箇所数

(1) 出入口の設置箇所数は、1敷地について原則1箇所とする。ただし、歩行者等通行の安全上必要と認められる場合は、2箇所とすることができる。

(2) 次に掲げるもののうち道路管理者が必要と認める場合は2箇所以上とすることができるが、道路を通行する歩行者、自転車や他の車両等の通行を確保する観点から厳密に判断するものとする。

① 大規模店舗等で駐車場が広い場合。

② 給油所、コンビニエンスストア、倉庫等、車両の出入りが頻繁な施設の場合。

③ 同一敷地内において使用目的が異なり分離されている場合。

※ 大規模店舗、給油所、コンビニエンスストア等は、車両が車両出入口以外から進入できないよう、駐車場内に進入防止施設を設けること。

※ 専用住宅に進入防止施設を設ける場合についても敷地内で対処するものとする。

3. 出入口の設置場所

(1) 出入口の設置場所は、原則として次に掲げる場所以外とし、道路交通上最も支障が少ないと認められる場所とする。ただし、専用住宅で歩道に面していない場合はこの限りではない。

① 道路の交差部、接続部又は屈曲部から5m以内の部分

② 横断歩道（停止線）から5m以内の部分

③ バス停留所から10m以内の部分

④ 消防用施設の設置場所から5m以内の部分

⑤ 火災報知器の設置場所から1m以内の場所

⑥ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分

⑦ その他、道路管理及び交通安全上支障があると認められる部分

※ 上記箇所に設置する場合は、事前に道路管理者及び警察署との協議を行うこと。

(2) 出入口は街路樹、大型標識、道路照明灯その他道路の付属物の移設が生じない位置に計画すること。なお、やむを得ない理由により道路の付属物及び占用物の移設を行う場合は、その管理者と十分協議を行うこと。

開口部の幅

出入口幅は下表を標準とするが、歩行者等の安全を考慮し必要最小限となるよう計画するものとする。

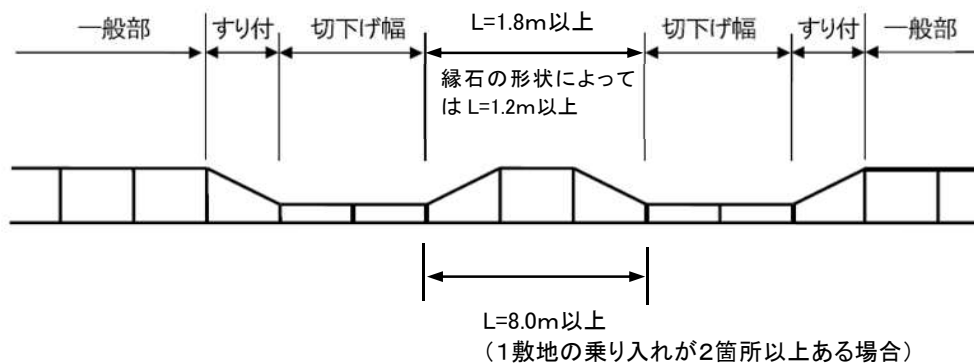
自動車の区分	用途	開口部の幅
普通自動車	専用住宅	4.0m以下
不特定多数の普通自動車	店舗 共同住宅等	6.0m以下
大型自動車	大規模工場 大型駐車場等	8.0m以下

- (1) 普通自動車が入出する専用住宅で、歩道に面していない場合、出入口の幅は最大で敷地の間口までとする。
- (2) 専用住宅においてやむを得ず駐車場を並列駐車とする場合は、1箇所につき2台(2.5m/台)を限度とする。
- (3) 上記に該当しない自動車については、軌跡図に基づき別に開口部の幅を決定することができる。ただし、この場合であっても最大12.0mまでとする。なお、軌跡は対向車線を含めた全幅(構造的に往復分離されている道路は片側の幅)を使用するものとして作図すること。

4. 連続する出入口等の間隔

出入口が近接または連続する場合は次のとおりとする。

- ① 隣接地との車両出入口が連続する歩道切下げ間隔は、1.8m以上(現地の縁石の形状によっては1.2m以上)確保するものとする。
- ② 1敷地で2箇所以上の出入口を設ける場合は、出入箇所の間隔は8.0m以上とするものとする。ただし、敷地の形状などにより間隔の確保が困難な場合は、この限りではない。



5. 街路樹・植樹柵等の取扱い

車両出入口設置に伴う街路樹、植樹柵の取扱いについては次の通りとする。

- ① 車両出入口は、街路樹及び植樹柵を避けること。ただし、やむを得ない場合は、道路管理者と協議し、街路樹の移植及び植樹柵を移設するものとする。
- ② 街路樹は移植を原則とする。ただし、周辺の状況や移植の難易度により道路管理者が移植困難と判断した場合は、伐採、抜根し適正に処分すること。
- ③ 代替樹木を植栽する場合は、道路管理者と協議し移設する植樹柵または近隣の植樹柵に植樹するものとする。
- ④ 代替樹木の大きさは、樹種等に応じて樹高3.0mから5.0m程度のものとし、樹木の樹高及び幹径に応じた支柱を設置すること。
- ⑤ 植樹柵の移設が周辺の状況により困難な場合は、植樹柵を撤去し、歩道舗装等で復旧するものとする。
- ⑥ 道路管理者が移植等を不要と判断した場合は、伐採、抜根して適正に処分し、不要となる植樹柵も歩道舗装等で復旧するものとする。
- ⑦ その他、街路樹、植樹柵の移植及び移設等で上記に定める以外については、道路管理者と協議するものとする。

6. その他

不特定多数の車両の通行の用に供する出入口を設置する場合は、歩道内における車両の通行、駐車又は歩道内へのはみ出しを防止するため、敷地内に車止めや柵の設置等必要な措置を講じることとする。

別表

「出入口部標準舗装構成表」

(単位：mm)

舗装区分		アスファルト舗装	インターロッキングブロック舗装
表層	再生密粒度アスコン	50	—
	ブロック	—	80
	空練りモルタル	—	30
上層路盤	粒調碎石 (M-30)	200	200
下層路盤	再生切込碎石 (RC-40)	200	200
合計厚		450	510

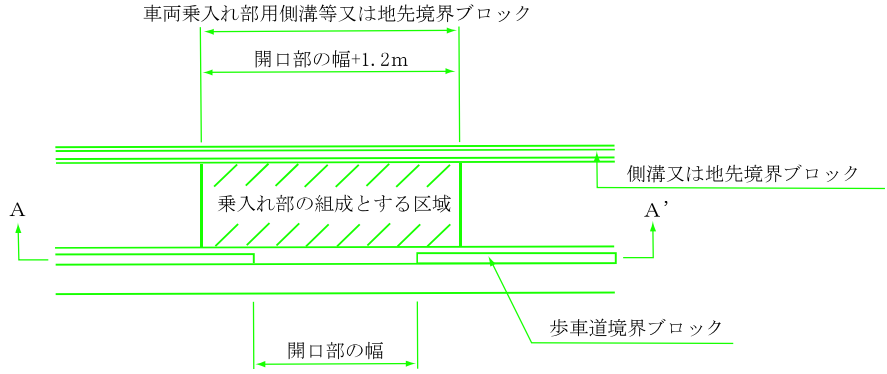
※ 大型自動車乗入の場合は別途協議すること。

出入口の構造

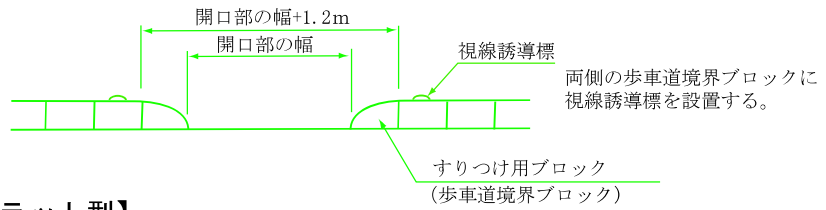
別図-1

【フラット型】

平面図

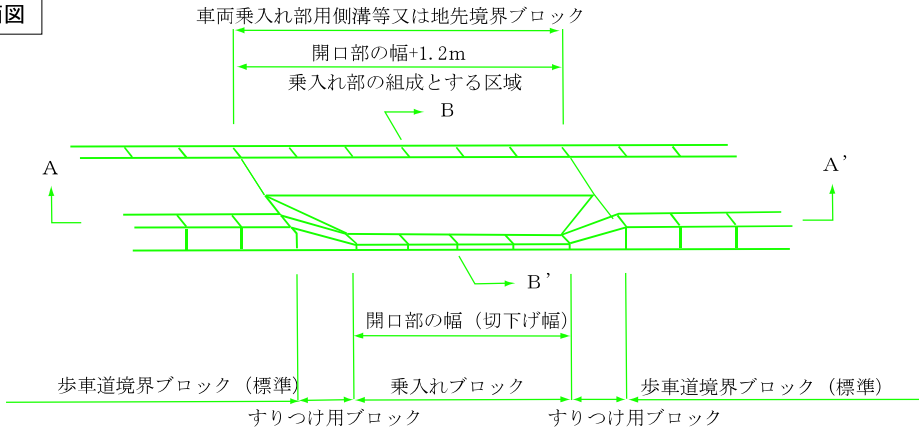


A-A' 断面図

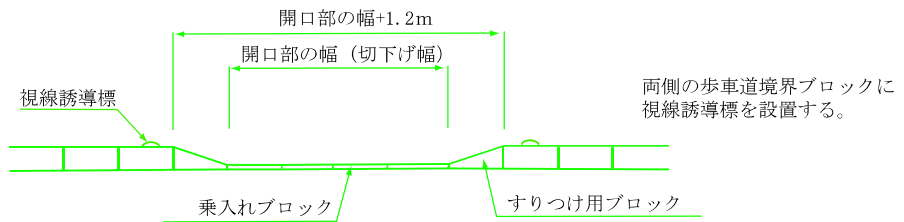


【マウンドアップ型セミフラット型】

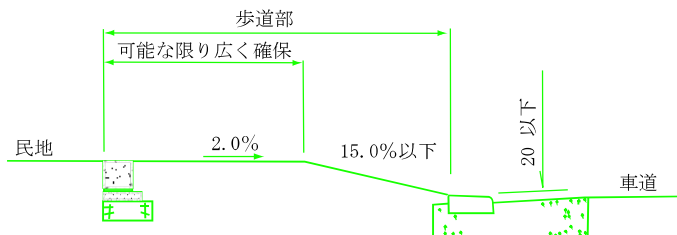
平面図



A-A' 断面図



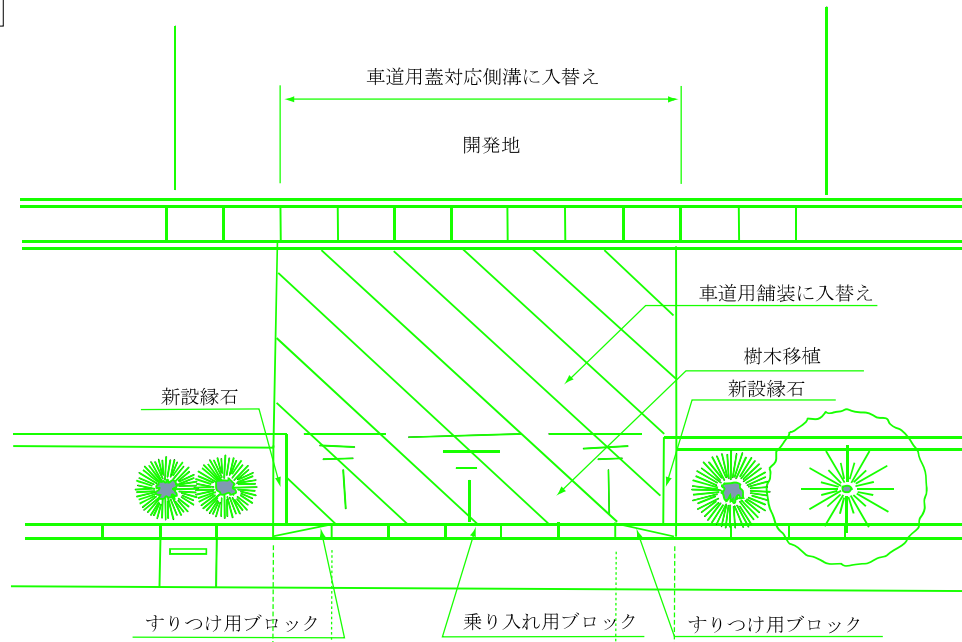
B-B' 断面図



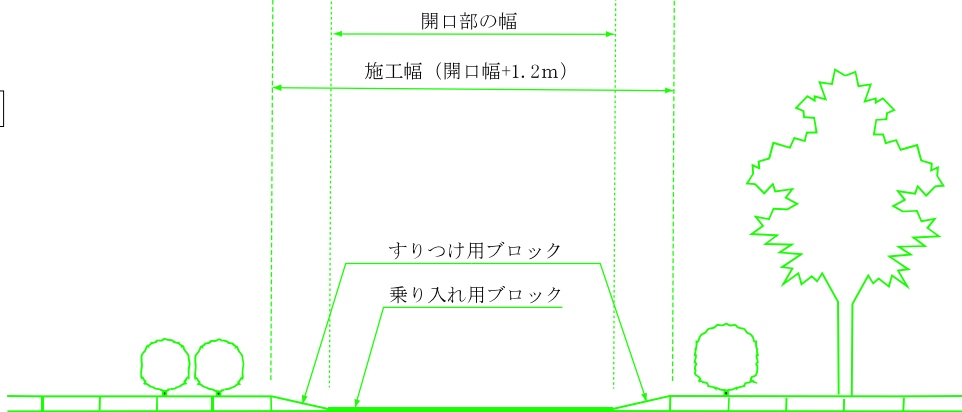
通常の歩道（マウンドアップ型・植樹帯あり）

別図-2

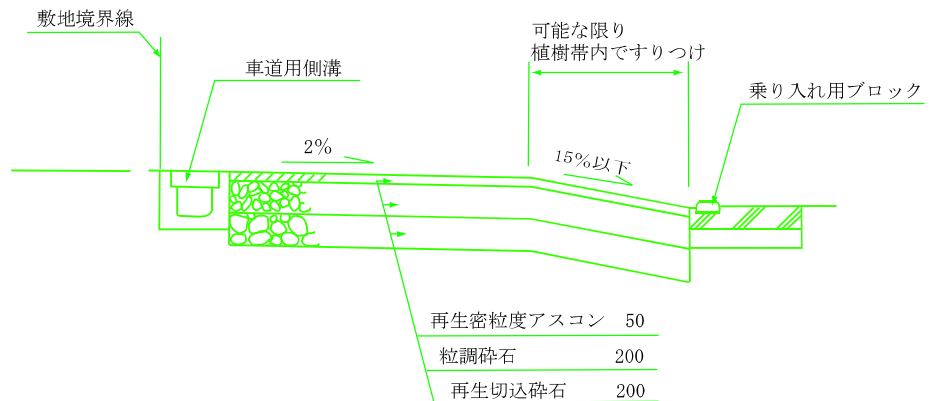
平面図



側面図



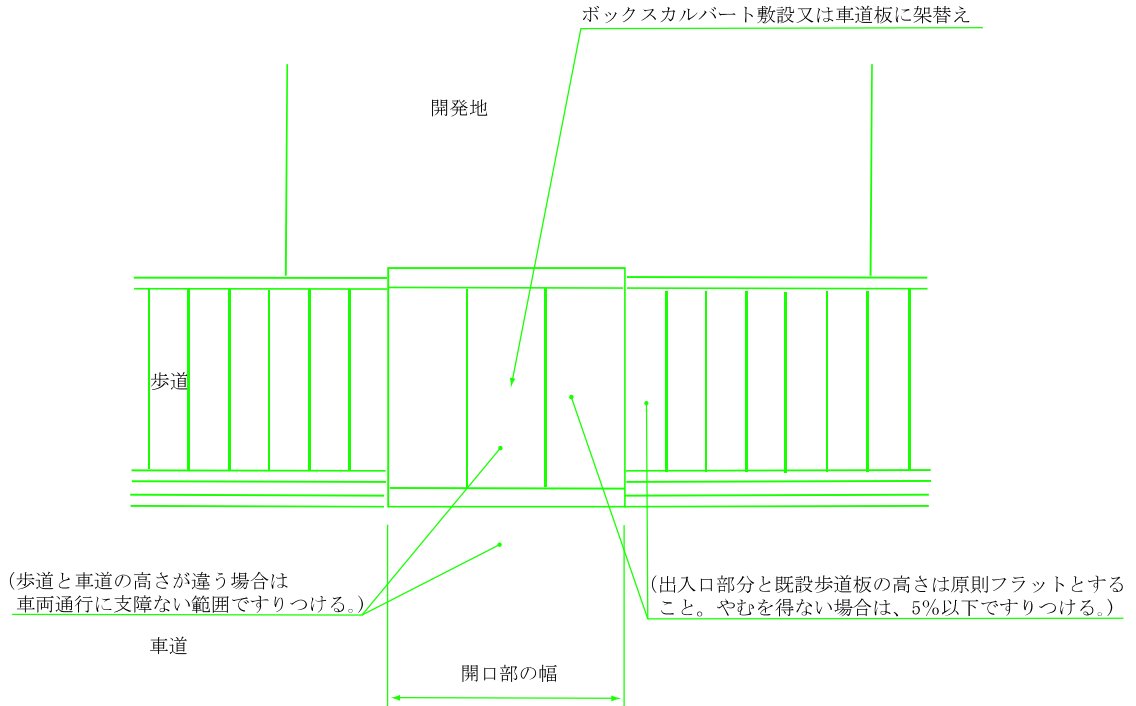
断面図



水路蓋の歩道

別図-3

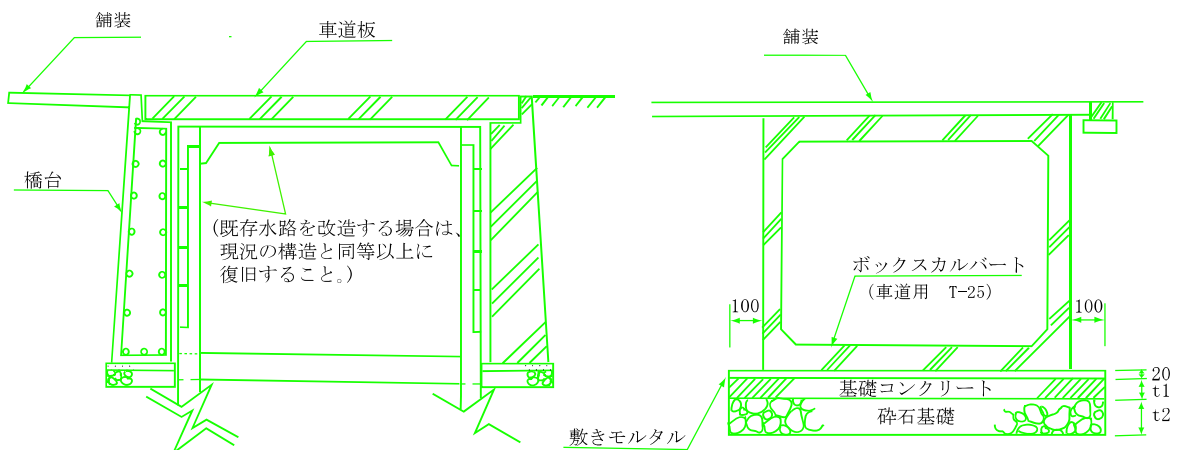
平面図



断面図

【車道板の場合】

【ボックスカルバートの場合】



※ 車道板及び橋台の構造は、出入りする車両により決定すること

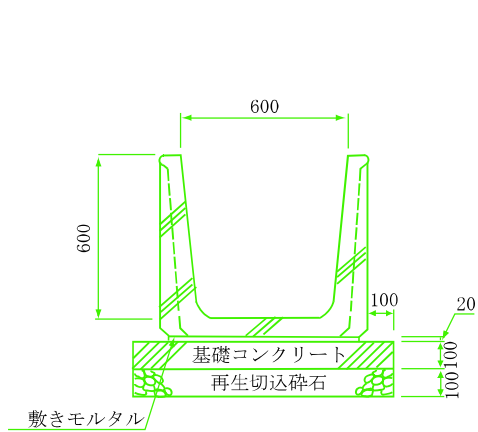
※ 舗装の組成については、別途協議により決定すること

《基礎厚》

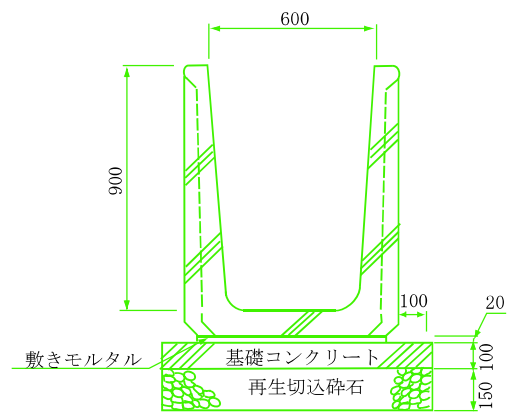
ボックスカルバート内径寸法	t1	t2
600×600～1000×1000	100	150
1000×1100～2000×2000	150	200
2200×1800～3500×2500	200	250

フリューム 構造図

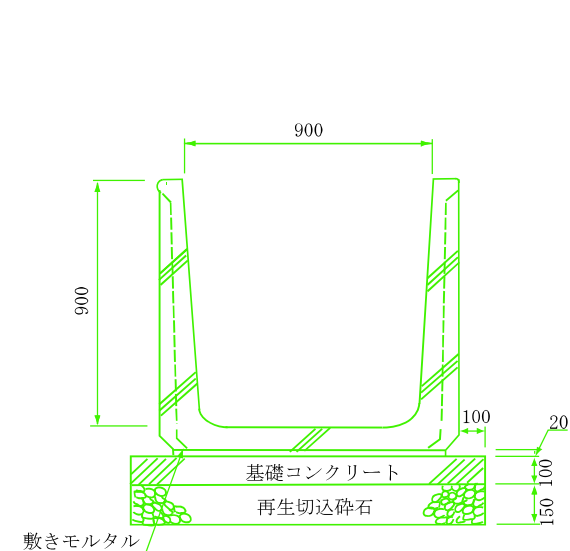
600 × 600 × 2000



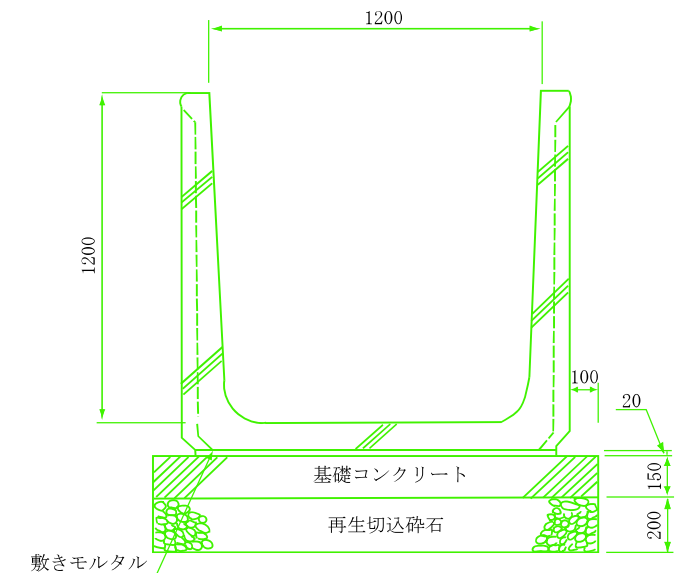
600 × 900 × 2000



900 × 900 × 2000

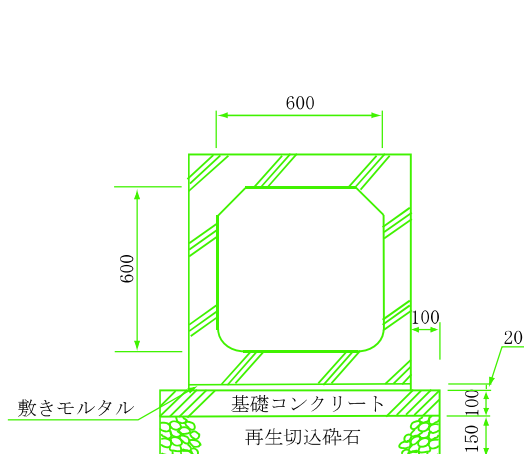


1200 × 1200 × 2000

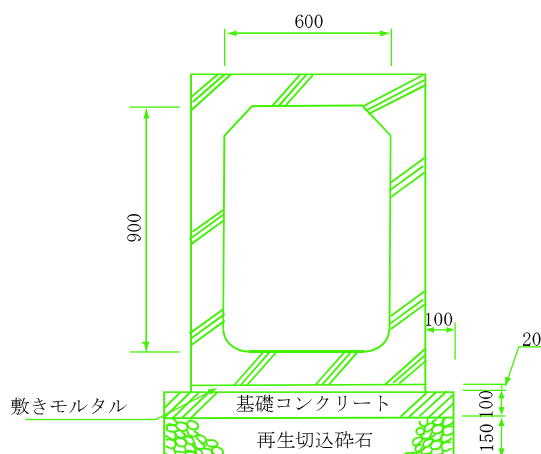


ボックスカルバート 構造図

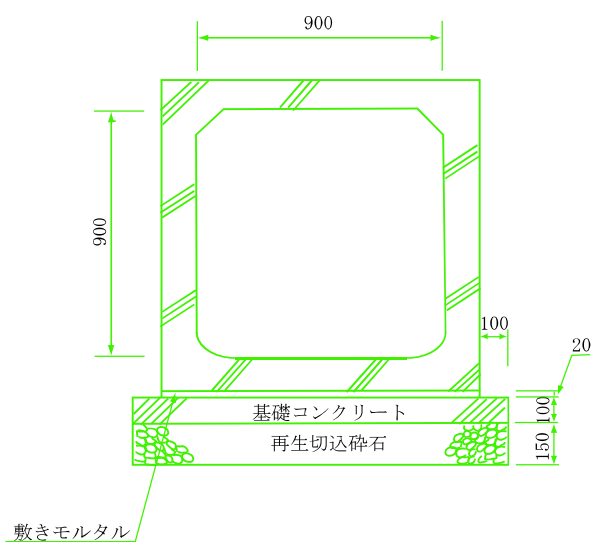
600 × 600 × 2000



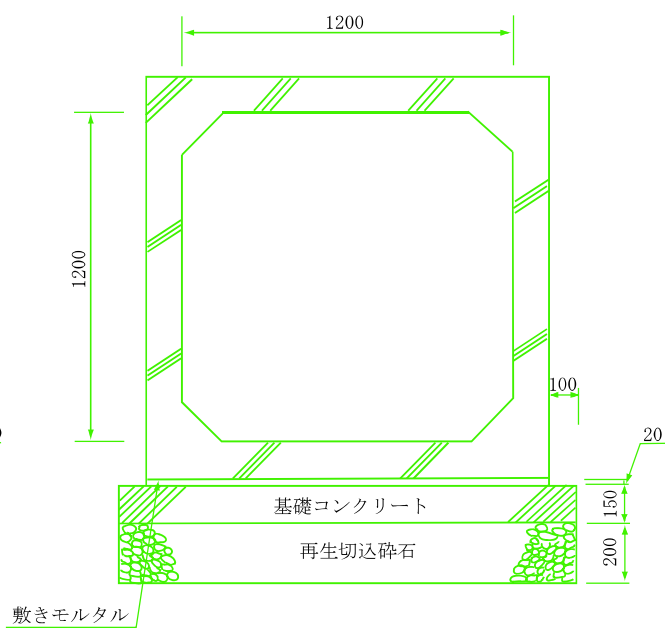
600 × 900 × 2000



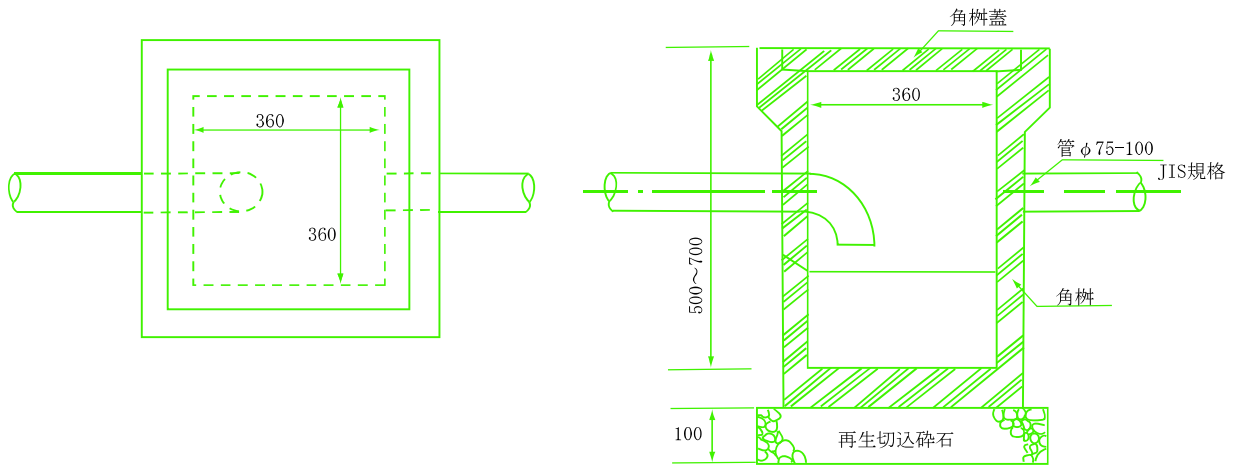
900 × 900 × 2000



1200 × 1200 × 2000



排水に伴う一般宅内の集水枳図



6. 雨水流出抑制施設の設置

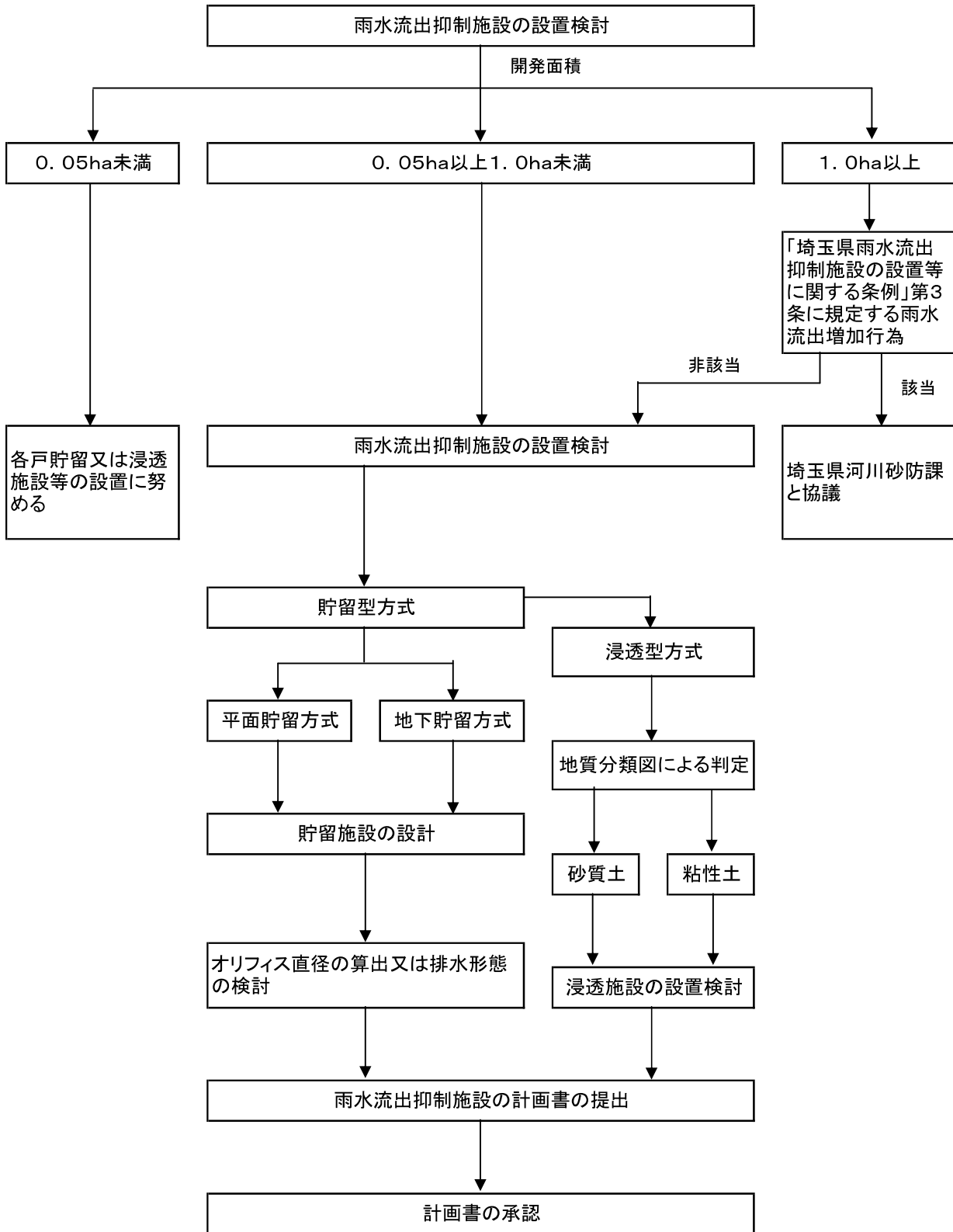
第37条関係（規則第29条）

1. 雨水流出抑制施設設置の考え方

- (1) 雨水流出抑制施設は、貯留型の設置を原則とするが、開発地の細分化により狭小な敷地が生じる場合や建築物の配置計画等により、これによることが困難な場合に限り、浸透型の施設を設置することができる。

- (2) 浸透型の雨水流出抑制施設を設置する場合は、図1に示す越谷市土質分布図に基づく地質により、浸透量を算出すること。なお、申請地の地質を個別に調査する場合にあっては、市と調整の上、その浸透量を決定する。

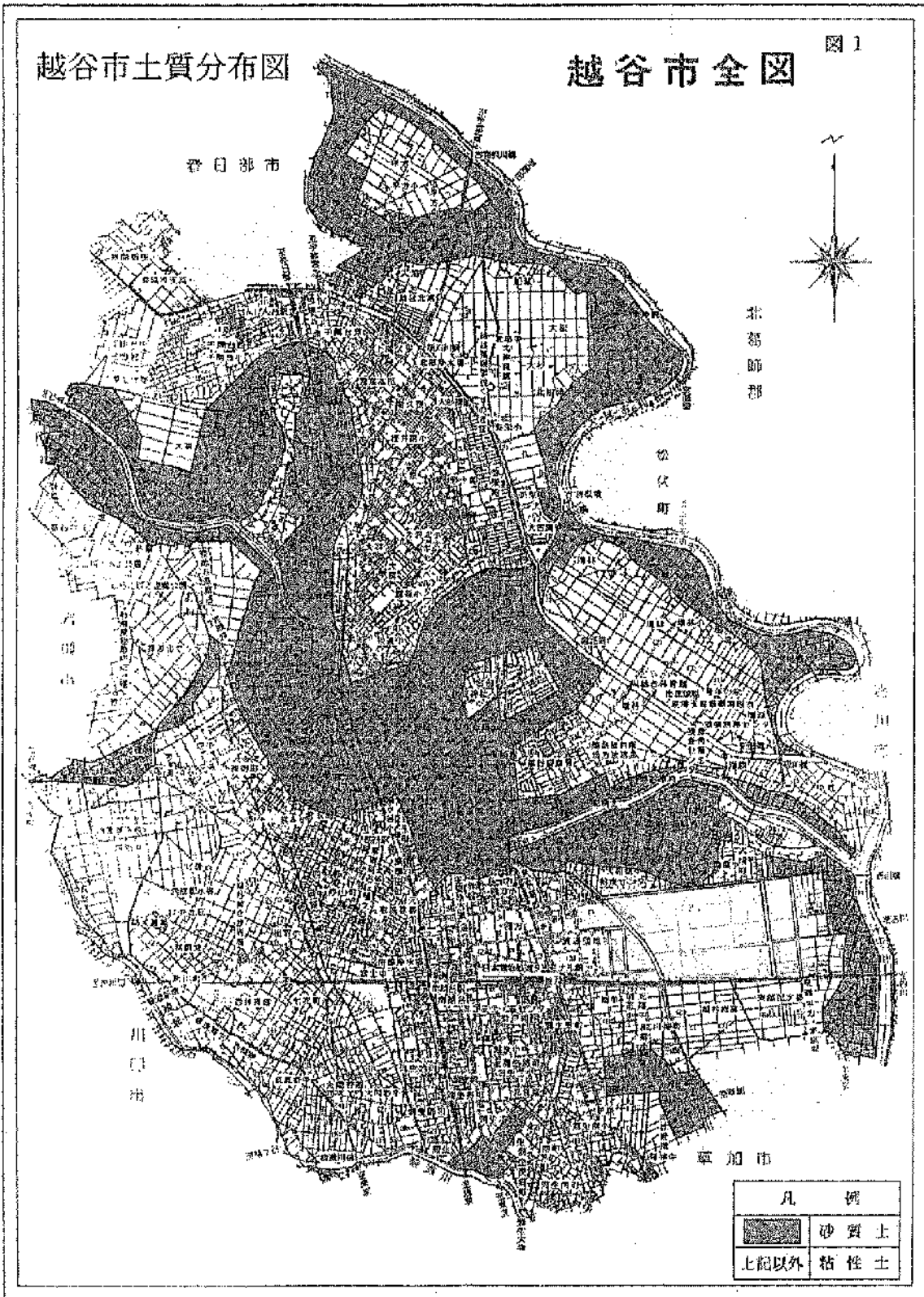
2. 雨水流出抑制施設に係るフロー



越谷市土質分布図

越谷市全図

図 1



凡 例	
	砂質土
	上記以外粘性土

埼玉県越谷市

この地図は、調査表(国土院調査表)の系統(平均(1950年))を以て作成した1:1,500縮尺の縮尺を以て作成したものである。

3. 貯留型の雨水流出抑制施設の設計

○平面貯留方式

平面貯留方式は、駐車場や緑地帯等の地盤高を下げ、あるいは開発地の周囲をブロック等で囲むことにより、降雨時に雨水が貯留できる施設である。

道路に面して貯留施設を設置する場合は、出入口等から貯留させた雨水が道路等へ流出しないように、出入口等に貯留水深相当のハンプや凸部を設けること。（図2-1参照）

(1) 許容放流量（下流河川の流下能力）

中川・綾瀬川流域整備計画の流出抑制対策実施基準から許容放流量を算出すると、

$Q = 0.032 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{ha}$ となる。

(2) オリフィス断面積の決定

開発区域からの流出量を許容放流量以下にし、下流に安全に流すために設置するオリフィスは、次式で求めた断面積以下とする。（「雨水放流管施設設計手順書」を参照）

〔 ただし、目詰まり等の維持管理を考慮し、
原則として $\phi 50\text{mm}$ 以上とする。 〕

$$A = \frac{Q}{C \sqrt{2gH}} \quad \text{とする。}$$

A : オリフィス断面積 (m^2)

C : 流出係数 0.6

Q : 許容放流量 (m^3/sec)

g : 重力加速度 ($9.8\text{m}/\text{sec}^2$)

H : HWLからオリフィスの中心までの水深 (m)

(3) オリフィス直径の決定（「雨水放流管施設設計手順書」を参照）

円形オリフィスの直径

$$D = \sqrt{\frac{4A}{\pi}} \text{とする。}$$

D：オリフィスの直径（m）

A：オリフィス断面積（㎡）

なお、オリフィスの構造については別図2-2を参照すること。

(4) 放流施設

放流口は、自然放流が可能な高さに設置したオリフィスによる自然流下方式を原則とし、計画高水位のとき許容放流量以下とするものとする。

ただし、自然放流が困難な場合は、市と協議の上ポンプ排水方式とすることができる。この場合であっても、原則的にオリフィスを設置するものとする。

(5) 放流付帯施設

オリフィスには、ごみによる閉塞をさけるため塵よけスクリーンを設けるものとする。また、必要に応じて土砂溜等の付帯施設を設けること。

(6) その他

ア. 最大水深が30cm以上の場合は施設の維持管理上、必要な安全柵、階段、水位標等を設けるものとする。

イ. 貯留型の雨水流出抑制施設は、開発地から独立した施設を越谷市に寄附することができるものとする。

雨水放流管施設設計手順書

【入力手順】

- ① 開発地入力
↓
- ② 開発者名入力
↓
- ③ 開発者住所入力
↓
- ④ 開発面積入力
↓
- ⑤ HWLからオトリス中心までの水深入力
↓
- ⑥ 印刷

【入力データ】

名称	数量	単位	
開発地		—	
開発者		—	
開発者住所		—	
開発面積		m ²	
単位対策量	500	m ³ /ha	←・・・基準値
許容放流量	0.032	m ³ /sec/ha	←・・・基準値
HWLからオトリス中心までの水深		m	

※開発面積は整数で、オトリスの水深は小数点以下2位までとする。

【検討結果】

円形オトリス直径	
----------	--

※計算で50mm以下になった場合は、一律50mmにしてください。

以上により

	mmとする。
--	--------

(要手入力)

オリフィス直径の計算書例

条件	開発面積	2,000 ^m
	調整池容量	100 ^m
	HWLからオリフィス 中心までの水深	0.45m

1. 調整池必要容量

$$\text{必要容量 } V = 500 \text{ (m}^3\text{/ha)} \times 0.2 \text{ (ha)} = 100 \text{ (m}^3\text{)}$$

2. 調整池の設計

・自然流下方式

調整池から放流が無理なく自然流下するように配慮します。

・ポンプピット方式

地下等に調整池を設置し、ポンプ等により排水します。

3. 放流量の算出

許容放流量は 0.032 (m³/sec/ha) とします。

開発地における放流量

$$Q = 0.032 \text{ (m}^3\text{/sec/ha)} \times 0.2 \text{ (ha)} = 0.006 \text{ (m}^3\text{/sec)}$$

4. 放流断面（オリフィス断面）の決定

$$A = Q / \{ C \sqrt{2 g h} \}$$

※ A : 放流断面積 (m²)

C : 流出係数 0.6 (=定数)

Q : 許容放流量 (m³/sec)

g : 重力加速度 9.8 (=定数)

h : HWLからオリフィスの中心までの水深

$$A = 0.006 \text{ (m}^3\text{/sec)} / \{ 0.6 \times \sqrt{2 \times 9.8 \times 0.45} \} = 0.00337 \text{ (m}^2\text{)}$$

$$\text{円形オリフィスの直径 } D = \sqrt{4 A / \pi}$$

$$D = \sqrt{4 \times 0.0034 \text{ (m}^2\text{)} / \pi} = 0.066 \text{ (m)}$$

これよりオリフィスの直径を66mm以下とします。

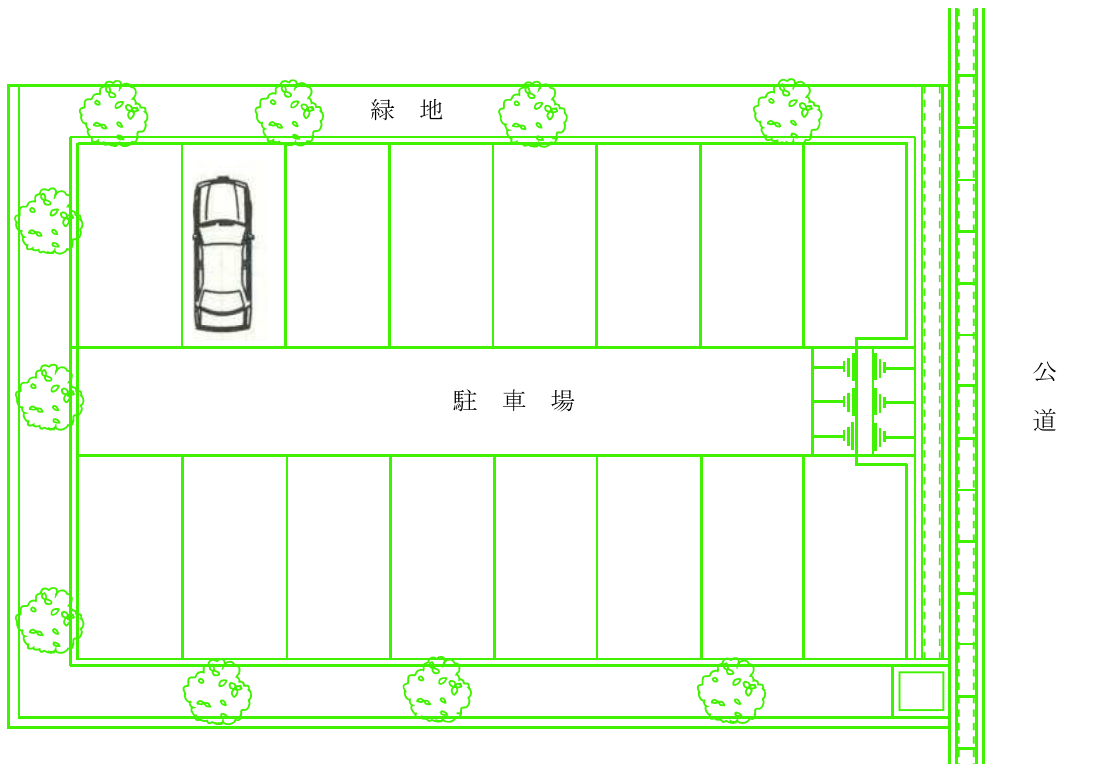
※計算で50mm以下になった場合は、一律50mmにして下さい。

オリフィス直径 mm以下とする。

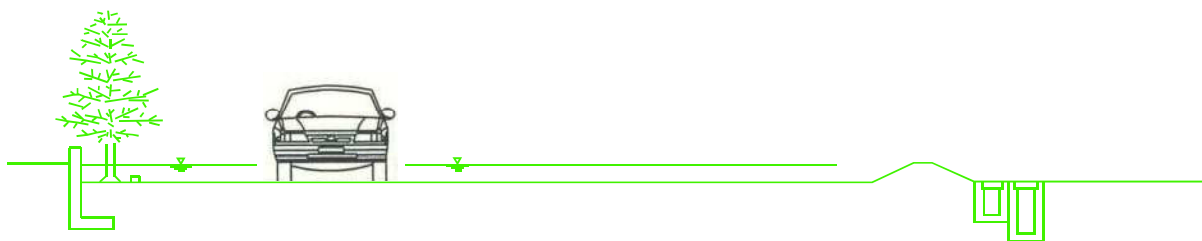
以上により mmとする。

1. 平面貯留方式

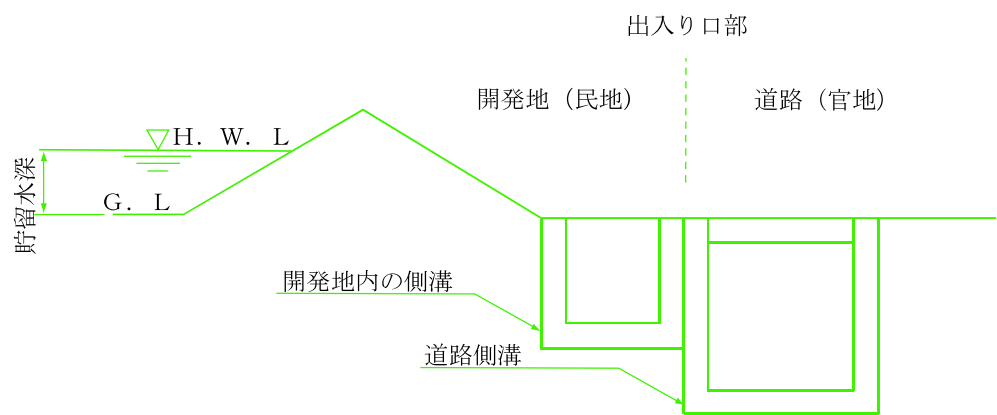
平面図



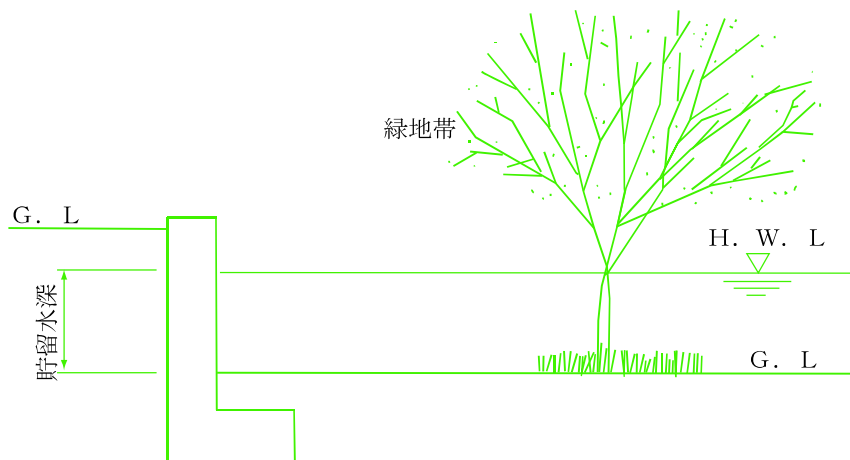
断面図



出入口部の詳細図

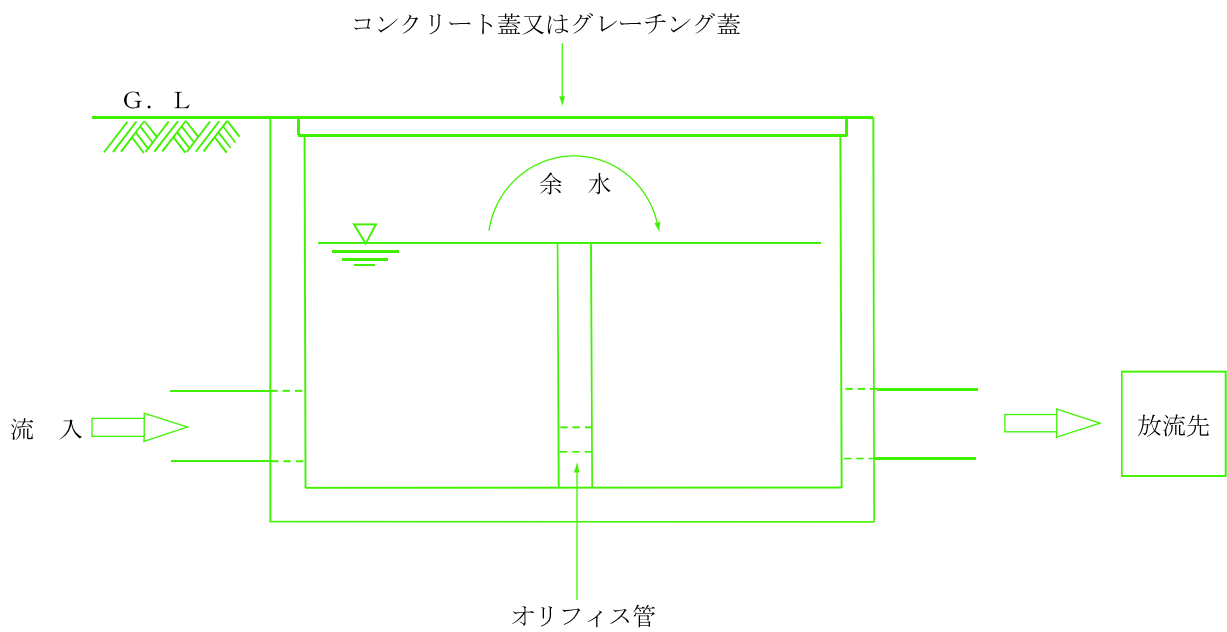
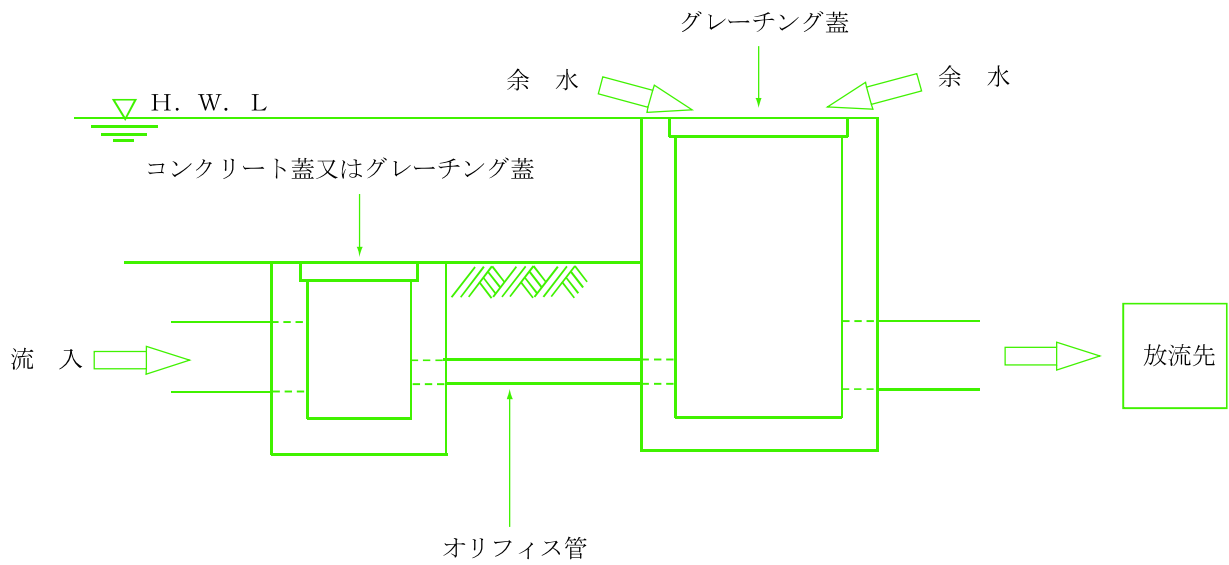


緑地帯に設置する場合



オリフィス柵例

図 2-2



○地下貯留方式

地下貯留方式は、建築物や駐車場、公園等の地下部分に雨水流出抑制施設を設置し、地上部分を他の用途に利用するものである。

1. 余裕高

余裕高は、最小30cm以上とする。

2. 流入施設

貯留槽に導くための流入の管径は、マンニング公式で求める。

$$Q = A \cdot V$$
$$V = (1/n) \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

Q : 流量 (m³/sec) A : 流積 (m²)

V : 流速 (m/sec) 0.8~3.0以下

n : 粗度係数 (コンクリート管n=0.013, 塩ビ管n=0.010を標準とする。)

R : 径深 A/P (m), 円形管のとき D/4 (m)

P : 潤辺長

I : 管勾配

3. 排水施設について

(1) 地下貯留方式の排水施設としては、越谷市の地形等を考慮し自然排水が困難であるため、ポンプ排水施設を設置する。ただし、自然排水が可能な場合にあっては、この限りでない。

(2) 当該排水施設は原則的にオリフィスを設置するものとし、やむを得ない場合は市と協議の上、ポンプ施設による調節も考慮する。算出方法は平面貯留方式の「許容放流量」、「オリフィス断面積の決定」、「オリフィス直径の決定」と同様とする。

(3) 上記施設の設置費用及び維持管理等は、開発者の負担とする。

(4) 晴天時の貯留槽内は、常に空の状態にする。

(5) 小降雨においても強雨に備え、空に近い状態にする。

4. 放流付帯施設

平面貯留方式と同様とする。

5. その他の施設

平面貯留方式と同様とする。

4. 雨水流出抑制施設の設計

浸透型の雨水流出抑制施設は、主に浸透柵、浸透トレンチ、浸透側溝、透水性舗装など、雨水を地中に浸透させる施設をいう。

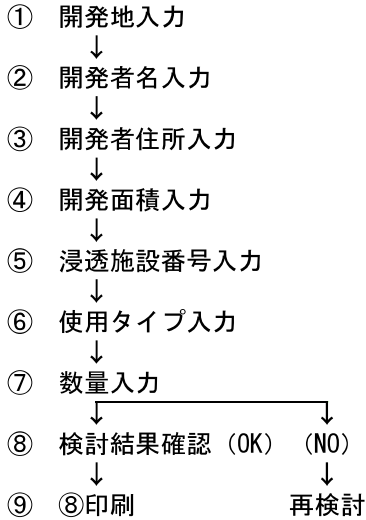
(図3-1～図3-6参照)

この施設の設計は、「雨水流出抑制施設設計手順書」のとおり開発地における設計浸透強度と設計貯留強度の和が、必要浸透強度を上回るようにしなければならない。

なお、貯留型と浸透型の雨水流出抑制施設を併用する場合も同様とする。

雨水流出抑制施設設計手順書

【入力手順】



浸透施設	番号
浸透舗装	1
浸透トレンチ	2
浸透側溝	3
浸透樹	4
その他	5

※ 必要施設だけ入力
 その他については
 直接入力

【入力データ】

番号	名 称	使用タイプ	規格・寸法	数 量	単 位
—	開 発 地	—			
—	開 発 者	—			
—	開 発 者 住 所	—			
—	開 発 面 積	—			m ²
—	単 位 対 策 量	—		500	m ³ /ha ←・・・基準値
—	必 要 浸 透 強 度	—		18.9	mm/hr ←・・・基準値
番号入力・					
その他 その他の 場合入力	単位設計浸透量	m ³ /hr	貯 留 量	駐 車 場	m ³ ←・・・必要な場合入力
	単位設計貯留量	m ³ /m		植 栽	m ³ ←・・・必要な場合入力
				地下ピット	m ³ ←・・・必要な場合入力
				そ の 他	m ³ ←・・・必要な場合入力
				合 計	m ³ ←・・・必要な場合入力

浸透舗装	1～5
浸透トレンチ	100～151
浸透側溝	200～225
浸透樹	300～463

※入力数値については、小数点以下第1位までとする。

※使用タイプについては、標準図より番号を入力する。

【検討結果】

設計浸透強度	必要浸透強度	検討結果
	18.90	

※ 検討結果が-OK-のとき を押す。
 ※ 施設浸透強度が不足する場合数量等を調整する。

雨水流出抑制施設 計算結果出力例 (砂質土系地盤)

条件	開発面積	① 2,000 m ²
	単位対策量	② 500 m ³ /ha
	必要浸透強度	③ 18.90 mm/hr

単位設計浸透量及び単位設計貯留量の決定

浸透施設	規格・寸法	単位	単位設計浸透量 Q (m ³ /hr)	単位設計貯留量 V (m ³ /m)、[m ³ /m ²]
浸透舗装	舗装厚 t = 300mm	m ²	0.021	0.024
浸透トレンチ	内径φ 200mm H 500mm × W 500mm	m	0.295	0.108
浸透側溝	内幅 300mm H 700mm × W 800mm	m	0.399	0.228
浸透柵	正方形柵 内径φ 300mm H 600mm × W 600mm	基	0.419	0.071

施設による浸透量の算定

①はhaに換算

浸透施設	設置数量 (N)	単位	単位設計浸透量 (Q) (m ³ /hr)	設計浸透強度 (fc) (N × Q) / ((① × 10) (mm/hr))
浸透舗装	50.0	m ²	0.021	0.525
浸透トレンチ	20.0	m	0.295	2.950
浸透側溝	20.0	m	0.399	3.990
浸透柵	7.0	基	0.419	1.467
計				④ 8.932

施設による貯留量の算定

①はhaに換算

浸透施設	設置数量 (N)	単位	単位設計貯留量 (V) (m ³ /m)、[m ³ /m ²]	設計貯留強度 (fs) $\sqrt{(N \times V) / ((① \times 1.4))}$ (mm/hr)
浸透舗装	50.0	m ²	0.024	2.070
浸透トレンチ	20.0	m	0.108	2.777
浸透側溝	20.0	m	0.228	4.036
浸透柵	7.0	基	0.071	1.332
計				⑤ 10.215

施設に対する浸透強度

設計浸透強度 (Fc') については、 $Fc' = (fc + fs) \geq Fc$ を満足していること。

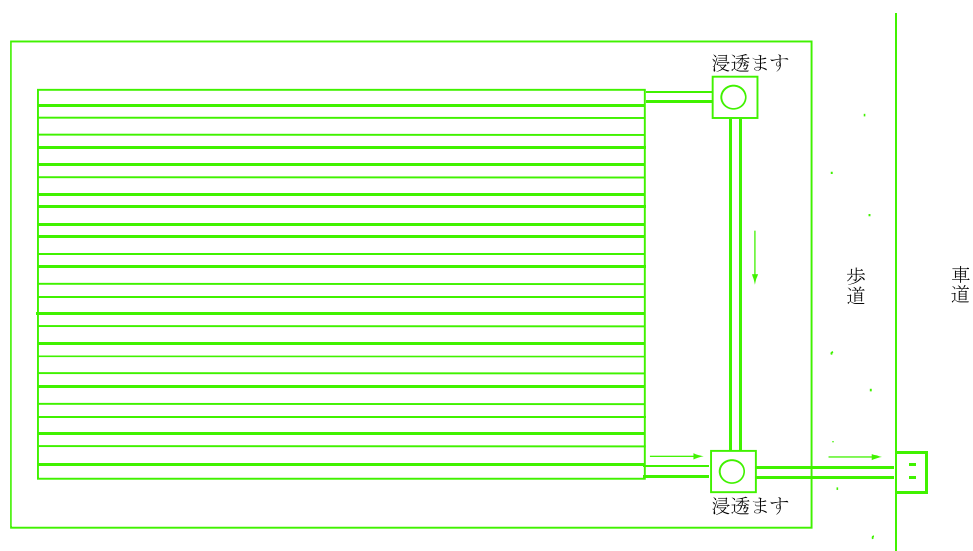
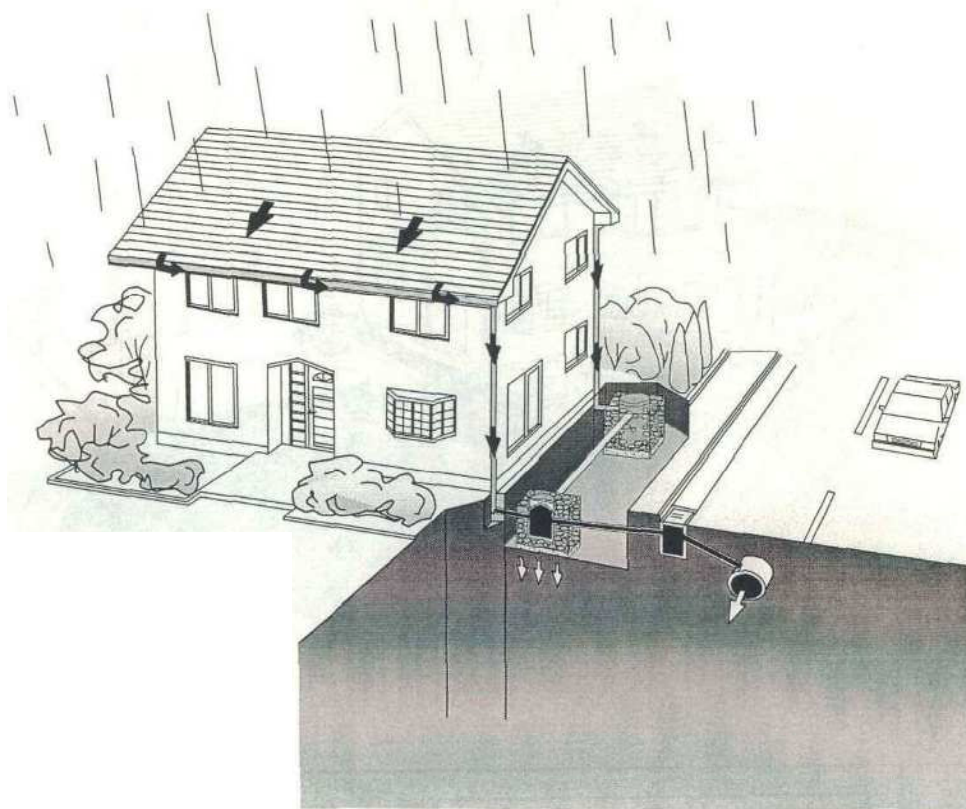
設計浸透強度 (fc) (mm/hr)	設計貯留強度 (fs) (mm/hr)	施設浸透強度 (Fc') ④ + ⑤ (mm/hr)	必要浸透強度 (Fc) (mm/hr)
④ 8.932	⑤ 10.215	⑥ 19.147	③ 18.90

≥ ... OK

浸透施設の配列例

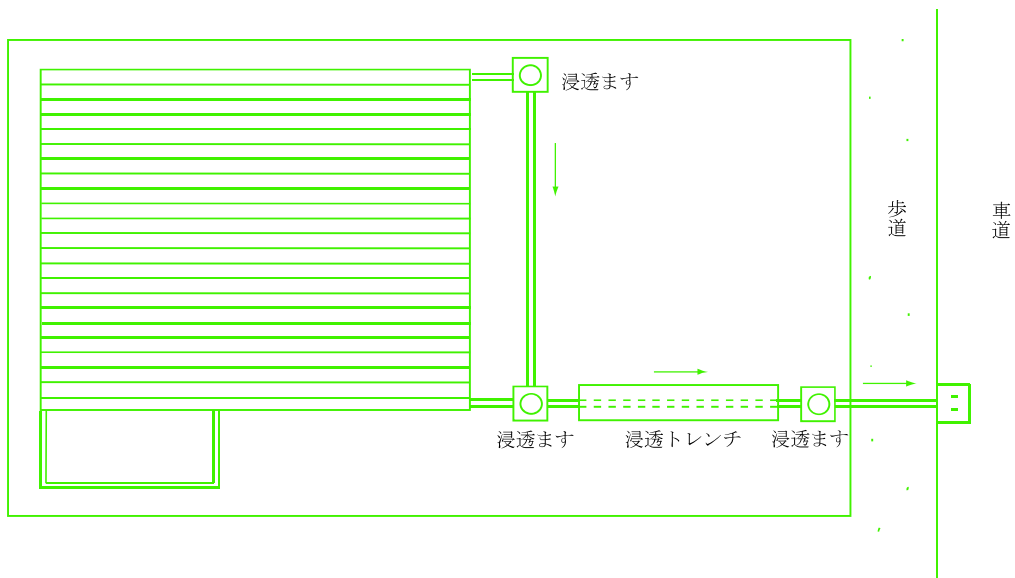
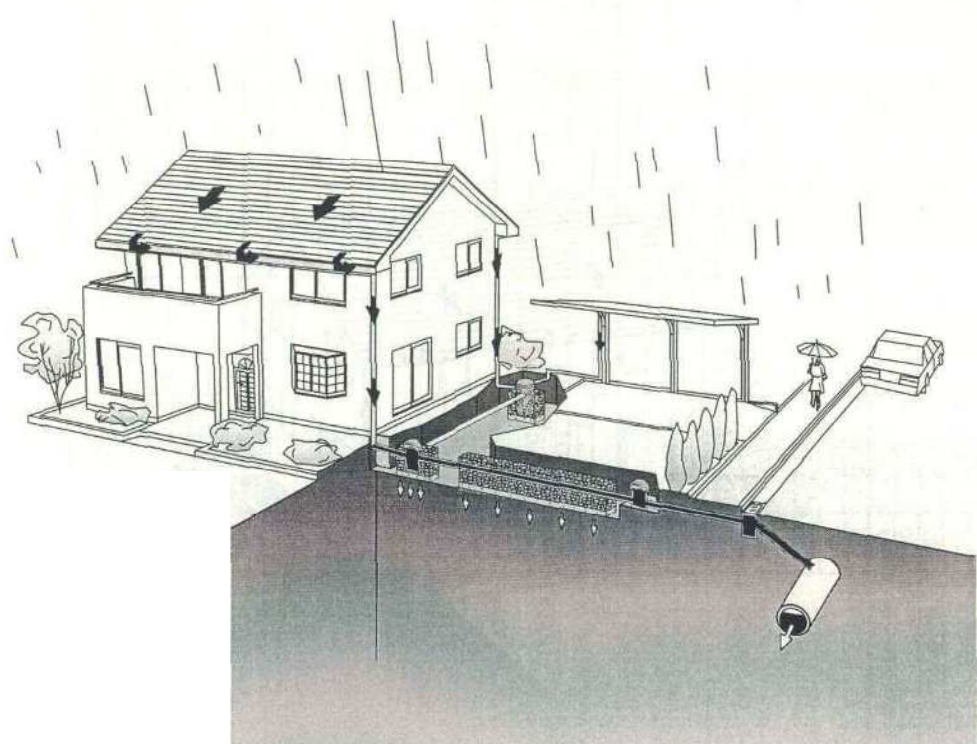
図 3-1

1. 一般住宅（その1）



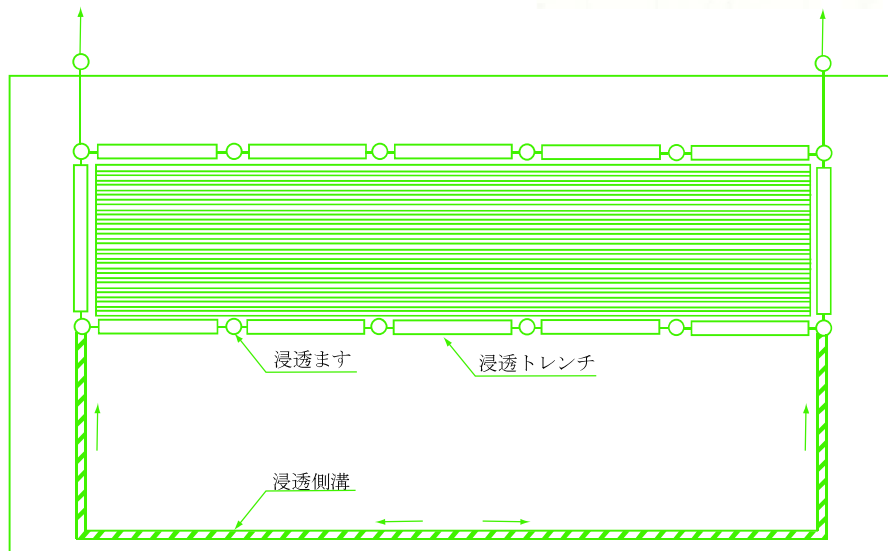
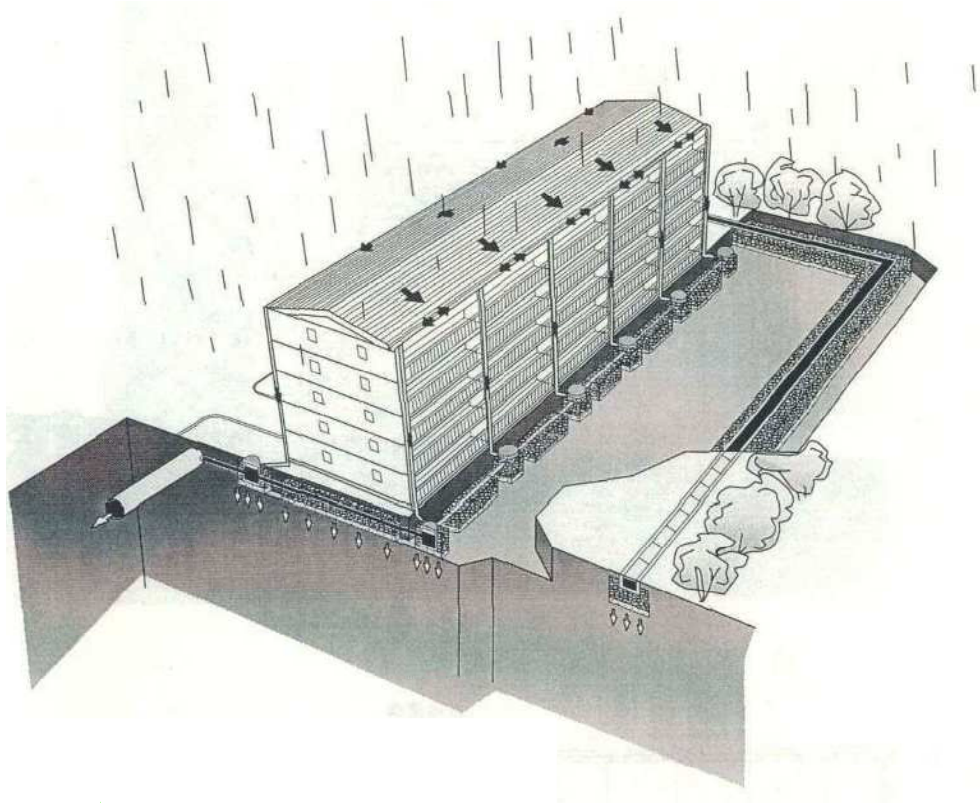
一般住宅における雨水浸透施設の配置列（その1）

2. 一般住宅（その2）



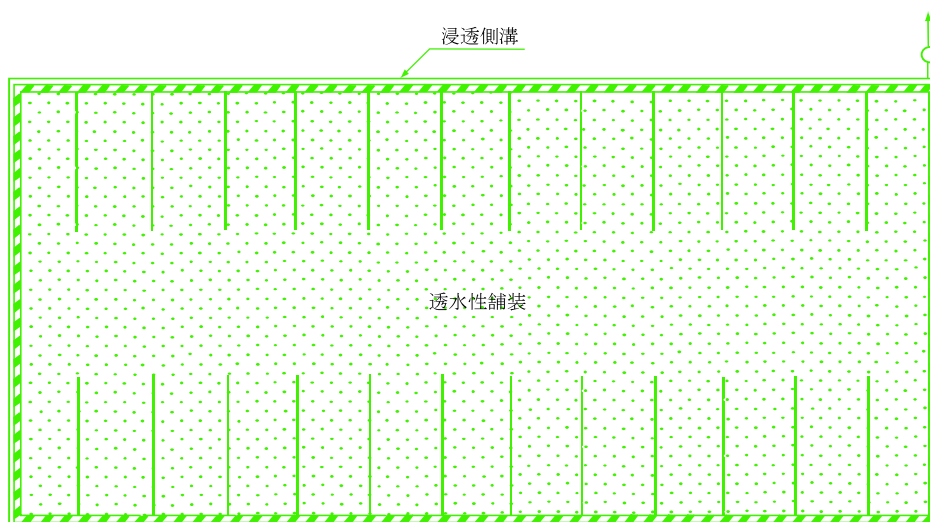
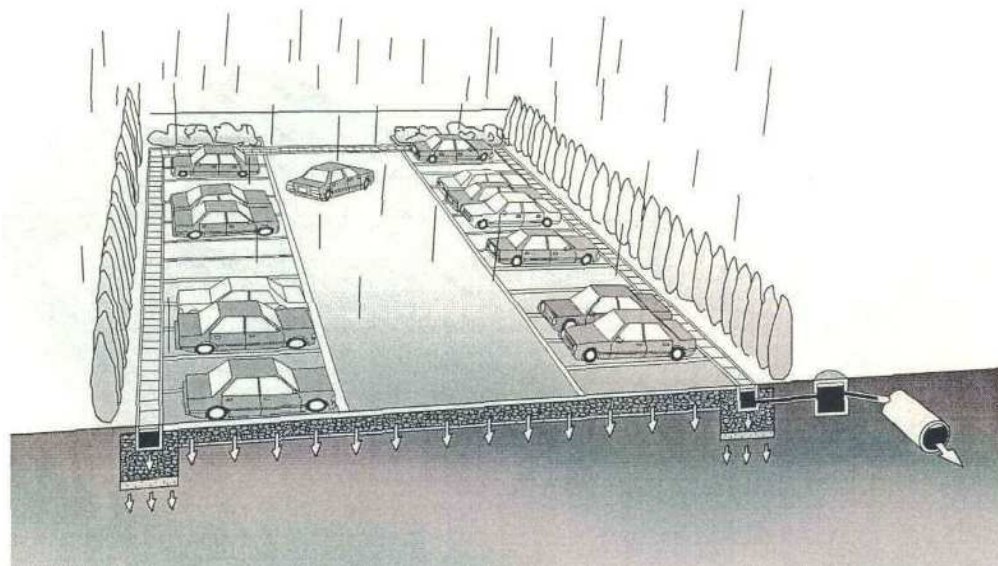
一般住宅における雨水浸透施設の配置列（その2）

3. 集合住宅



集合住宅における雨水浸透施設の配置列

4. 駐車場



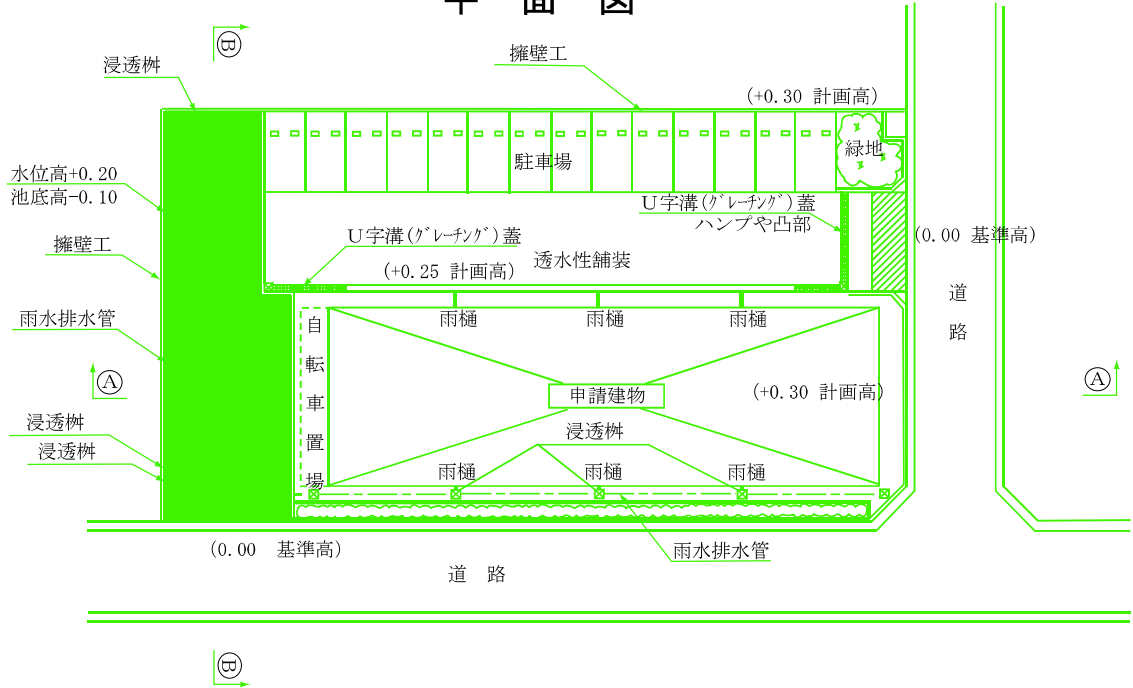
駐車場における雨水浸透施設の配置列

緑地兼調整池貯留

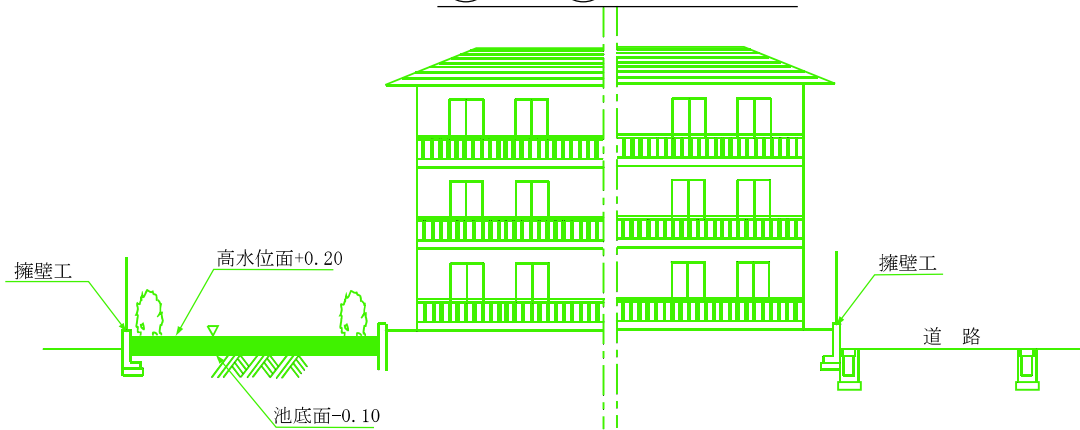
5. 集合住宅の緑地貯留併用
(単位はm)

図 3-5

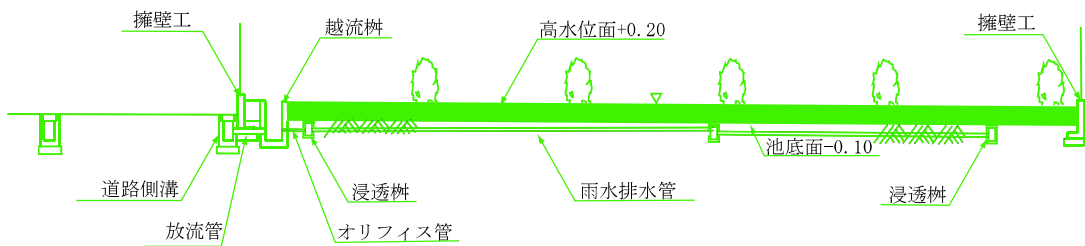
平面図



① - ① 断面図



② - ② 断面図

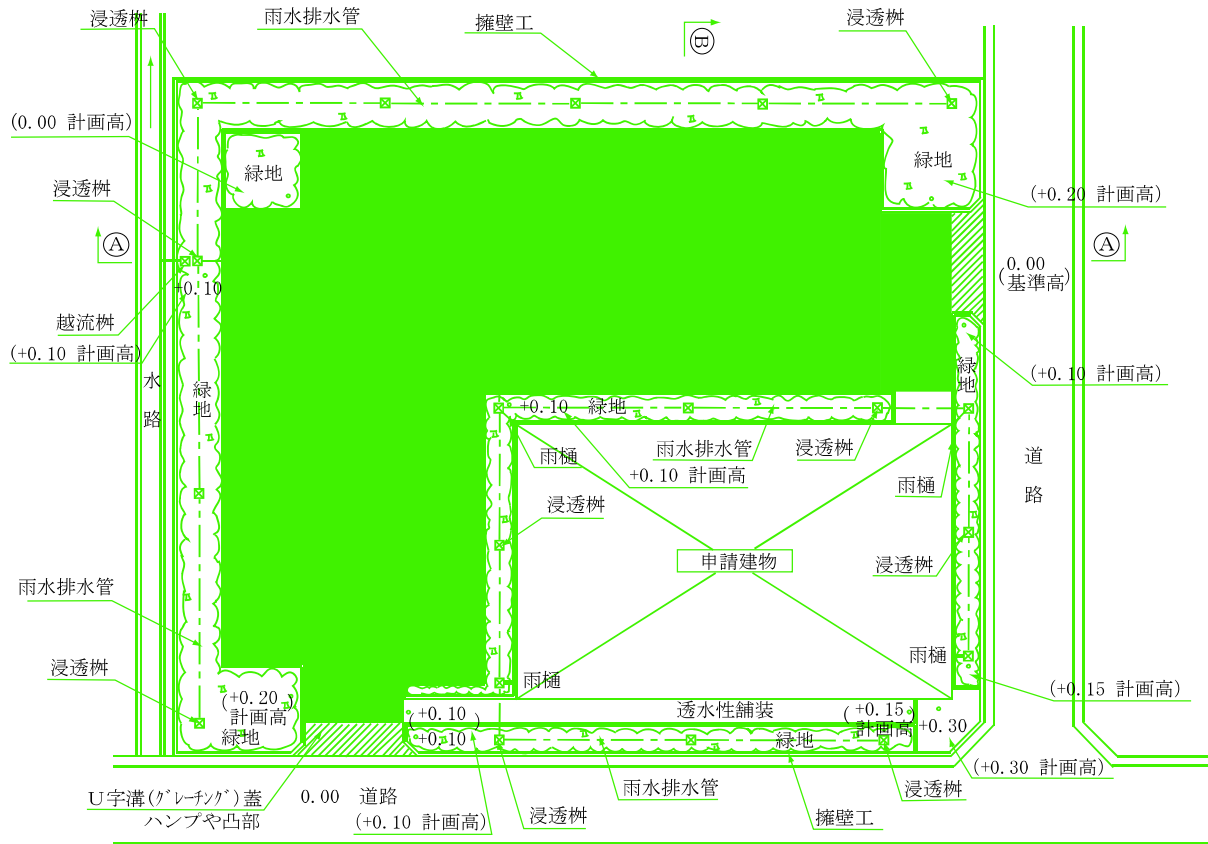


駐車場利用貯留

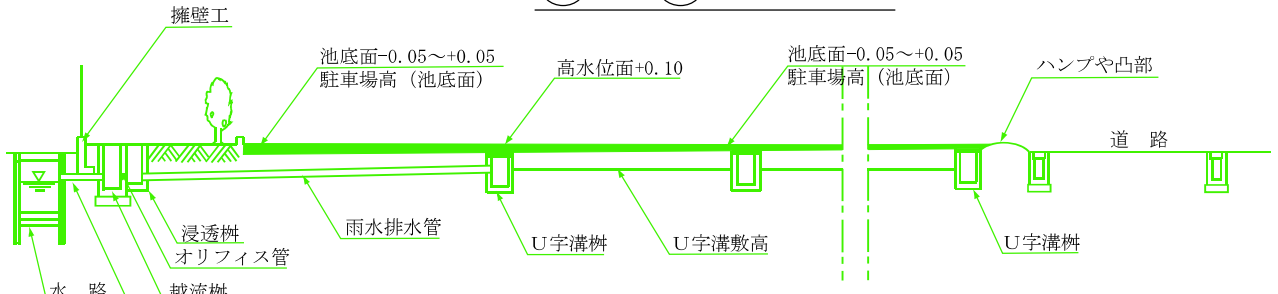
6. 駐車場透水性舗装及び貯留併用 (単位はm)

平面図

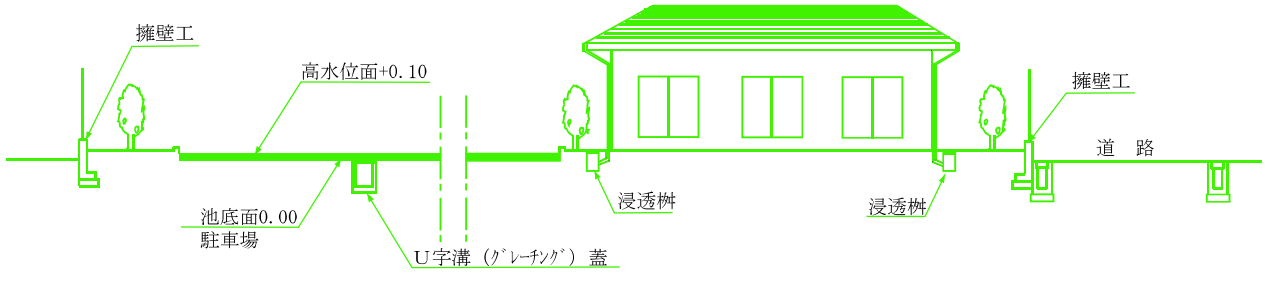
図3-6



① - ① 断面図



② - ② 断面図



7. 下水道施設の構造

第39条関係

開発道路の下水道本管は、口径 $\phi 200\text{mm}$ のVU管（ゴム輪片受け口直管）を使用し、土被りは1.0m以上、勾配は4.0‰以上6.0‰未満とすること。また、道路上のマンホールは、0号人孔とし越谷市型のマンホール蓋（車道T-25、歩道T-14）を設置すること。なお、上流管きよ、下流管きよの落差が0.6m以上の場合は副管を設けること。

取付管は、可とう性支管および口径 $\phi 150\text{mm}$ のVU管を使用し、勾配は10‰以上、取付管同士の間隔は1m以上を確保すること。

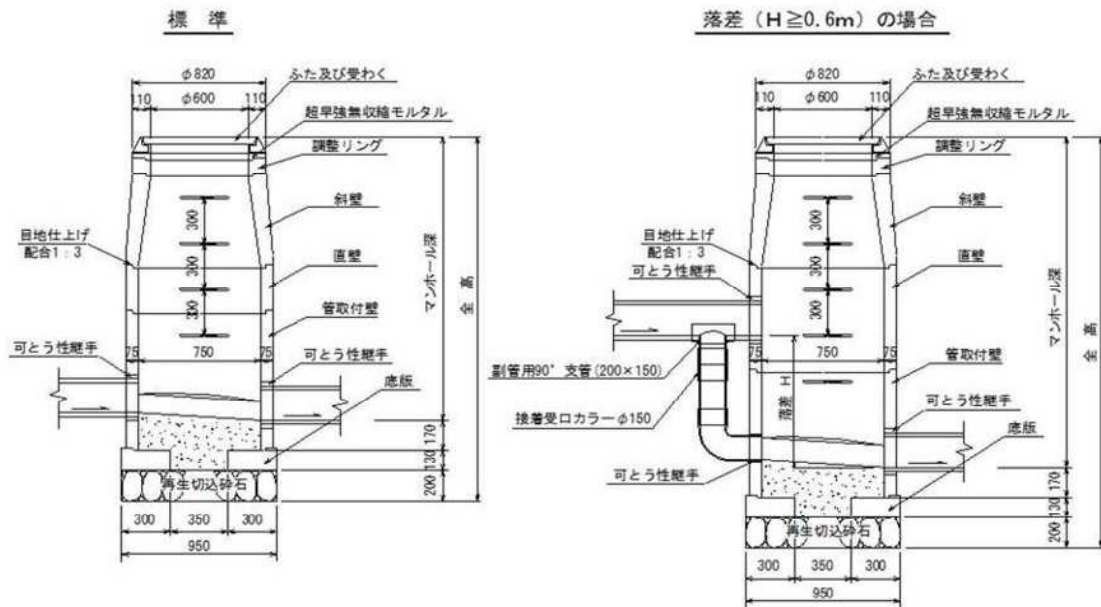
宅地内の公共枿は、市指定の塩ビ枿（ $\phi 300\text{mm}$ ）を使用し、車両が乗り入れる場所に設置する場合は、鉄製の防護蓋を設置すること。また、深さは原則1.0mを標準とすること。

これによることが困難な場合は、下水道管理者と別途協議すること。

なお、詳細については「下水道法第16条申請に係る越谷市設計基準書」を参照すること。

0号人孔構造図

断面図



平面図

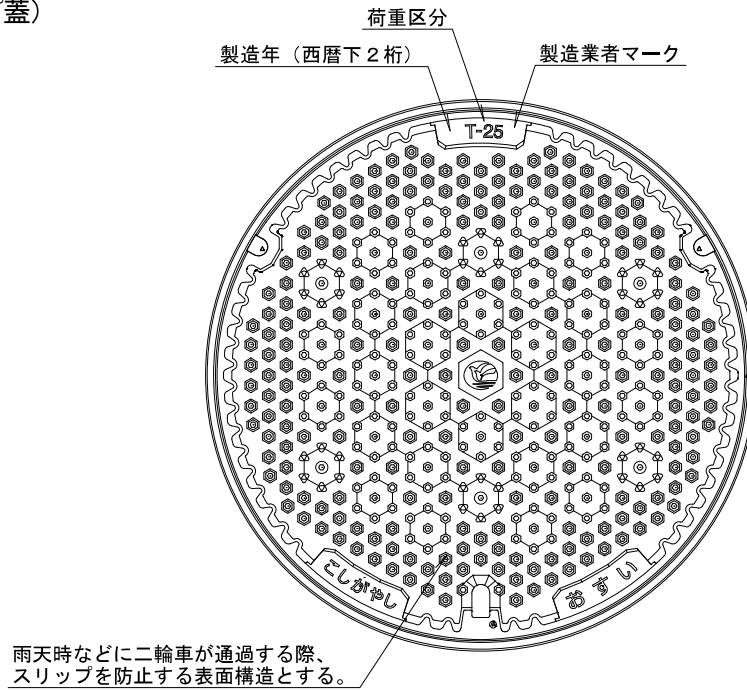


※マンホール深さ $H=2.0\text{m}$ 以上の場合は、ロック付転落防止用梯子を設置すること。

越谷市が使用している下水道マンホール蓋

車道用 T-25

(耐スリップ蓋)



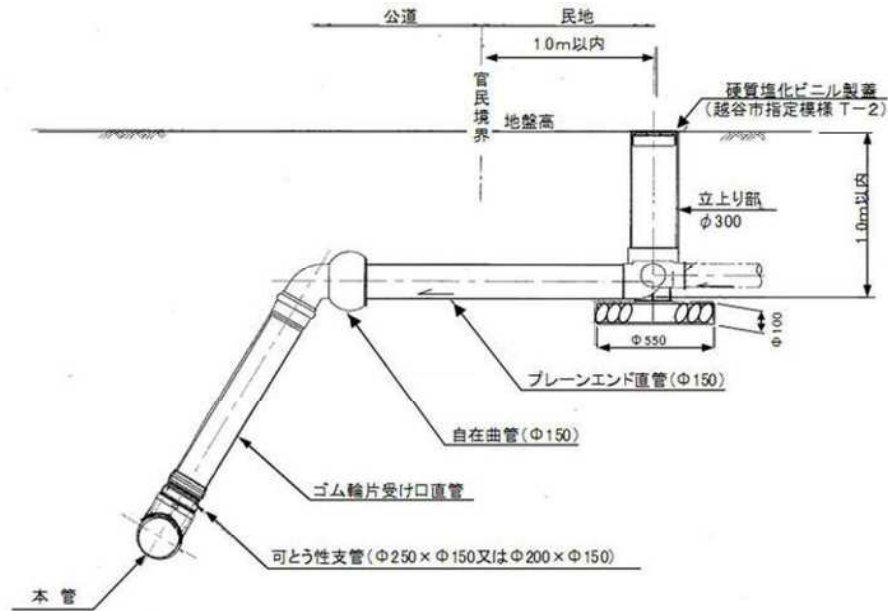
歩道用 T-14

(シラコバトデザイン蓋)

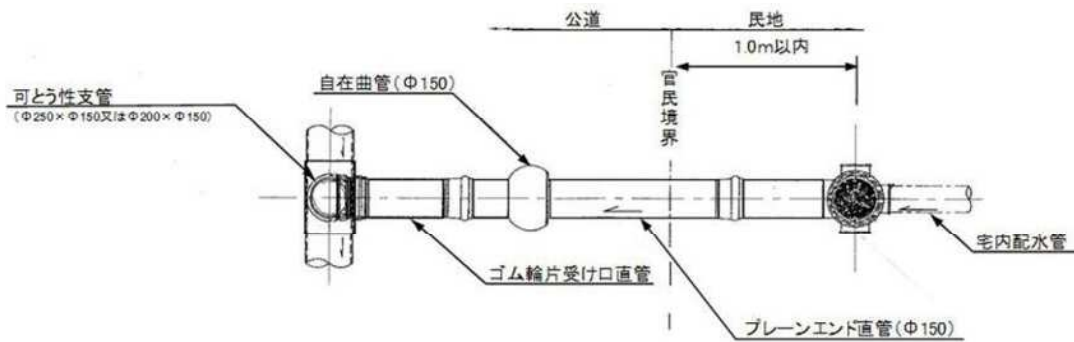


越谷市が使用している硬質塩化ビニル製ます及び取付管（公共ます）

断面図



平面図



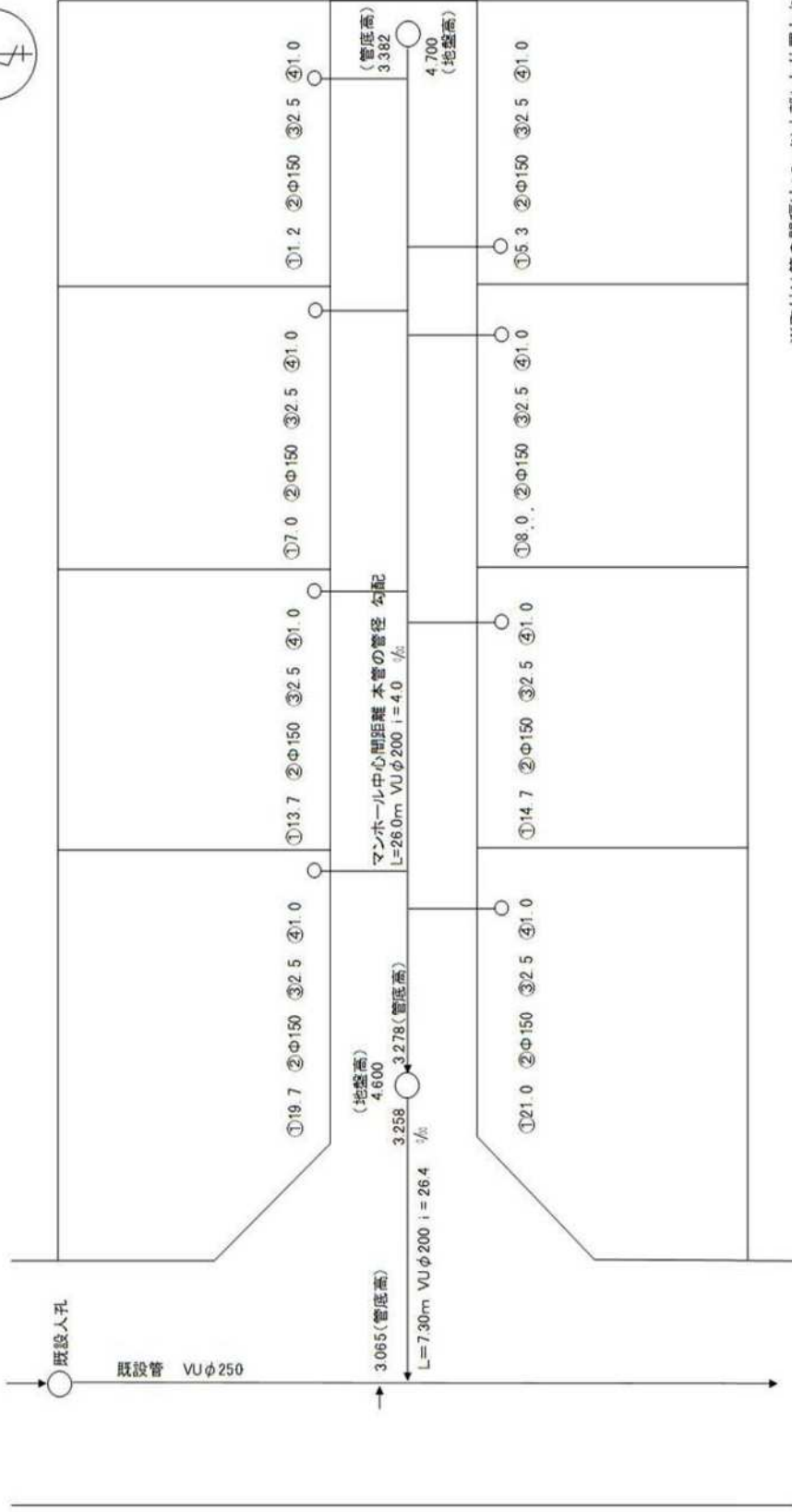
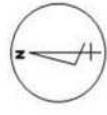
硬質塩化ビニル製蓋デザイン図

(シラコバトデザイン蓋)



※ 車両が乗り入れる場所に設置する場合は、鉄製の防護蓋を設置すること。

(参考)
開発における排水設備平面図



※取付け管の間隔は1.0m以上離れた位置とする

工事名	下水道管布設工事
工事場所	越谷市○○地内
施工業者	○○○○
施工年月	令和○○年○月

- ① 上流人孔からの距離 (m)
- ② 管径 (mm)
- ③ 本管から公共ますまでの距離 (m)
- ④ 公共ますの深さ (m)

8. 公園・緑化及び広場の設置

第40条関係(規則第30条)

1. 公園等設備の基準

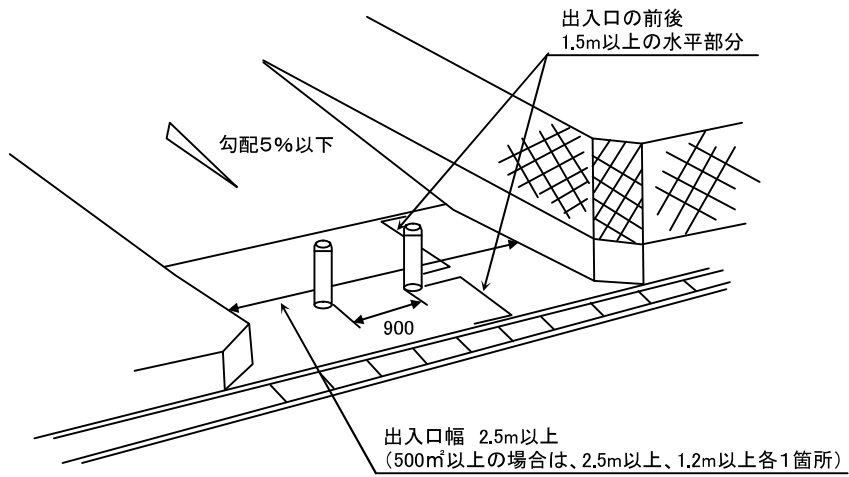
【500㎡未満】

出入口	車止めはポール、スチール製アーチ型の脱着式でカギ付きとする。
	<ul style="list-style-type: none">・幅2.5m以上の出入り口を設置する。・すりつけ勾配は、5%以下とし、その前後に1.5m以上の水平部分を設ける。・段差は、10mm以下とする。・砂土の流出を防止する構造とする。
柵等	ブロック又はネットフェンスとする。
	<ul style="list-style-type: none">・構造物は、すべて境界内に設置し、土留めブロック等を路盤より100mm程度の高さにする。・高さ1.1m以上とし、見通し等の配慮をする。・フェンスの縦格子の内法間隔は、110mmを標準とする。
敷地等	砂土(厚50mm)で仕上げ、下層路盤は、ガラ等を含まない良質土とする。
	・集水柵(240mm以上)を1箇所以上設けること。
LED灯	柱高3～5mで1,520lm程度を1箇所以上とする。
	・出入口や施設等・隣接する住宅に配慮する。
ベンチ	座面幅1.8mの固定式を1基以上とする。
	<ul style="list-style-type: none">・安全性・快適性・耐久性等を考慮する。・腰掛け板の高さは、400～450mmを標準とする。
植栽	低木とする。
	<ul style="list-style-type: none">・低木とは、成木の樹高が3m未満の樹木とする。(植栽時に2m未満であること。)・見通しの確保や植栽のバランスなど考慮する。

【500㎡以上】

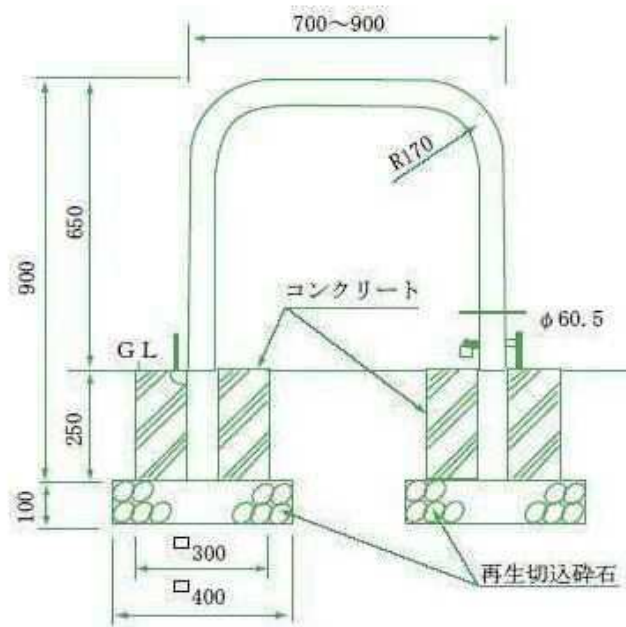
出入口	車止めはポール、スチール製アーチ型の脱着式でカギ付きとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ▪幅2.5m以上と幅1.2m以上の出入り口を設置する。 ▪すりつけ勾配は、5%以下とし、その前後に1.5m以上の水平部分を設ける。 ▪段差は、10mm以下とする。 ▪砂土の流出を防止する構造とする。
柵等	ブロック又はネットフェンスとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ▪構造物は、すべて境界内に設置し、土留めブロック等を路盤より100mm程度の高さにする。 ▪高さ1.1m以上とし、見通し等の配慮をする。 ▪フェンスの縦格子の内法間隔は、110mmを標準とする。
敷地等	砂土(厚50mm)で仕上げ、下層路盤は、ガラ等を含まない良質土とする。
	▪集水柵(240mm以上)を1箇所以上設けること。
LED灯	柱高3～5mで3,300lm程度を2箇所以上とする。
	▪出入口や施設等・隣接する住宅に配慮する。
植栽	低木とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ▪低木とは、成木の樹高が3m未満の樹木とする。(植栽時に2m未満であること。) ▪見通しの確保や植栽のバランスなど考慮する。
ベンチ	座面幅1.8mの固定式を2基以上とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ▪安全性、快適性、耐久性等を考慮する。 ▪腰掛け板の高さは、400～450mmを標準とする。
ぶらんこ	2連式以上(幅2.5～3m)とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ▪1連は、バケットシート型(セーフティー)でも可能とする。 ▪安全柵を設置し、高さ600mm程度とする。 ▪基礎などのコンクリートは、地上に露出しないこと。 ▪鎖の吊部分は、摩擦音を防止する構造にする。 (ベアリング・オイルレスを用いた材料)
すべり台	すべり面は、鉄製・コンクリート製・FRP製等とする。
水飲み場	立水栓・横水栓付きとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ▪飲み口の高さは、700～800mm程度とする。 ▪排水柵(泥だめ200mm以上)を設置すること。
砂場	3m×3m以上を標準とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ▪砂は、原則として洗浄された細粒の川砂を深さ350～450mm程度とする。 ▪また、砂場枠より100mm下がりで仕上げる。 ▪排水施設を設け、雨水が溜まらないようにする。 ▪清潔な洗砂を使用する。 ▪砂を補給できるよう管理車両のアクセスも配慮する。

出入口



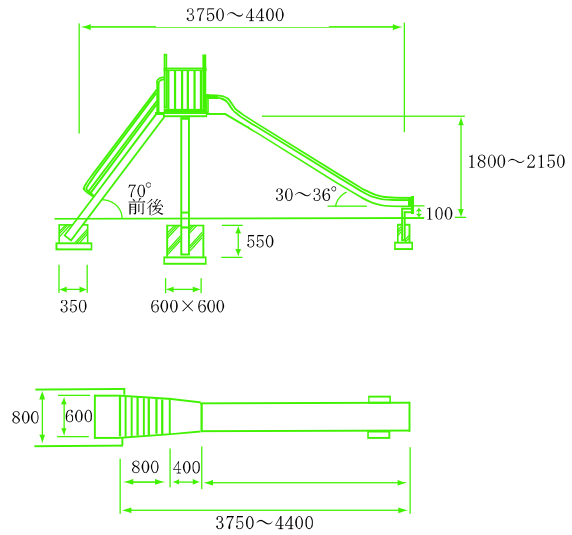
車止め

ボール式、スチール製アーチ型脱着式カギ付



すべり台 500㎡以上

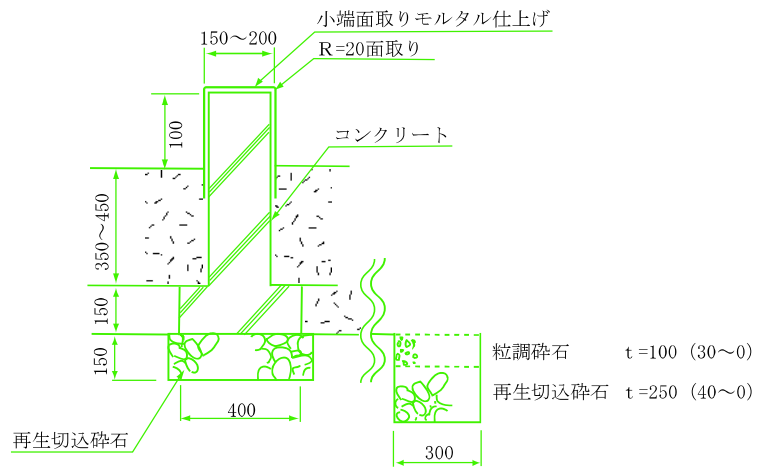
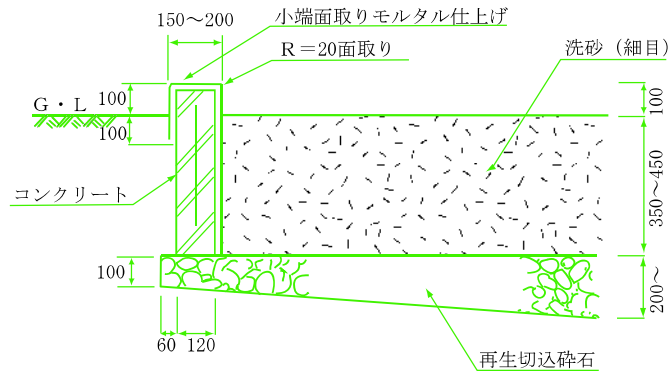
すべり台の高さ	1.8~2.15m
すべり台の長さ	3.75~4.40m
すべり台の角度	30~36°
はしごの角度	70° 前後
ステップの幅	400前後
ステップのけあげ	150前後



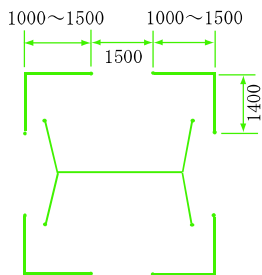
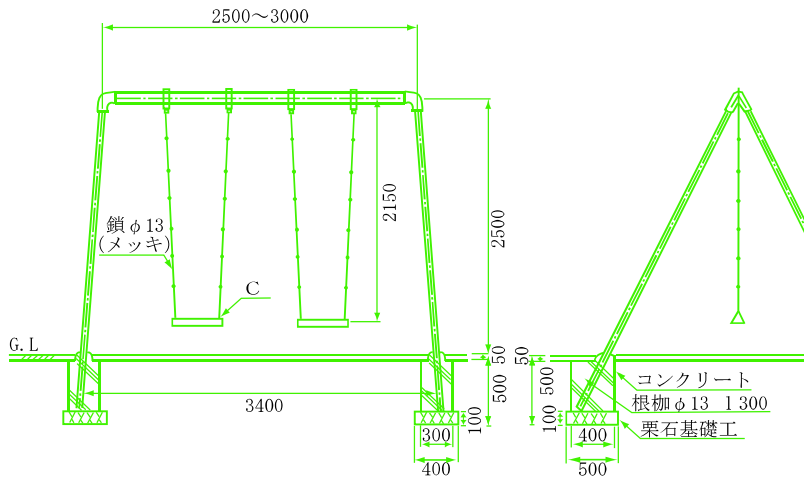
鉄製一方すべり台

一方すべり台は、はしごの登りからすべりまでの動作が一方方向で連続しており、二方すべり台のように踊り場の必要がないので、手摺りの高さは、その動作寸法を考慮したものとする。

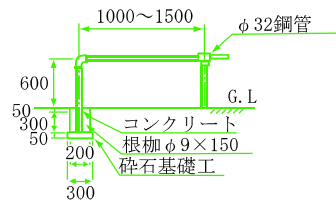
砂場の標準断面積 500㎡以上



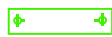
ぶらんこの標準例 500㎡以上



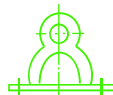
ぶらんこ柵平面図



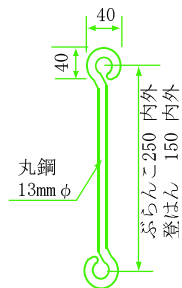
ぶらんこ安全柵詳細図



座板詳細図



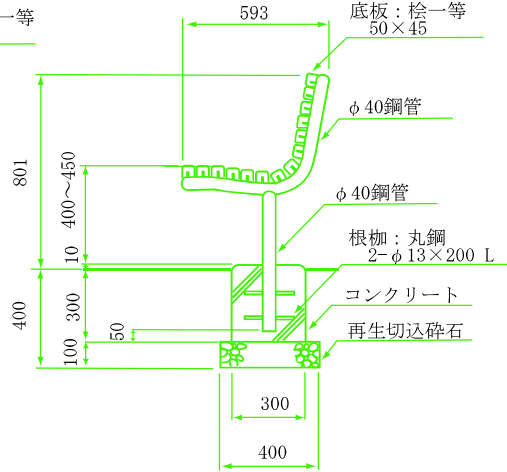
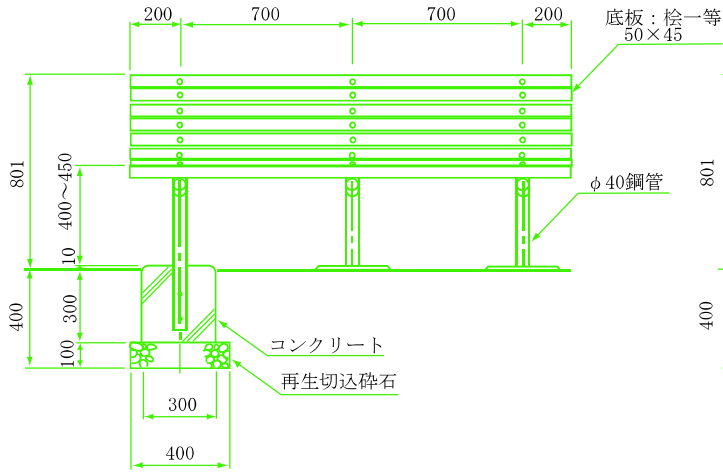
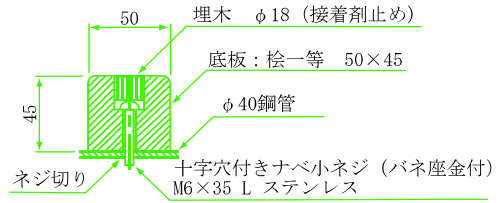
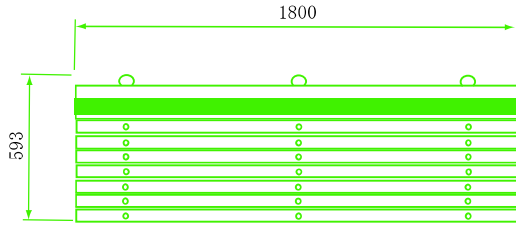
C部詳細図



鎖

ベンチの標準例

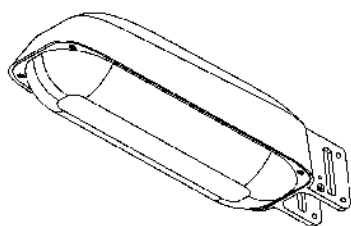
500㎡未満 1基以上
500㎡以上 2基以上



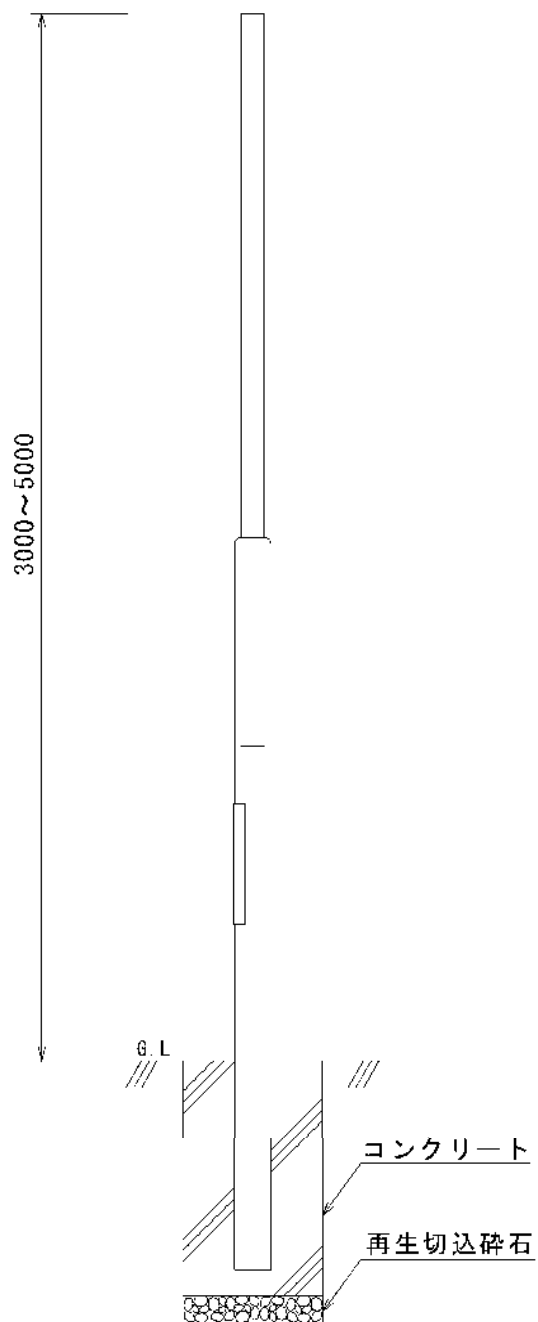
LED灯標準例

500m²未満 1,520lm程度 1箇所以上
500m²以上 3,300lm程度 2箇所以上

灯具

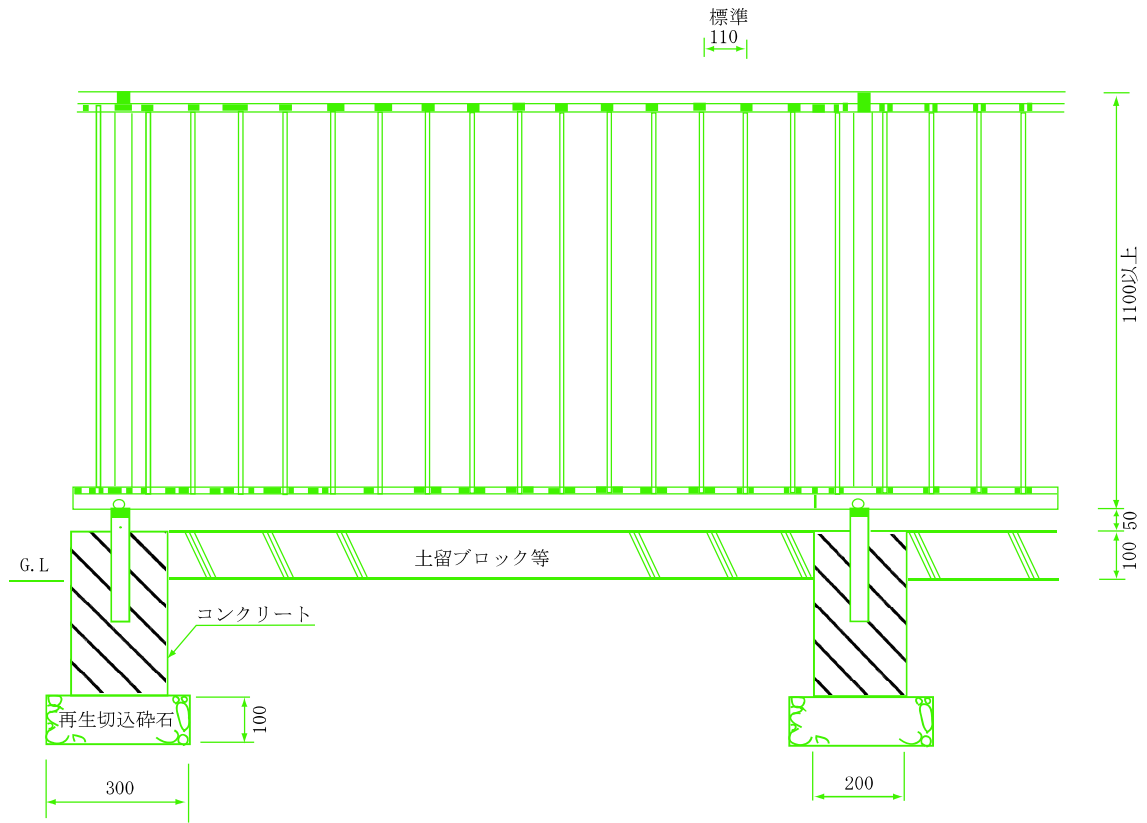


ポール



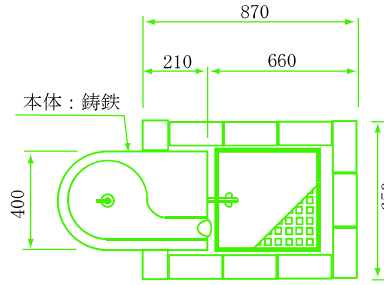
柵等

格子タイプ又はネットフェンス

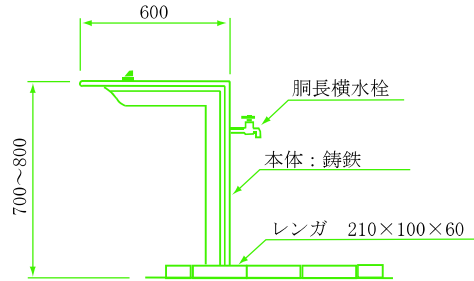


水飲み場

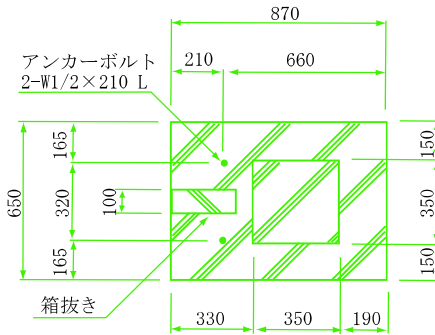
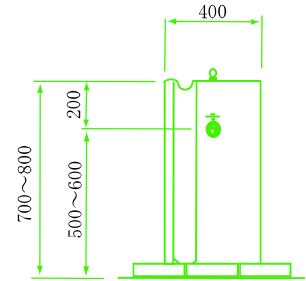
500m²以上



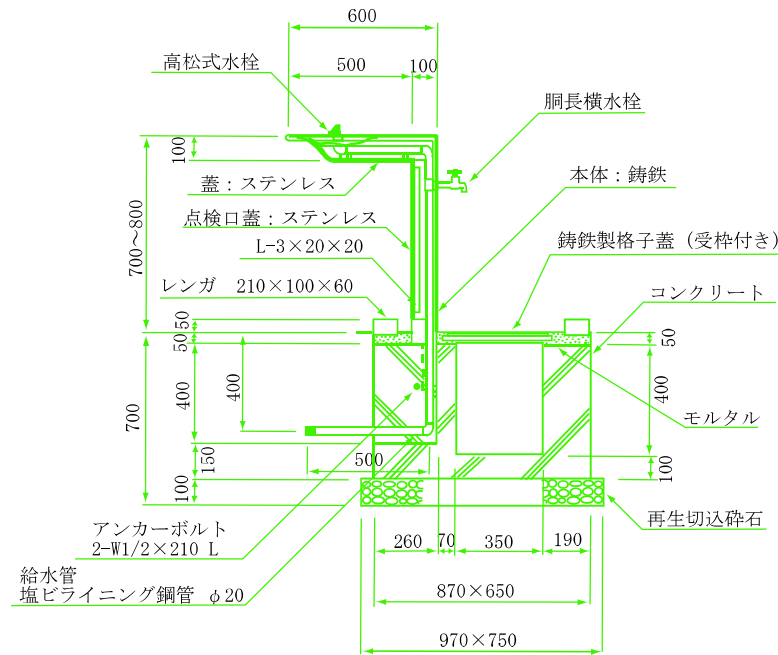
平面図



立面図



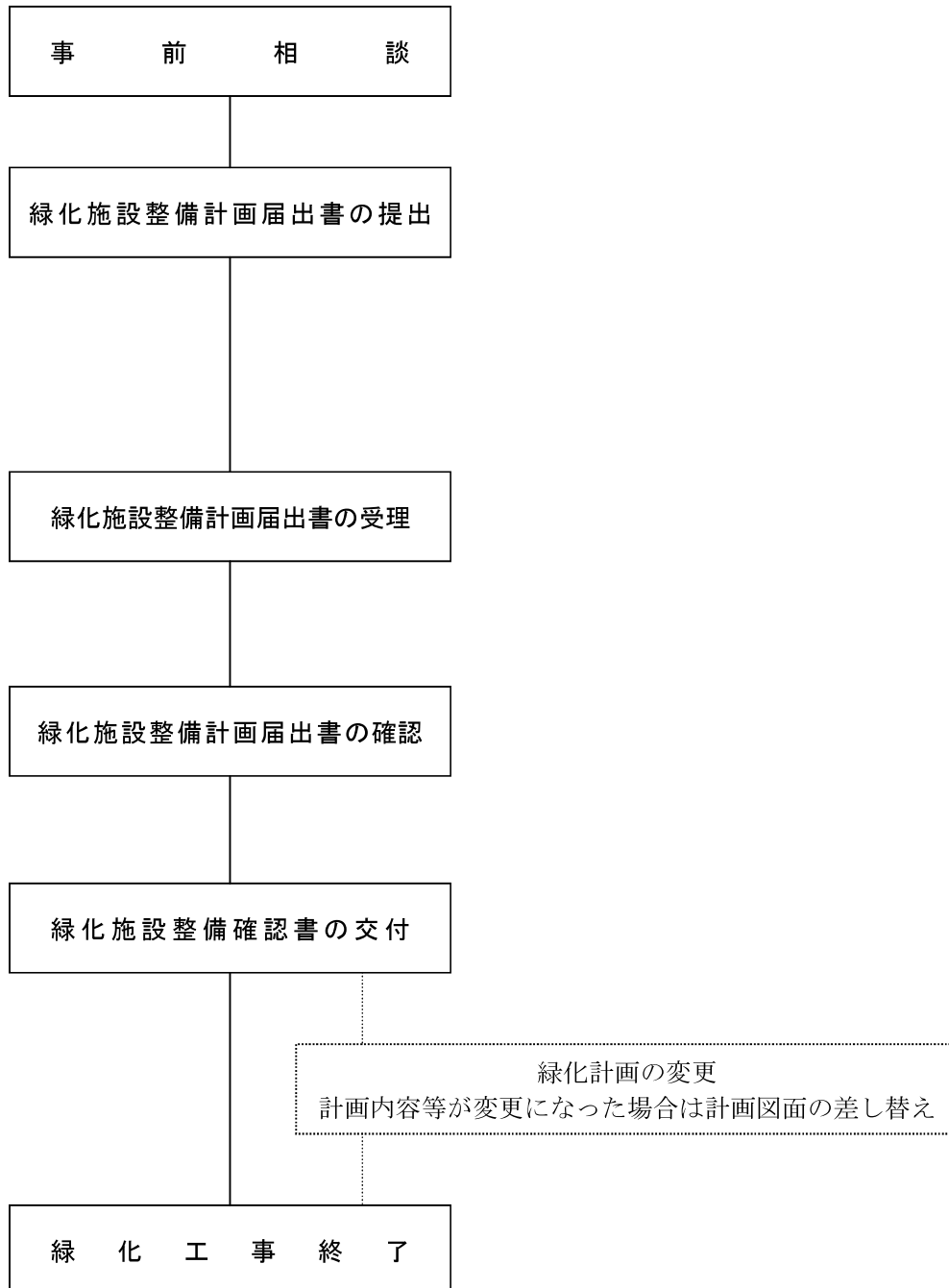
断面図



断面図

2. 緑化基準

緑化計画届出フロー



【緑化実施要領】

1 事前相談

- (1) 開発者は、既存樹木等がある場合は、更地にする前に必ず相談すること。
- (2) 事前相談にあたっては、次のものを用意するものとする。
 - ア 現地案内図
 - イ 緑化計画図(敷地・施設面積図、立面・断面・平面図等を含む建築計画図及び樹木一覧
 - ウ 現況写真(既存樹木がある場合は、種類とおおむねの高さ及び本数を記入)

2 緑化施設整備計画届出書には次のものを用意するものとする。

- (1) 「緑化施設整備計画届出書」は2部(正・副)を提出する。
- (2) 緑化施設整備計画届出書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - ア 現地案内図
 - イ 敷地求積図
 - ウ 敷地平面図等を含む建築計画図
 - エ 緑化計画平面図
緑化の区域、植栽植物の種類及び本数、緑化面積を記入する。
 - オ 緑化計画立・断面図
屋上緑化・壁面緑化・接道緑化を行う場合に植栽の位置、緑化面積、建築面積、屋上面積を記入する。(ただし、地上緑化のみの場合は不要)
 - カ 緑化面積求積図
三斜や座標系による求積図とする。緑化面積は外寸や幅寸法を必ず記入し、大きさがようにする。
 - キ 既存樹木位置図・現状写真
図面に既存樹木の位置及び写真を撮影した方向を矢印等で明記する。
(既存樹木を緑化面積に含める場合のみ必要)
- (3) 緑化計画に変更がある場合は、速やかに変更届出書を提出すること。

【緑化基準】

1 定義

- (1) 緑地
樹林、樹木地、草地、耕地、水辺地などの自然環境を保全する土地をいう。
- (2) 緑化
地面や人工的に造った植栽基盤を、樹木や地被植物で覆うことをいう。
- (3) 高木
通常の成木の樹高が3m以上の樹木をいう。(植栽時に2m以上であること。)
- (4) 低木
通常の成木の樹高が3m未満の樹木をいう。(植栽時に2m未満であること。)
- (5) 地被植物
芝、笹、つた、その他これらに類する植物をいう。
- (6) 植栽基盤
樹木や地被植物の生育基盤で、一定の厚みをもつ土壌等をいう。

(7) 可動式植栽基盤

プランターやコンテナ等の容器に土壌などを入れ、移動が可能な植栽基盤としたものをいう。
(容量は、おおむね100リットル以上を対象とする。)

(8) 地上、屋上、壁面、接道

地上とは、地面と一体になっている人工地盤を含む。

屋上とは、建築物の屋根の部分を用いる。

壁面とは、建築物の外壁の部分を用いる。

接道とは、開発地のうち道路に接する部分を用いる。

接道とは、開発地のうち道路に接する部分を用いる。

2 開発地内の緑化

- (1) 開発者は、既存の緑地又は樹木の保全に努めるとともに、日照などの生育条件を勘案し、予定する建築物等を配置するものとする。
- (2) 地上で緑化する場合は、高木(10m²当たり1本以上)、低木(1m²当たり1本以上)を優先に植樹する。

3 緑化率について

緑化率は、開発地の面積(帰属する公用地を除く。)に対する、既存の緑地や新たに植栽する区画の緑化面積の合計の割合とする。

4 緑化面積の算定方法

以下の算定方法により緑化面積を算出するものとする。

(1) 地上緑化

【一般部の緑化】

地上の植栽基盤面積(基盤となる平面積)を緑化面積とする。

さらに、植栽基盤面積に対し、必要植栽本数以上(高木は10m²当たり1本以上、低木は1m²当たり1本以上、地被類等は全面積での換算した合計面積が植栽基盤面積以上となる)植栽を行うこと。

【駐車場部の緑化】

緑化ブロックを利用した芝生などによる緑化の場合は、ブロックなどの緑化していない部分を除いた面積。芝生保護材を利用した芝生などによる緑化の場合は、基盤面積に緑化面積率を乗じた値を緑化面積とする。

(2) 屋上緑化

屋上緑化の場合は、樹木、地被植物による植栽基盤面積(基盤となる平面積)の緑化部分を緑化面積とする。

(3) 壁面緑化

建物に補助資材を用いる場合は、補助資材で覆われている部分を緑化面積とする。

補助資材を使用しない場合は、植栽延長×高さ1mを算入できる。(水平投影面積は算入できない。)

(4) 接道緑化

【生垣による接道の緑化】

生垣により接道を緑化する場合は、高さ1.0m以上とする。

生垣の樹高×延長を緑化面積とする。(遮へい物があった場合はその面積を除く。)

この緑化面積と「地上緑化面積」は両方とも算定することができる。

【フェンス等による接道部の緑化】

接道のフェンス緑化の場合は、高さ1.0mまで算入できる。

接道の補助資材を用いる緑化(ブロック併用など)の場合は、補助資材で覆われている部分を緑化面積とする。いずれの場合も、地上緑化面積には算入できない。

(5) 可動式植栽基盤による緑化

可動式植栽基盤(プランター、コンテナ等)を利用する場合は、樹木、地被植物を用いて地上や屋上、壁面に緑化することができるが、いずれも植栽基盤を用いた部分のみを緑化面積とする。

5 設計基準

(1) 地上緑化

別表1に掲げる樹木等を参考とし、必要な構造を有する支柱を設けて植栽する。

(2) 屋上緑化

別表2に掲げる樹木等を参考とし、植栽する。

区画については、建築物に付帯する植栽柵又は縁石により区画すること。

低木や地被植物を直接植栽する場合は風倒防止策、かん水、保水機能を考慮し配置する。

(3) 壁面緑化

別表3に掲げる植物等を参考とし、建築物の外壁に植栽基盤を設け、容器型を利用しながら地上・屋上からつる性植物等が壁面を覆うことも可能とする。

(4) 接道緑化

接道部に生垣やツル植物を樹高1.0m以上でほぼ均一に植え並べること。

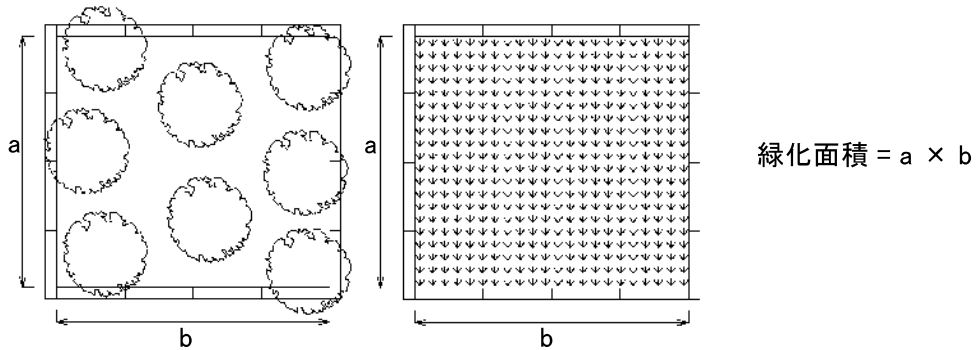
それぞれの樹木の葉張りが触れ連続性がある若しくは1m当たり3本以上の樹木の植栽によるものであること。

(5) 可動式植栽基盤による緑化

低木又は地被植物に限るものとし、風倒防止策、かん水、保水機能を考慮し配置する。

緑化面積算定基準図

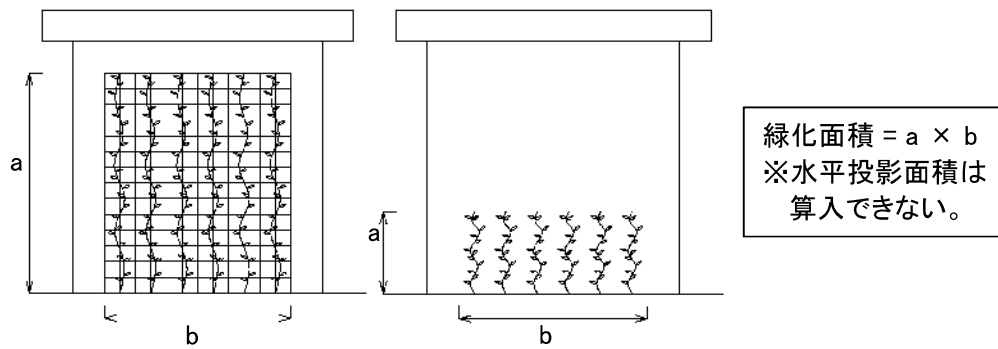
○地上緑化・屋上緑化



○壁面緑化

【補助資材有】

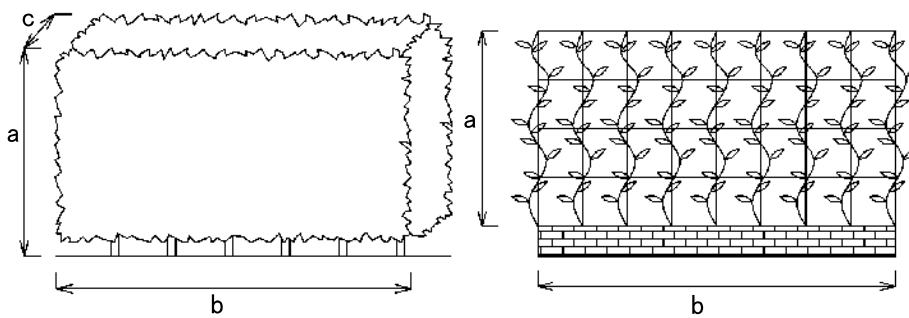
【補助資材無】



○接道緑化

【生垣】

【フェンス】



緑化面積 = $a \times b$

※接道の生垣に関しては、植栽基盤面積を加えて算入できる。

緑化面積 = $b \times c$

別表1 地上緑化用植物

高木	イロハモミジ、シラカシ、スダジイ、アラカシ、ウラジロガシ、タブノキ、アカガシ、ケヤキ、コブシ、ヤマボウシ、ヤマモミジ、サクラ、クスノキ、ハナミズキ、ヤマモモ、ヤナギ、マテバシイ、マツ、ビワ、ネムノキ、ウチワカエデ、ヤブツバキ、モチノキ、サンゴジュ、ネズミモチ、シロダモ、カクレミノ、サルスベリ、ユズリハ他
低木	アジサイ、カンツバキ、クチナシ、サザンカ、ジンチョウゲ、ピサカキ、ムラサキシキブ、センリョウ、ヤマブキ、ベニカナメモチ他

別表2 屋上緑化用植物

低木	(常緑)アセビ、アペリア、カンツバキ、キョウチクトウ、クサツゲ、クチナシ、サザンカ、シャクナゲ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、センリョウ、ツツジ類、トベラ、ナンテン、ハイビヤクシン、ハマヒサカキ、ヒイラギナンテン他 (落葉)アジサイ、ガクアジサイ、ボケ、コデマリ、ハギ、ヤマブキ、ユキヤナギ、レンギョウ、ライラック他
地被類	ノシバ、コウライシバ、コクマザサ、コトネアスター類、セダム類、フッキソウ、ヘデラ類、ビンカ、ミノール、マツバギク、リュウノヒゲ、ハーブ類、ヤブラン、ヘメロカリス他

別表3 壁面緑化用植物

○登坂タイプに適するもの

(常緑)オオイタビ、キヅタ、セイヨウキヅタ、ツリガネカズラ、ツルニチニチソウ、テイカカズラ、ピラカンサ、ムベ他 (落葉)ナツツタ、ノウゼンカズラ、クレマチス、ツキヌキニンドウ、ツルバラ、トケイソウ、ナツユキカズラ、フジ、テリハノイバラ、アケビ、キウイ、ツルウメモドキ他

○下垂タイプに適するもの

(常緑)ヘデラ類、ツルニチニチソウ、テイカカズラ、コトネアスター類
(落葉)ナツツタ、ノウゼンカズラ、ツルバラ、トケイソウ、サネカズラ(半常緑)他

緑化施設整備計画届出書

越谷市長 宛

下記のとおり緑化施設整備計画を届出します。

開 発 者 住 所・氏 名	面:									
設 計 者(代 理 人) 住 所・氏 名	面:									
開 発 地	越谷市									
施 設 の 種 類	1住宅 2土地分譲 3共同住宅 4事務所 5その他()									
緑 化 面 積	地上・接道		緑化総面積		緑化率		植栽密度		緑化面積	
	地上	接道	地上	接道	地上	接道	地上	接道	地上	接道
地上・緑化 接道・緑化	樹木等	植栽樹木	既	存	計	植栽密度	緑化面積			
	高木	本	本	本	本	1本以上/10㎡	/			
低木	本	本	本	本	1本以上/1㎡					
地上・緑化 接道・緑化	地被植物	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	/			
	コンテナ等	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡				
地上・緑化 接道・緑化	植栽基盤	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	/			
	接道	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡				
地上・緑化 接道・緑化	地上・接道緑化面積合計						㎡			
	低木	本	本	本	本	1本以上/1㎡	/			
地被植物	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡					
地上・緑化 接道・緑化	コンテナ等	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	/			
	植栽基盤	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡				
地上・緑化 接道・緑化	壁面	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	/			
	地上・接道緑化面積合計									
地上・壁面緑化面積合計						㎡				
緑化総面積(地上・接道・屋上・壁面)						㎡				

※開発地内に既存樹木等があり、保存できる樹木等があるときは緑化面積として算入する。

整備の着手予定年月日	年 月 日
整備の完了予定年月日	年 月 日

課長	調整幹	副課長	主幹	主査	担当者	年月日
						受付番号

緑化施設整備計画確認書

様

越谷市長

下記のとおり緑化施設整備計画を確認しました。

開 発 者 住 所・氏 名	面:									
設 計 者(代 理 人) 住 所・氏 名	面:									
開 発 地	越谷市									
施 設 の 種 類	1住宅 2土地分譲 3共同住宅 4事務所 5その他()									
緑 化 面 積	地上・接道		緑化総面積		緑化率		植栽密度		緑化面積	
	地上	接道	地上	接道	地上	接道	地上	接道	地上	接道
地上・緑化 接道・緑化	樹木等	植栽樹木	既	存	計	植栽密度	緑化面積			
	高木	本	本	本	本	1本以上/10㎡	/			
低木	本	本	本	本	1本以上/1㎡					
地上・緑化 接道・緑化	地被植物	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	/			
	コンテナ等	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡				
地上・緑化 接道・緑化	植栽基盤	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	/			
	接道	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡				
地上・緑化 接道・緑化	地上・接道緑化面積合計						㎡			
	低木	本	本	本	本	1本以上/1㎡	/			
地被植物	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡					
地上・緑化 接道・緑化	コンテナ等	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	/			
	植栽基盤	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡				
地上・緑化 接道・緑化	壁面	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	/			
	地上・接道緑化面積合計									
地上・壁面緑化面積合計						㎡				
緑化総面積(地上・接道・屋上・壁面)						㎡				

※開発地内に既存樹木等があり、保存できる樹木等があるときは緑化面積として算入する。

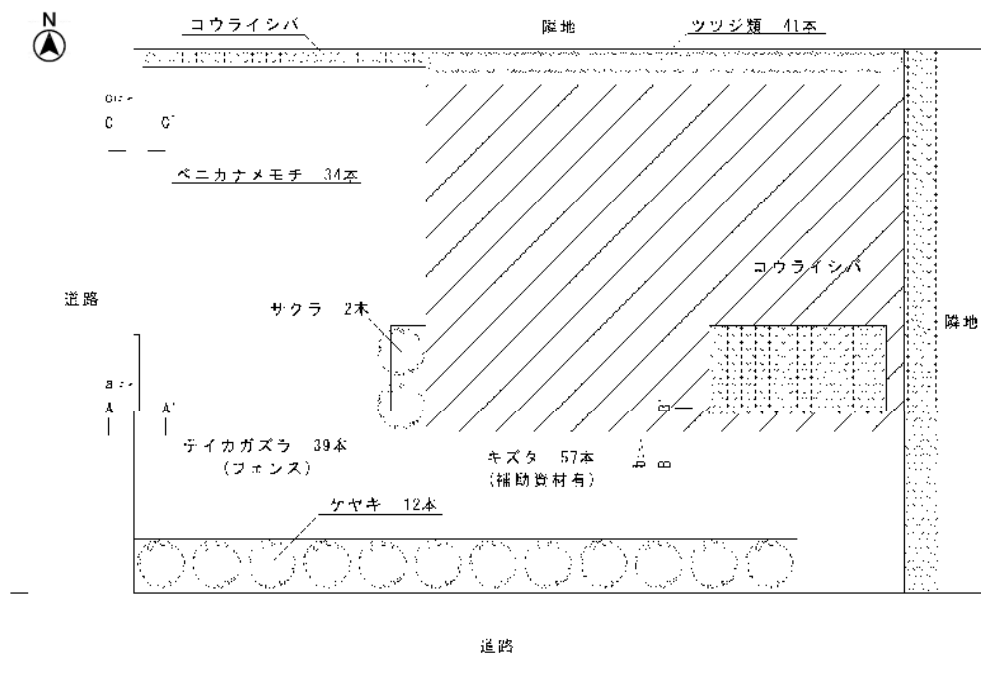
整備の着手予定年月日	年 月 日
整備の完了予定年月日	年 月 日

例図 緑化計画平面図

緑化計画平面図には下記内容を表示してください。

- 図面の縮尺 : 図面の縮尺は1/200~300を標準とします。
- 方位 : わかりやすい位置に表示してください。
- 敷地の境界線 : 太線や一点鎖線等でわかりやすく表示してください。
- 建築物の配置 : 建築物の範囲をわかりやすく表示してください。
- 整備する緑化施設の配置 : 新たに整備する樹木と地被植物、その他の施設を彩色するなどわかりやすく表示してください。(樹木と地被植物は成長時の大きさとしてください)
- 既存の緑化施設の位置 : 新たに整備する緑化施設と区別がつくように、彩色するなどわかりやすく表示してください。区別がつきにくい場合は「既存の緑化施設平面図」として別図を作成してください。
- 寸法・数量の表示 : 緑化計画平面図にならって主なものを表示してください。
- 立・断面図の位置 : 立・断面図を作成する場合には、その位置を表示してください。
(図の中のA、aなど)

緑化計画平面図



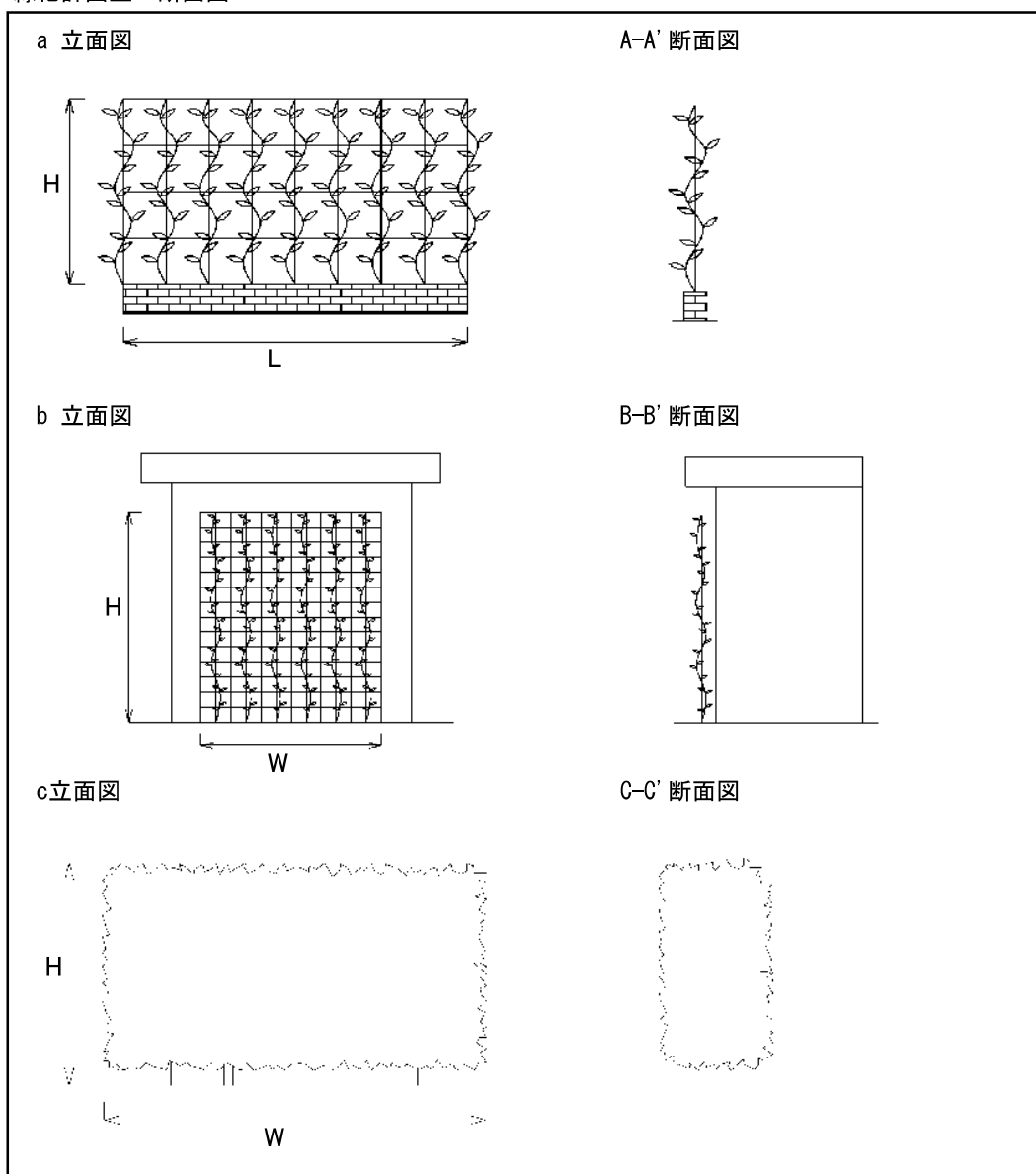
例図 緑化計画立・断面図

緑化計画立・断面図には下記内容を表示し、緑化計画平面図とあわせて緑化施設の概要が立体的にわかるようにします。

立・断面図は必要に応じて作成してください。

- 図面の縮尺 : 緑化施設の表示に適切な縮尺を使用してください。
- 整備する緑化施設の配置 : 新たに整備する樹木と地被植物、その他の施設をわかりやすく作図してください。
- 既存の緑化施設の位置 : 新たに整備する緑化施設と区別がつくように、わかりやすく作図してください。

緑化計画立・断面図

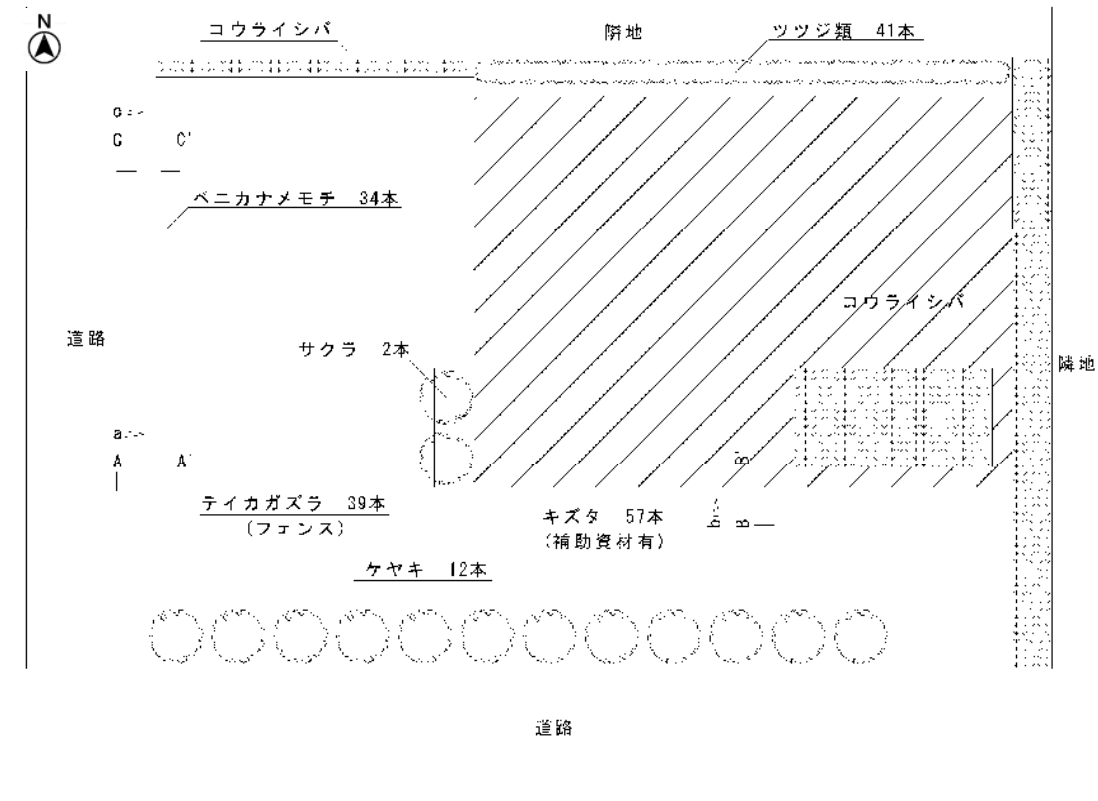


例図 緑化面積求積図

緑化面積求積図は、緑化計画平面図をベースに作成し、下記内容を表示して下さい。

- 図面の縮尺 : 図面の縮尺は1:200~300を標準とします。
- 敷地の境界線 : 本線や一点鎖線等でわかりやすく表示して下さい。
- 緑化面積の対象となる : 緑化面積の対象となる樹木等の範囲をわかりやすく表示してください。
 なお、既存の緑化施設と新たに整備する緑化施設を区別する必要はありません。
- 寸法・数量の表示 : 緑化面積求積図にならって算出のもととなっている寸法と面積を記入してください。
 計算式については、整備計画の確認上重要ですので可能な限り記入してください。
- 面積算出表 : 面積算出表を記入又は別紙で添付して下さい。
- 工場立地法により
 整備した緑地の範囲 : 工場立地法による緑地がある場合は、最低限整備することが義務づけられている緑地の範囲（通常は敷地の20%に該当する部分）をわかりやすく表示してください。

緑化面積求積図



○面積算出表

面積算出表は例にならって、地上緑化、屋上緑化、壁面緑化、接道緑化ごとに集計してください。

面積算出表(例)

○地上緑化面積

記号	植物名	本数	面積計算	面積(m ²)	備考
①	コウライシバ		16.00m×1.00m	16.00m ²	地被植物
③	サクラ	2本	2.00m×6.00m	12.00m ²	高木
⑤	ケヤキ	12本	37.50m×3.00m	112.50m ²	高木
⑧	コウライシバ		2.00m×30.50m	61.00m ²	地被植物
⑨	ツツジ類	41本	27.00×1.50m	40.5m ²	低木
計				242.00m ²	

○屋上緑化面積

記号	植物名	本数	面積計算	面積(m ²)	備考
⑦	コウライシバ		10.00m×5.00m	50.00m ²	地被植物
計				50.00m ²	

○壁面緑化面積

記号	植物名	本数	面積計算	面積(m ²)	備考
⑥	キズタ	57本	17.00m×3.00m	51.00m ²	
計				51.00m ²	

○接道緑化面積

記号	植物名	本数	面積計算	面積(m ²)	備考
②	ベニカナメモチ	34本	10.00m×1.20m + 0.5m×10.00m	17.00m ²	
④	テイカガズラ	39本	11.50m×1.00m	11.50m ²	
計				28.50m ²	

○緑化面積	合計	371.5m ²
-------	----	---------------------

9. 消防水利施設等の標準構成

第41条関係(規則第32条)

1. 消防活動空地設置基準

(1) 消防活動空地等への進入路(施行規則第32条第2号アを含む。)

ア 有効幅員6m以上であること。ただし、屈曲部又は交差部に幅員に応じたすみ切りを設けた場合は、この限りでない。(別図1参照)

イ 地盤面から高さ4m以内には、はしご自動車の運行に支障となる工作物等がないこと。

ウ 勾配は、10%(6度)以下であること。

エ はしご自動車の総重量(25トン)に耐えられる構造であること。

(2) 消防活動空地等(施行規則第32条第2号ア・イを含む。)

ア 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第126条の6に定める非常用の進入口ごと(代替開口部を含む。)に面して設けること。

なお、共同住宅等の場合は、住戸のバルコニー側に架ていできるように設けること。

イ バルコニーの長さが40mを超えるときは、消防活動空地等を40m以内ごとに設けること。

ウ 消防隊進入通路等は、消防隊がバルコニーへ容易に進入できるよう、有効幅員を75cm以上とすること。

エ バルコニーの仕切りについては、容易に破壊できるものであること。

オ 消防活動空地は、幅6m以上長さ12m以上とし、はしご自動車が容易に進入し停車できること。

カ 消防活動空地と建築物間の距離は8m以下とし、その空間には、はしご自動車の伸長に支障となる工作物等がないこと。

キ 消防活動空地には、付近の見やすい箇所に別図2の標識を設置し、又は別図3の路面表示をすること。

なお、標識を設置する場合にあつては、消防活動空地を区画線(幅10cmの黄色の線)等で明らかにすること。

ク 勾配は、10%(6度)以下であること。

ケ 地盤は、はしご自動車の総重量(25トン)に耐えられる構造であること。

コ 消防活動空地及びその周囲には、消防活動に支障となる工作物等を設けないものとする。

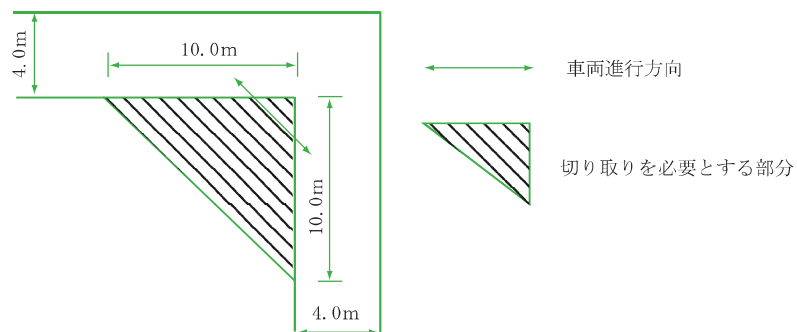
なお、支障をきたすものがある場合には、関係機関と協議すること。

(3) 上下操作式避難ハッチ（施行規則第32条第2号ウ）

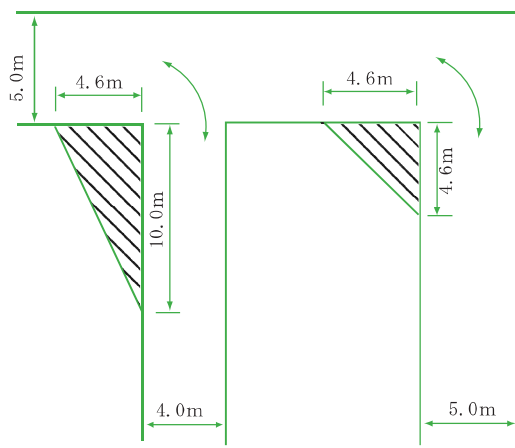
- ア 上下操作式避難ハッチ（以下「避難ハッチ」という。）を設置する場合は、建築物の地階を除く階数が10階以下又は建築物の高さが31m以下の建築物に限る。
- イ 上下操作式避難ハッチは、金属製で一辺の長さを有効75cm以上とし、設置階及び直下階から容易に操作することができる構造とすること。
- ウ 避難ハッチは、4階以上のすべての階層（バルコニー等）に設置し、設置個数は連続するバルコニーごとに1個以上とすること。
なお、地盤面から3階の手すり高までの距離が8m以上の場合は、3階から設置すること。
- エ 消防隊員が避難ハッチを使用するための進入路（有効幅員が1m以上）を当該建築物のバルコニーに面して設けること。
- オ 消防法施行令第25条の規定に基づき設置された避難器具と兼用する場合は、避難ハッチの下蓋に、容易に識別できる大きさで「消防隊兼用」の表示をすること。

別図1 進入路のすみ切り図（直角の場合）

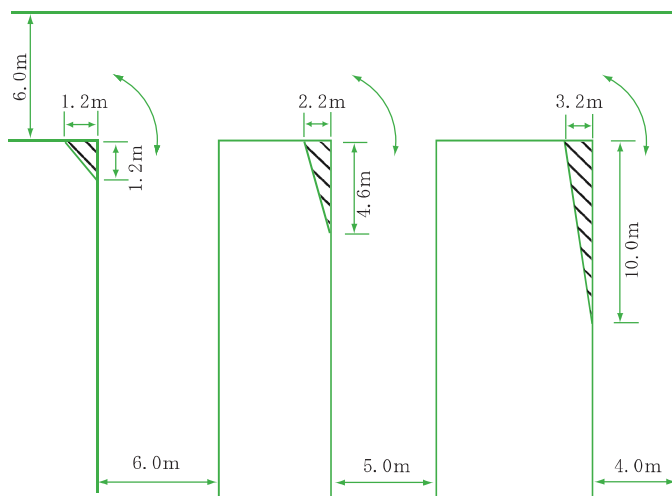
1. 幅員 4 m の場合



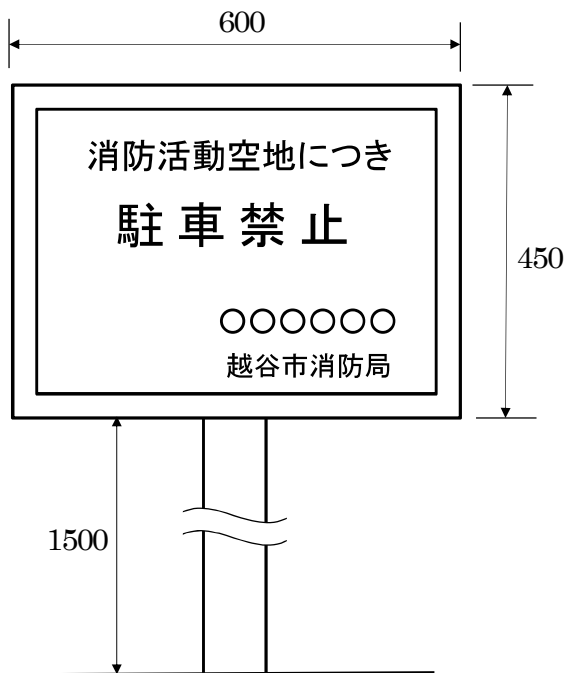
2. 幅員 5 m と 4 m ・ 5 m の場合



3. 幅員 6 m と 6 m ・ 5 m ・ 4 m の場合

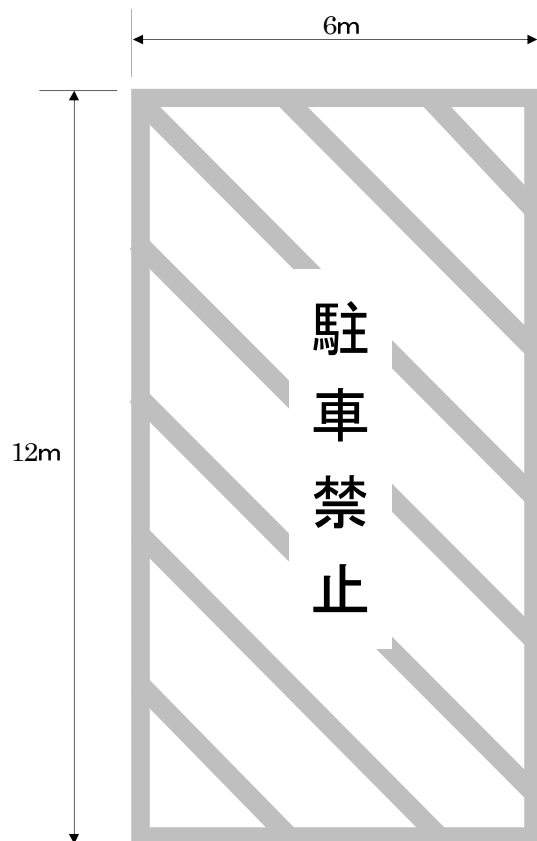


別図2 消防活動空地の標識



枠……青色・枠の幅は30mmとする。
地……白色
文字……赤色
○ ○ ○ ○ ○ は、事業所名又は管理組合名を表示する。

別図3 消防活動空地の路面表示



枠・斜線・文字……黄色
線の幅……100mm

2. 防火水槽設置基準

(1) 位置

ポンプ車が、吸管投入口又は採水口まで容易に接近し取水できること。

- ① 吸管投入口（蓋）から取水する場合 3 m以内
- ② 採水口から取水する場合 5 m以内

(2) 容量

常時、必要以上の水量が確保できること。

(3) 構造等

○地中ばり、現場打ち鉄筋コンクリート製の場合

ア 水槽底板までの落差は、4.5 m以内とすること。

イ 水槽は専用とし、また、水槽内には給水管・排水管・ガス管等他の用途の配管を通さないこと。

ウ 構造は次によること。ただし、構造計算により安全が認められる場合は、この限りでない。

鉄筋のうち、主筋は異形鉄筋D 13以上のダブル配筋とし、最大間隔200 mm以下とすること。また、鉄筋のかぶりは、水槽の内側で40 mm、外側で80 mmとする。コンクリートの設計基準強度は、四週圧縮強度 24 N/mm^2 以上とし、厚さは底板・測板・頂板とともに250 mmとすること。

エ 内部仕上げは、床及び壁を全面防水処理するものとし、必要に応じて天井も防水処理すること。防水仕様は、防水モルタル又は無機質系塗布防水とする。

オ 水槽には、直接吸管を投入できる吸管投入口（消防用鉄蓋）を次により設けること。

(ア) 直径600 mmの車道用鉄蓋と同等の性能とすること。

(イ) 消防関係者以外、容易に開放できない構造とすること。

(ウ) 水槽内へ土砂の流入が防止できること。

(エ) 「防火水槽」の文字入りとする。

(オ) 一部塗色（カラー樹脂黄色系）とすること。

(カ) 受枠に転落防止器具を設置すること。

カ 吸管投入口を設けない場合は、導水装置及び点検口を設けること。

(ア) 導水装置は、(4)により設けること。

(イ) 点検口は、点検・給水に際し支障のない位置とし、点検口に設ける蓋は、容易に開放できない構造とすること。

キ 水槽の側壁には修理等のために、吸管投入口及び点検口から底部まで降下で

きるトラップを設けること。トラップの材質は、腐食防止のためステンレス、ポリプロピレン等を使用すること。

ク 水槽内の水をすべて吸水するために、吸管投入口の直下に集水ピット（釜場）を設けること（縦・横600mm以上・深さ500mm以上）。ただし、必要水量以上集水できる構造とした場合は、この限りでない。

ケ 水槽が地中ばかりで区画されている場合は、硬質塩化ビニール管等を使用し、各区画に通気管、通水口及び人通口を次により設けること。

（ア）通気口は、口径100mm以上とし、はりの上部に2箇所以上とすること。

（イ）通水口は、口径150mm以上ではりの下部に2箇所以上とし、底板に接するように設けること。

（ウ）人通口は、直径600mm以上の大きさとし、その下端は、底板から500以下とすること。ただし、構造上設置することが困難であり、点検口を設ける等各区画が点検できるようにした場合は、この限りでない。

コ 吸管投入口又は点検口には、水槽内の壁面等に充水限度を確認できる標示をすること。

○二次製品防火水槽の場合

ア 組み立て及び施工要領に基づき設置すること。

イ 吸管投入口は（3）オにより設置すること。

（4）導水装置等

○導水管は、次によること。

ア ポンプ車を使用して、1m³/分以上取水できるよう設計すること。

イ 単独配管（口径100mm以上）で2本以上設置すること。

ウ 集水ピット（釜場）内に設置すること。集水ピットは、縦500mm以上、横1000mm以上、深さ500mm以上とし、吸水口は床面より200mm程度離すとともに、吸水口相互間は500mm以上離すこと。

エ 配管は、日本産業規格G3448（一般配管用ステンレス鋼管）に適合する管又はこれと同等以上の強度、耐食性を有するものとする。

オ 埋設管部分は、外面の腐食を防止するため、防食テープ等により措置すること。

カ 導水管には、必要に応じて「導水管」と標示すること。

キ 導水管の総延長距離は18mまでとすること。

○採水口は、次によること。

- ア 防火水槽蓋からの取水が困難である場合、採水口を設置すること。
- イ 導水管1本につき1口設置すること。
- ウ 採水口相互間は600mm程度離すこと。
- エ 取り付け高さは、地盤面から結合部の中心まで0.5m以上1m以下とすること。
- オ 材質は、日本産業規格H5111（青銅鑄物）に適合するもの又はこれと同等以上のものとし、結合部は呼び径75mmのめねじとし、日本産業規格B9912（消防用ねじ式結合金具寸法）に適合すること。
- カ 覆冠を設け、面板等に「採水口」と標示すること。

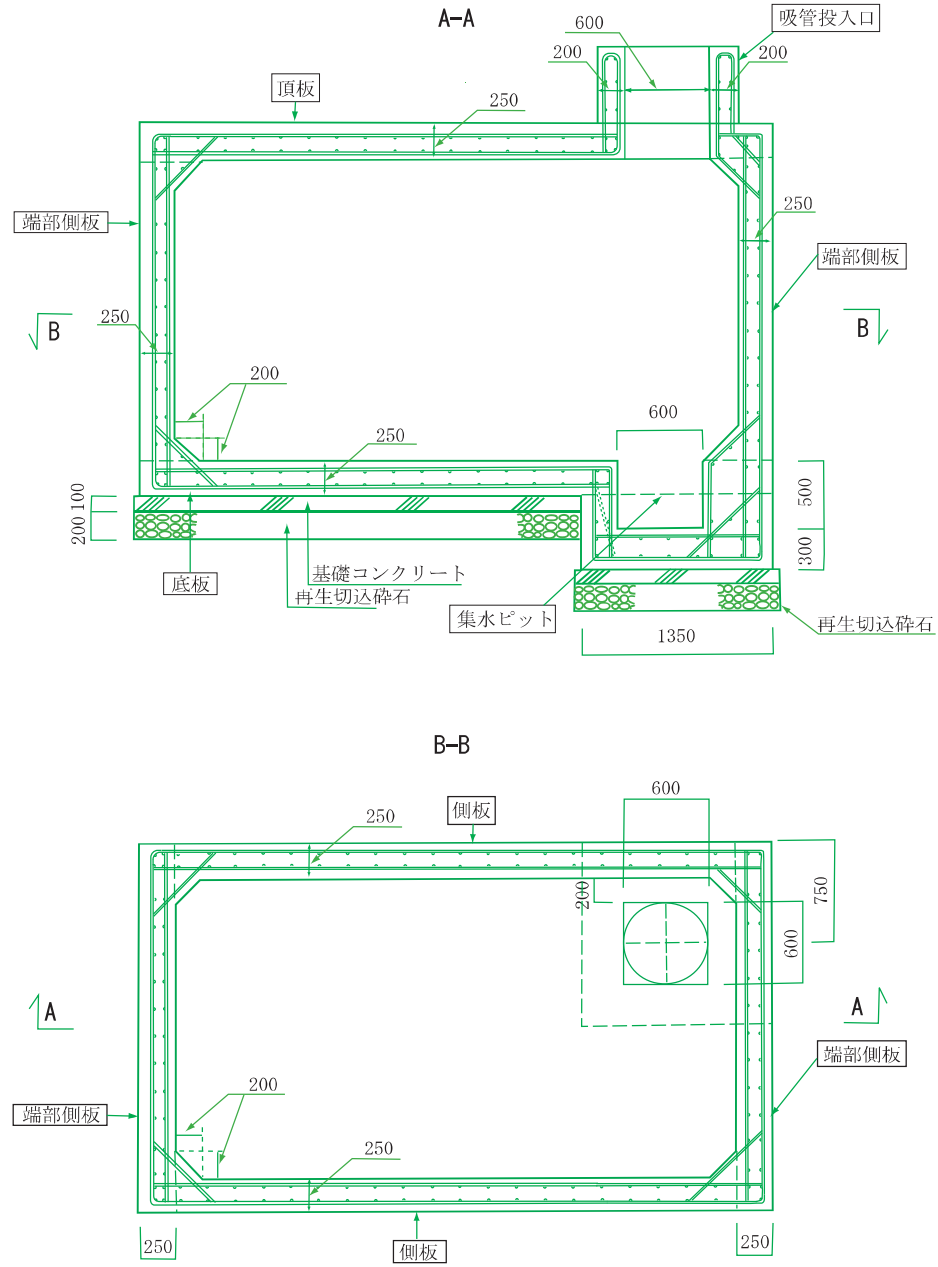
○通気管は、次によること。

- ア 口径は、100mm以上とすること。
- イ 立上げ高さは1m以上とし、先端は180度曲げ、異物の混入を防止するための網を設けること。
- ウ 材質は、日本産業規格G3452（配管用炭素鋼鋼管）に適合するもの又はこれと同等以上（ステンレス鋼管等）のものとする。
- エ 通気管には、「防火水槽・通気管」と標示すること。

○給水口を設置する場合は、次によること。

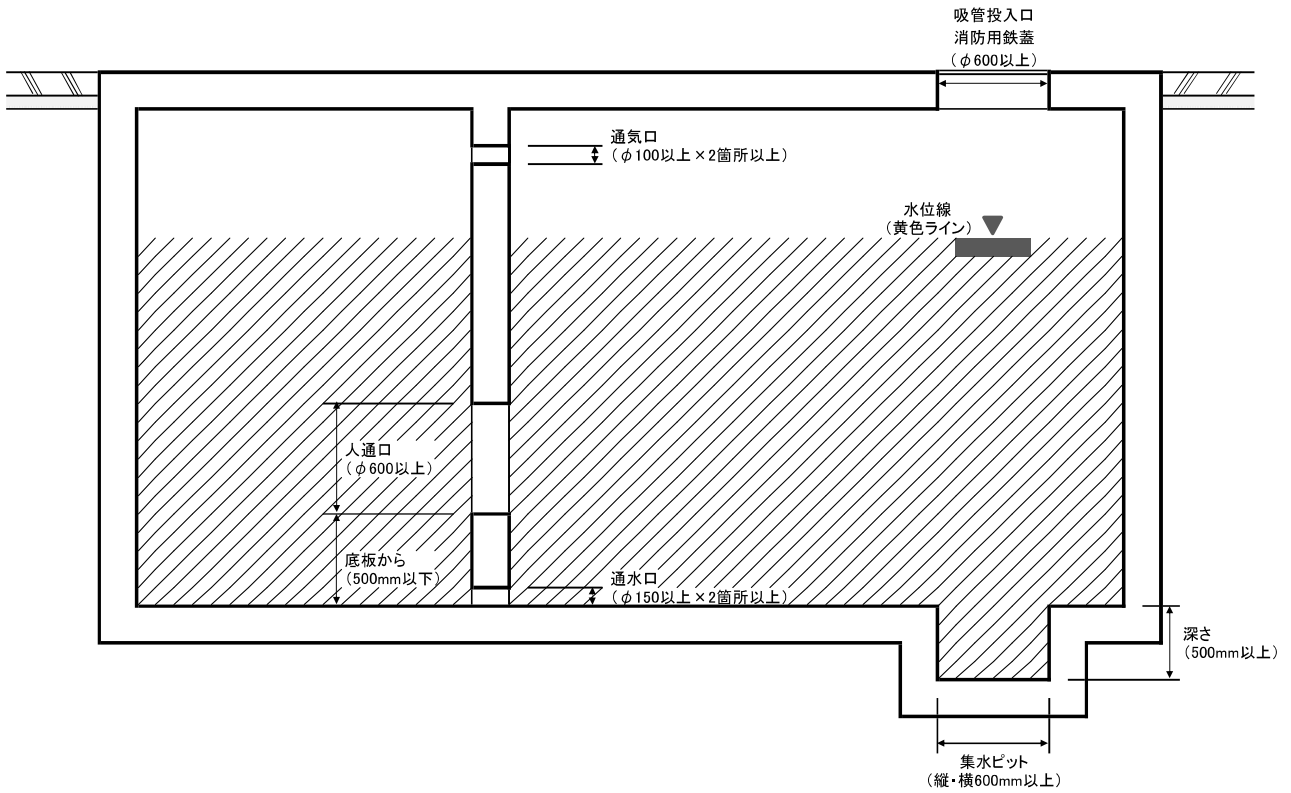
- ア 材質は、日本産業規格H5111（青銅鑄物）に適合するもの又はこれと同等以上のものとし、結合部は呼び径65mmの差込式とすること。
- イ 給水口は（4）エ、オにより設置すること。
- ウ 給水口には、「給水口」と標示すること。

現場打ち防火水槽

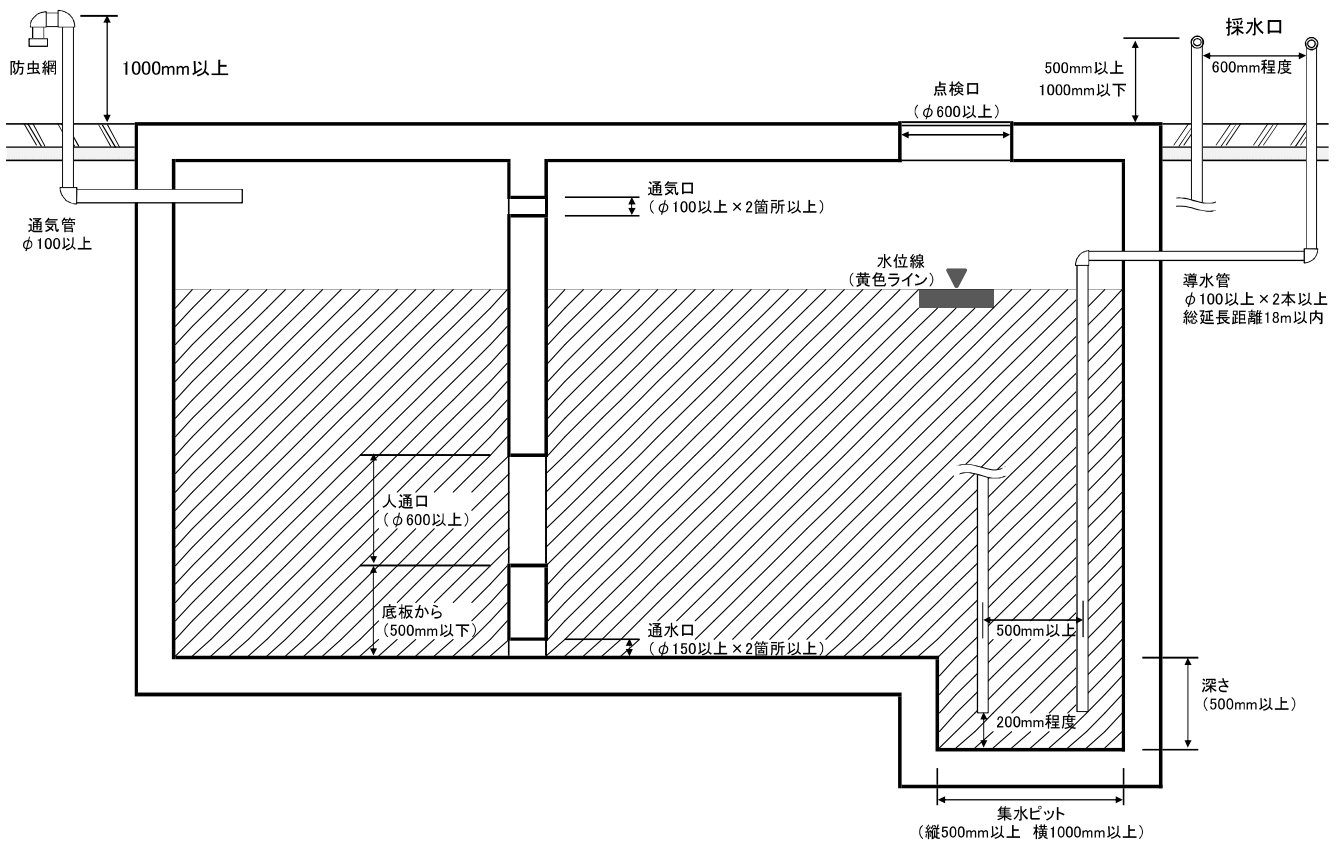


- 構造は下記によること。（構造計算により安全が認められる場合は、この限りでない。）
- ・主筋は異形鉄筋D13以上ダブル配筋とし、最大間隔200mm以下とする。
 - ・鉄筋のかぶり厚さは、水槽の内側で40mm、外側で80mmとする。
 - ・コンクリートの設計基準強度は、四週圧縮強度 $24\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とする。
 - ・コンクリートの厚さは底板、側板、頂板ともに250mmとする。
 - ・図面記載以外は、建築工事標準仕様書・同解説（最新版）による。

1 吸管投入口の場合



2 採水口の場合



採水口壁型



寸法 75A×100A

単口採水口スタンド型



寸法 75A×100A

給水口壁型 (差込式)



寸法 65A×75A

単口給水口スタンド型 (差込式)



寸法 65A×75A

消防水利施設等工事着工届

年 月 日

越谷市消防長 宛

開発者

住所

氏名

開発地の場所	越谷市		
名称			
設置者			
住所・氏名	電話 ()		
用途	階数	延床面積	
		㎡	㎡
開発面積	建築面積	㎡	㎡
工事着工年月日	完成予定年月日	年月日	年月日
協議番号	協議済年月日	年月日	年月日
※着工届番号	年 第 号		
※受付欄	※経過欄		
	基礎検査・配筋検査(底板)		
	配筋検査(側板・頂板)		
	完了検査		

種別	防火水槽 ・ その他()		
寸法	縦	m ・ 横	m ・ 深さ
有効水量	㎡	(全容量	㎡)
構造等	地下式	半地下式	地上式
	地中ばり水槽 ・ 現場打ち(地中ばり以外) ・ 二次製品水槽		
採水口	RC造 ・ PC造 ・ 鋼製 ・ その他()		
	採水口の有無 有 ・ 無 採水口の数		
消防水利に至る道路・通路	幅員	m	距離
進入路の有効幅員			
活動空地の大きさ			
その他			
施工者	住所・氏名		
	電話		
	現場担当者		
	氏名		
	現場事務所電話		
<p>1 下記図面を添付すること。 (1) 消防水利 案内図・配置図・消防水利の位置・平面図・断面詳細図・構造図(配筋リスト等) 容量計算書・認定書(二次製品の場合) (2) 消防活動空地 案内図・配置図・建物平面図・建物立面図</p> <p>2 ※欄は、記入しなさい。</p>			

<p>消防水利施設等工事完了届</p>		<p>年 月 日</p>
<p>越谷市消防長 宛</p>	<p>協議書 No. _____</p> <p>協議日 _____ 年 月 日</p>	
<p>開発者 住所 _____</p> <p>氏名 _____</p>	<p>消防水利施設等の工事が完了したので、越谷市まちの整備に関する条例第26条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p>	
<p>記</p>		
<p>1 工事完了年月日 _____ 年 月 日</p> <p>2 工事の完了した場所及び名称 場所 越谷市 名称 _____</p> <p>3 用途 _____</p> <p>4 完了内容 _____</p>		
<p>※検査年月日 _____ 年 月 日</p> <p>※検査結果 合 否 _____</p> <p>※検査済証番号 _____ 年 月 日 第 _____ 号</p> <p>※受付欄 ※備考 _____</p>		

※印は記入しないで下さい。

<p>消防水利施設等検査済証</p>		<p>第 _____ 年 月 日</p>
<p>越谷市消防長 印</p>		
<p>下記の工事は、越谷市まちの整備に関する条例第26条第2項の規定による検査の結果、適正であることを確認したので、証明します。</p>		
<p>記</p>		
<p>1 土地の所在・地番 越谷市 _____</p> <p>2 検査を受けた者 住所 _____ 氏名 _____</p> <p>3 用途・規模 _____</p> <p>4 検査年月日 _____ 年 月 日</p> <p>5 検査を受けた工事の種類 _____</p>		

10. 集会所及び集会室の設置

第44条関係(規則第34条)

1. 集会所及び集会室の設置基準

- (1) 集会所及び集会室は、共同住宅入居者、分譲住宅入居者が利用者となり、コミュニティ活動のための集会、行事等に主に使用し、かつ、そのために必要な機能を備えた施設とする。
- (2) 集会所及び集会室の管理運営は、共同住宅入居者、分譲住宅入居者又は入居者団体が行うものとする。
- (3) 高齢者、障がい者を含むすべての人が個人として尊重され、施設の利用が促進されるよう、埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則別表第1で定める整備基準を満たすものとする。

2. 集会所及び集会室の仕様等

(1) 集会所及び集会室の仕様について

仕様については、下表に示すものとする。

項 目	仕 様
床面	清掃しやすく汚れにくい構造とする。
壁	移動式パーテーション、カーテン、蛇腹式アコーディオン等簡易な仕切りは不可とする。
壁材 天井材 トイレ 洗面所 倉庫	管理しやすい仕上げとする。
キッチン 湯沸かし器	ガス式・電気式のどちらでも可とする。(キッチンはコンロを設置し、換気扇を取り付けること。)
電気メーター 水道メーター ガスメーター	単独で設置する。
配管・コンセント等	冷蔵庫、冷暖房機器設置のための設備を確保する。

(2) 集会所及び集会室の備品等について

- ① 会議用机
- ② 会議用椅子
- ③ エアコン

3. 集会所用地及び集会所の寄附について

(1) 開発者は、市に寄附した集会所について、次の事項を自治会等に説明するものとする。

- ① 寄附をした集会所は、市から自治会のみへ貸し付けるものとする。
- ② 維持保存等の費用は、自治会負担とする。

(2) 集会所用地及び集会所の寄附について

- ① 土地は分筆し、敷地を明確にすること。
- ② 建物は表示登記をすること。
- ③ 土地・建物の所有権移転登記に必要な書類は以下のとおりとし、寄附書類とともに市に提出すること。
 - ア 登記承諾書
 - イ 印鑑登録証明書
 - ウ 資格証明書
 - エ 建築確認申請書及び添付書類一式
 - オ その他必要書類

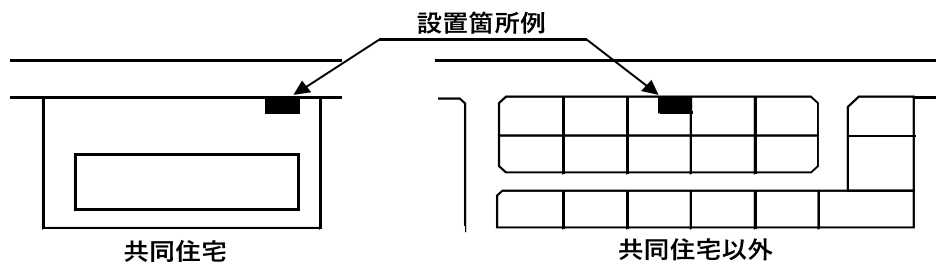
11. ごみ集積所の設置

第45条関係(規則第35条)

1. 設置場所

ごみ集積所の設置場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通り抜け道路に接すること。
- (2) 収集作業の安全が確保できる場所であること。
- (3) 収集車にごみを直接積み込みのできる場所であること。



2. 禁止場所等

次に掲げる場所にごみ集積所を設置してはならない。ただし、市長が特に認める場合にあっては、この限りでない。

- (1) 収集車が道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する駐停車禁止区域に停車しなければ直接積み込みができない場所
- (2) 国道、県道等の交通量が多い道路又は道幅が狭い等、車両のすれ違いが困難な道路に面した場所
- (3) 車道と歩道が縁石等で分離され、積み込みが困難な場所

3. 面積

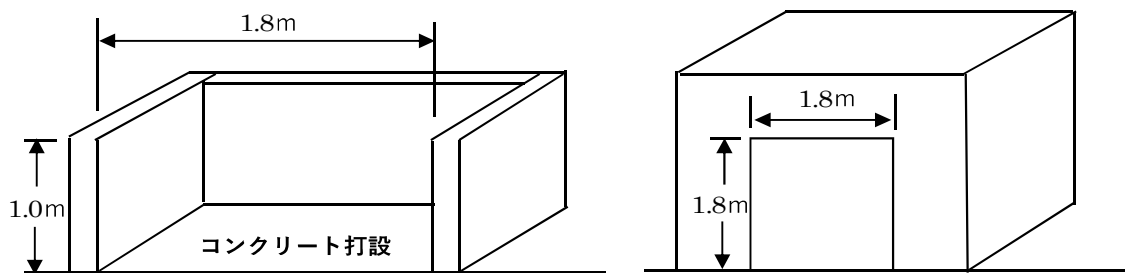
ごみ集積所の面積は、次に掲げるものとする。

- (1) 1戸につき0.3㎡とする。ただし、単身者用形式の住宅は、1戸につき0.15㎡とし、最小面積は3.0㎡とする。
- (2) 10戸未満でも最小面積は3.0㎡とする。

4. 構造

ごみ集積所の構造は、次に掲げるものを標準とする。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する地区計画区域内に設置する場合、地区整備計画の制限の適用を受けるものとする。

- (1) 床はコンクリートを打設し、排水のための勾配を設けること。
- (2) 三方を高さ1m以上のコンクリート又はブロックの塀で囲み、間口を1.8m以上確保すること。
- (3) 屋根を取り付ける場合は、間口部の高さを1.8m以上、幅は1.8m以上にすること。
- (4) 扉を取り付ける場合の形状および構造は、収集作業に支障がないものとし、間口部の扉は戸等とし、開口部の大きさは、前号のとおりとする。



5. 留意点

ごみ集積所を設置する場合は、次の点に留意しなければならない。

- (1) ごみ集積所は、接する道路の交通量、交通規制等に十分配慮し、歩行者等の危険防止のための設備が必要な場合は、これを設置すること。
- (2) ごみ集積所及びその周辺に収集作業の障害となるものを設置しないこと。
- (3) ごみ集積所が建物の一部等の場合は、収集車両が接近・通過することを考慮し、経路等を確保すること。
- (4) ごみ集積所の設置にあたっては、近隣との協議を十分に行うこと。
また、協議内容を書面にて報告すること。
- (5) ごみ集積所の設置にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (6) ごみ収集時、ごみ集積所の扉に鍵等の施錠はしないこと。

6. 補助施設

ごみ集積所にコンテナボックスを設置しようとする場合は、市と協議を行うものとする。

7. 報告

- (1) 協議した内容に変更がある場合は報告し、協議を行うものとする。
- (2) ごみ集積所の工事が完了したときは、速やかに報告するものとする。
- (3) 工事完了後、協議した内容に差異が生じた場合は再協議し、改善するものとする。

8. 収集依頼

ごみ収集依頼については、一般廃棄物(家庭ごみ)集積所に係るごみ収集依頼書により入居開始の3週間前までに行うものとする。

9. 管理者

設置したごみ集積所には、集積所維持管理者(以下「管理者」という。)を選任しなければならない。

- (1) 管理者は、事業者又は事業者が指定した者が就任する。
- (2) 事業者がいない場合は、集積所を利用する者(以下「利用者」という。)の中から選任するものとする。

なお、市に寄附したごみ集積所の維持管理(破損補修を含む。)についても、管理者が行うものとする。

10. 管理責任

管理者は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) ごみ集積所の利用について、定められたルールに従いごみ出しを行うよう利用者に周知徹底し適正な使用を促すよう指導を行うものとする。
- (2) 自己の責任において、ごみ集積所及びその周辺を常に清潔に保ち、悪臭、害虫の発生等により生活環境を損なわないように努めるものとする。
- (3) ごみ集積所の安全衛生等に支障が生じた場合、又は市の指導を受けた場合は、適切な措置を講じ、速やかに改善するものとする。

11. 利用者の責務

利用者は、市及び管理者の指示に従い、ごみの減量化及び集積所の適切な管理等に努めるものとする。

受付No. ()

ごみ収集依頼書

年 月 日

越谷市長宛

申請者 住所
 氏名
 電話

管理者 住所
 氏名
 電話

自治会 自治会名
 自治会長

下記のとおり、ごみ集積所を設置しましたので、収集を依頼します。※略図を添付してください。

依頼理由	集積所設置所在地(越谷市)
	<input type="checkbox"/> 共同住宅新築のため (新築 世帯) <input type="checkbox"/> 共同住宅以外の住宅新築のため (新築 世帯)

確認等	①収集開始希望日 年 月 日 () ②近隣等との調整... <input type="checkbox"/> ③所有者等の承諾... <input type="checkbox"/> ※所有者等署名 住所 氏名 電話
-----	---

調査員所見	調査日 年 月 日 ()	収集開始予定日			
	可燃() . ペット() ボトル . 立合い人...有・無 配達物...黄色カゴ() 赤色カゴ() 青色カゴ() その他() 調査員()	可燃()	.	危険・() 白色トレイ	.
		ペット() ボトル	.	びん・() 古着	.
		不燃()	.	缶 ()	.
		古紙()	.		

(P - - No. に設置)

12. 擁壁の形式種類例図

第49条関係

擁壁形式の選定

擁壁の形式、形状及び力学的特色によりおおむね次のように区分されます。

1. ブロック積擁壁

石積
(ブロック積)



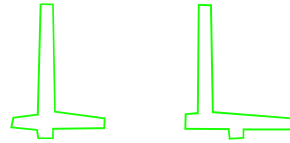
2. 重力式擁壁

重力式



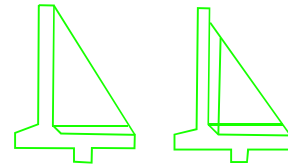
3. 片持ばり式擁壁

片持ばり式



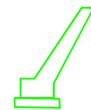
4. 控え壁式擁壁

控え壁式



5. もたれ式擁壁

もたれ式



13. 市街化調整区域内の基準

越谷市における都市計画法に定める市街化調整区域内の開発行為等の規制に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、法第29条第1項各号で定める許可不要とされる開発行為についても本基準の対象とする。

(開発面積の考え方)

宅地開発は市街地構成の基本である1住区(1平方キロメートル)概ね、8,000人ないし10,000人程度の人口が居住することとなる区域を標準的規模とし、市街地形成に必要となる公共施設等を備えた住宅地の良好な居住環境の確保を基本としている。

住宅地は予定される建築物の規模、用途、構造によって、日照、通風、採光、防火、防災、電波障害等を考慮し良好な区画割が必要である。

このことから特に市街化調整区域内においては、地域の環境等も考慮し標準200平方メートル以上とする。

なお、法第34条各号の許可基準及び一括議決基準において開発面積の規定のあるものは、基準によるものとする。(条例第48条第2項に定めるもの)

(建築物の高さ)

市街化調整区域内における建築物の高さについては、別表1及び別表2で定めのあるものを除き高さは15メートル以下かつ5階建て以下とする。ただし、市長が審議会の意見を聴き、開発地周辺的生活環境等に影響がないと認める場合は、この限りでない。

なお、法第34条各号の許可基準及び一括議決基準において開発面積の規定のあるものは、基準によるものとする。

(用途地域の指定のない区域内における建築物の規模等)

条例第58条に定めるものは次表のとおりとする。

区域	容積率	容積率に係る当該建築物の 前面道路の幅員のメートル の数値に乗じる数値	建ぺい率	道路斜線 による高 さの制限	隣地斜線 による高 さの制限
都市計画法に定める都市施設で4ヘクタールを超える公園及び河川区域	10/10	4/10	5/10	1.25	1.25
前号に掲げる区域以外の区域	20/10	4/10	6/10	1.25	1.25

